63-206
1200501277382
3
206

昭和七年

覽要太樺

廳太樺

O複写

始

樺太要覽

昭和七年

發行所寄贈本

一、本書は最近に於ける樺太の事情を廣く紹介せんが爲に編纂したるものなり。

一、本書所載の事項は主として前暦年又は前會計年度のものに據りたり。

一、本書中大正十五昭和元年は昭和元年大正十五昭和元年度は昭和元年度とせり。

一、本書中前暦年末又は前年會計年度末の計數は概ね概數とす。

長官官房調査課

63-206

樺太要覽目次

第一章　總論

第一節　領有の沿革……一

第一款　松前氏及幕府の探險施設……一

第二款　露國の東侵と南樺太の恢復……二

第二節　經營施設……四

第一款　千島樺太交換以前……四

第一項　幕府時代……四

第二項　開拓使時代……六

第二款　軍政施設……八

第一項　軍政署時代……八

第二項　民政署時代……八

第三款　樺太廳の設置及官制改正……一〇

第二章　地誌

第一節　位置及面積……一七

第二節　地勢……一七
第三節　地質……一九
第四節　主要市街地……豐原町、大泊町、落合町、知取町、本斗町、眞岡町
泊居町、惠須取町……二一
第五節　氣象……二六
第一款　觀測事業の沿革……二六
第二款　概說……二六
第三款　氣温、風及日照時……二八
第四款　濕度、降水及霜雪……二八
第五款　海霧及海氷……二九
第六節　戶口……三二
第三章　交通通信
第一節　交通……三八
第一款　道路……東部縱貫幹線、西部縱貫幹線、横斷線、其の他の主要線、
農耕道路……三八
第二款　鐵道……樺太廳鐵道、地方鐵道……四三
第三款　軌道……樺太拓殖軌道株式會社、留多加輕便軌道株式會社、
樺太工業株式會社輕便軌道……四八
第四款　港灣……大泊港、眞岡港、本斗港、船入澗……四九
第五款　航路……四九
第一項　樺太廳命令航路……內地北海道線、沿岸線……五三
第二項　遞信省命令航路……五三
第三項　鐵道省連絡線……五六
第四項　朝鮮總督府命令航路……五六
第五項　不定期線……五六
第六款　航路標識……五七
第七款　驛遞……五七
第二節　通信……五七
第一款　概說……五七
第二款　郵便……五八
第三款　爲替貯金……六〇
第四款　電信……六二
第五款　電話……六四
第六款　簡易生命保險竝郵便年金……簡易保險、郵便年金、積立金放資狀況……六九
第四章　地方制度……七三
第一節　地方制度の沿革……七三

第二節　町村……七
第一款　概說……七
第二款　町村會……七
第三款　町村吏員……七
第三節　町村の財政……八
第五章　財政及金融
第一節　財政……八
第一款　概說……八
第二款　歲入……八
第一項　租稅……八
第二項　租稅外收入……八
第二款　歲出……八
第二節　金融……八
第三節　煙草專賣……九
第六章　教化
第一節　教育……一〇

第一款　概說……一〇
第二款　初等教育……一〇
第三款　中等教育……大泊高等女學校、眞岡高等女學校、泊居高等女學校、私立學校……一〇
第四款　教員養生及其の他教育施設……一一
第一項　教員養成機關……小學校教員講習所、豐原高等女學校補習科、教員の指導教養……一一
第二項　其の他の教育施設……一一
第二節　博物館……一一
第三節　社會事業……軍事救護、罹災救護、行旅病人及死亡人救護、並取扱……一一
第四節　神社及宗教……一一
第一款　神社……一一
第二款　宗教……一一
第七章　兵事……海軍募兵、在鄉軍人……一一
第八章　殖民及農業
第一節　土地……一一

第二節　移民……一二七
第一款　交換前の殖民概說……一三七
第二款　露領時代の本島殖民概況……一四〇
第三款　領有後に於ける殖民概況……一四一
第三節　農業……一四八
第一款　概說……一四八
第二款　現狀及施設……一四九
第四節　畜産……畜牛、馬匹、養豚、養鷄、緬羊、養狐、牛酪……一五六
第九章　鑛業
第一節　總說……一六一
第一款　鑛業制度……一六一
第二款　鑛務行政の狀況……一六五
第二節　鑛物……一六八
第一款　石炭……一六九
第二款　石油……一七五
第三款　海綠石……一七六
第四款　柘榴石……一七九
第五款　金屬鑛物……一七九
第三節　鑛業……一八〇
第一款　鑛業の現況……一八〇
川上炭鑛、大平炭鑛、知取炭鑛、大榮炭鑛、東白浦炭鑛、樫保炭鑛、天内炭鑛、内幌炭鑛、内川炭鑛、鳥舞澤石油試掘場
第二款　鑛業の將來……一八七
第十章　林業
第一節　總說……一九〇
第二節　林政……一九一
第三節　造林……造林の沿革、從來實行成績概況……一九三
第四節　森林調査……一九九
第五節　森林の利用……二〇一
第六節　大學演習林……二〇一
第七節　官行斫伐……二〇五
第一款　概說……二〇五
第一項　事業の開始……二〇五
第二項　事業の計畫……二〇六

第二款　事業の概況……二〇七
第十一章　水産業
第一節　總說……二一一
第二節　漁業竝に水産製造……二一三
第三節　蕃殖保護……二一三
第四節　水産物檢査……二一三
第五節　水産に關する組合……二一四
第十二章　中央試驗所
第一節　沿革……二一六
第二節　事業と組織……二一六
第一款　事業……二一八
第二款　組織……二一九
第三節　事業分掌……二一九
第一款　農業部……二一九
第二款　畜產部……二二七
第三款　林業部……二四一
第四款　水產部……二四四

第五款　宇遠泊農事試驗支所……二四七
第十三章　商工業
第一節　商業……二四九
第二節　工業……バルプ、釀造業、罐詰業、其の他の工業……二五四
第三節　貿易……內地貿易、外國貿易……二六一
第四節　商工會議所……二六六
第五節　度量衡……二六七
第十四章　警察
第一節　總說……二七〇
第一款　沿革……二七〇
第二款　警察機關の配置……二七〇
第三款　警察官吏教養……警察官練習所、其の他……二七一
第二節　行政警察……二七四
第一款　保安警察……工場、原動機、勞働者、危險物取締、建物火災、林野火災、消防、水難救濟會……二七五
第二款　風俗警察……二八〇

第三款　交通警察……一八〇
第四款　營業警察……一八一
第三節　司法警察……一八一
第十五章　衞生
第一節　總說……一八三
第二節　醫事……一八四
第一款　醫院……一八四
第二款　公醫……一八五
第三款　醫師、齒科醫師其の他……一八六
第三節　救療機關……一八六
第四節　藥品……一八七
第五節　海港檢疫……一八八
第六節　檢黴……一八九
第七節　飲料水及氷……一八九
第一款　上水……一九〇
第二款　清涼飲料水……一九〇
第三款　氷……一九〇

第八節　屠場及屠畜……一九〇
第九節　飲料食物及其の他の物品……一九一
第一款　牛乳……一九一
第二款　生肉……一九一
第三款　飲食物取扱又は製造所の取締……一九一
第四款　飲食用器具類……一九二
第十節　傳染病……一九六
第十一節　汚物掃除……一九七
第十六章　法制……附、樺太に施行せらるゝ法律……一九七
第十七章　司法
第一節　沿革……二〇五
第二節　裁判所……二〇五
第三節　供託事務……二一三
第四節　刑務所……二一四
第十八章　公共施設

第一節　水　道……上水道、下水道……三八
第二節　電氣事業……三三
第十九章　土　人
第一節　總　覽……三元
第二節　種族及戸口……三元
第三節　風俗習慣……三三
第一款　概　說……三三
第二款　衣　食　住……三三
第三款　社會及家族關係……三四
第四款　經濟及法律關係……三五
第五款　娯樂及祭禮……三六
第四節　文　化……三七
第一款　教　育……三七
第二款　衞　生……三九
第五節　産　業……四〇
第六節　救　恤……四〇
第七節　指導要項……四一

挿入寫眞目次

樺太廳　卷首
國境標　一七頁ノ前
豐原市街　其の一、其の二　二〇頁ノ次
大泊市街の一部　二三頁ノ次
眞岡市街　二四頁ノ次
鐵道事務所　四三頁ノ次
大泊港埠頭　四八頁ノ次
豐原郵便局　五六頁ノ次
樺太廳豐原中學校、同大泊高等女學校　一〇四頁ノ次
樺太廳博物館　一一三頁ノ次
樺太神社　一三〇頁ノ次
開墾と麥作收穫　一三四頁ノ次
養狐場　一六〇頁ノ次
川上炭山　一六二頁ノ次
白樺林　一九〇頁ノ次
鰊の狀況　二一二頁ノ次

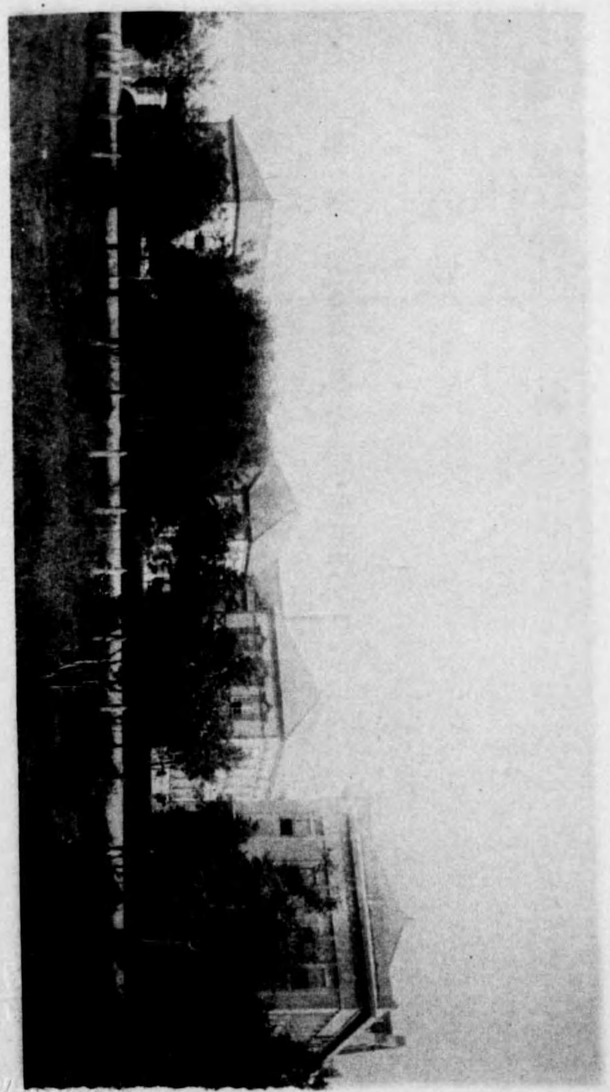

醫　太　樺

目次

海　豹　島（膃肭獸及ロツペン鳥の群集）　二二〇頁ノ次
豐原醫院　二八二頁ノ次
土人と馴鹿の群　三三三頁ノ次

樺太要覽

第一章 總論

第一節 領有の沿革

第一款 松前氏及幕府の探險施設

樺太古代の狀態に關しては文獻の徵すべきものなしと雖、自然の地理的關係と近世に於ける史實とに依りて之を稽ふるに、樺太の先住者は北海道より移住して南部に居を構へるアイヌ族と、山丹地方より渡り北部に繁殖せるニクブン（ギリヤーク）、オロッコ（オロチョン）等の祖先なることは想像するに難からず然れども彼等は單に移住したりと云ふに止まり、唯水草を逐ふて遊牧を事としたるに過ぎず。其の統治權の歸屬に關しては史乘明確を缺くと雖、之を邦領として認むるに至りたるは文祿二年豐臣秀吉の松前慶廣に對する蝦夷地統轄の公許及寬永以後に於ける松前氏の樺太探險施設に始まる。

松前氏は寬永以後屬次家臣を派遣して樺太を視察探險せしめたるが、土人の漁業に從事する者尠からざ

るのみならず奥羽地方より渡來して漁撈を業とする者漸を逐ひ增加せるを以て、寛政二年にはシラヌシ、（白主）、クシユンコタン（大泊楠溪）等に勤番所を設け、藩吏を派して之が保護取締に任ぜしめたり。然れども當時に於ては國防警備に關して未だ何等の施設なく、勤番の藩吏と雖僅に漁期中のみ在勤するに過ぎざりき。然るに北陬に於ける露國との交涉倍々頻繁を加へ事態漸く多事ならんとするを以て、幕府に於ては天明五年以降松本秀持其の他を相踵で特派して蝦夷各地を調査探險せしめ、其の進言獻策に依り之が經營の實を擧げ斯くて管轄統治の端を啓けり。

第二款　露國の東侵と南樺太の恢復

露國の東方經略は素と其の祖宗の遺謨歷代の國是に基くものにして、其の西比利亞より貝加爾（バイカル）以東に進出し、更に淸國と尼布楚（ネルチンスク）條約を結びてスタノボイ山脈以西の地を得たるは實に西曆一六八九年（元祿二年）なり。越えて一八四七年（弘化四年）海軍中將ムラヴィヨフを東部西比利亞總督に任じて今の黑龍縣及沿海縣を略し一八五八年（安政五年）愛琿約條を締結して黑龍江以北を併せ、一八六〇年（萬延元年）北京條約を斡旋したるの故を以て烏蘇里江東の地を獲たり。

斯くて東方活躍の基礎定まるや更にベーリング海峽を涉りて北米大陸のアラスカ地方に其の驥足を伸すと共に、一方千島に南下して我が北門を窺ふに至れり。北方の危態斯の如く急なるに而かも松前藩の北方經營は唯だ名あるのみにして其の實之に伴はず。勘察加を根據とせるコサックは千島列島竝に樺太との間を往來して其の動靜を窺ひ、黑龍江口を地盤とせる露人は北部樺太より侵入して漸次南下せり。

露國は斯くして其の勢力の伸張に努むると共に、一方一七九二年（寬政四年）ラックスマンをして我が漂流民を伴はしめて我が國に派し交易を請ふも成らず、一八〇四年（文化元年）レザノフ再び修交を求めて來りしが是亦幕府の拒む所となれり。然るに露國は一八五三年（嘉永六年）三度水師提督プウチヤチンを派して一は和親通商を求め、一は樺太に於ける日露國境劃定の事を議せしむ。

我が交涉委員は大目付筒井肥後守政憲及勘定奉行川路左門尉聖謨にして、プウチヤチンは千島の擇捉以北及亞庭灣沿岸の一部を除くの外樺太の全土を露領なりと云ひ、我が委員は北緯五十度線境界を主張して讓らず、爲に交涉遲々として捗らず茫茫三年に亘り、遂に所謂下田條約に依り千島の擇捉以南を邦領とし得撫以北を露領と認めたるが、樺太の境界に就ては決定するに至らず唯從來の儘として終結せり。亞で一八五九年（安政六年）東部西比利亞總督ムラヴィヨフは愛琿條約の例を試みんとして渡來し、極めて强硬なる態度を以て樺太全島を露領なりと主張せるが、我が委員遠藤但馬守及酒井右京亮等之を峻拒したる爲め遂に其の目的を達する能はずして空しく歸れり。越えて一八六一年（文久元年）我國は修好の爲め國使として外國奉行竹內下野守、松平石見守、京極能登守等を歐洲各國に派遣し、露國に對しては特に樺太の境界劃定を提議せしめたり。

此の交涉に際し露國は初め樺太露有を唱へ後北緯四十八度線を主張し、我が委員は北緯五十度線を固持して相讓らず、依つて翌年を期して兩國の使節を樺太に會せしめ、實地に山河の形勢を視察し之に從つて

協定せんことを約せしも、當時幕末の紛擾其の極に達し外事を顧みるの暇なく、遂に之が履行を見ること能はずして止みたり。

幕府は一八六六年（慶應二年）再び小出大和守及石川駿河守を露都に派し、曩に提議せる北緯五十度線劃定の實行を迫らしめたるも議合はず、從前の通り漫然日露兩國の所屬として之が假條約を締結し、一八七二年（明治五年）露國代理公使ビオツオフ來りて樺太に關し協定を試みる所ありしも議熟せさりき。外務卿副島種臣は樺太の買收を提唱し力說大に努めたりしが、偶々開拓使次官黑田清隆の樺太抛棄の建白政府の容るゝ所となり、一八七四年（明治七年）駐露公使榎本武揚は政府の命を受けて之が交涉に任じ、一八七五年（明治八年）遂に千島樺太交換條約を締結するに至れり。

露國の東方經略は既述の如しと雖、其の勢力は日清戰役の後更に滿洲を南下して朝鮮を脅かせる結果日露兩國は遂に干戈相見ゆるに至り、一九〇五年（明治三十八年）十月ポーツマス條約に依り樺太南半は永遠に我が領有に歸したることは尚人の耳目に新たなる所なれば茲に詳記せず。

第二節　經營施設

第一款　千島樺太交換以前

第一項　幕府時代

樺太の經營は當初松前藩之に當りクシュンコタン（大泊楠渓）、シラヌシ（白主）等に勤番所を設け、夏期間のみ藩吏を派して保護取締に任じたるが、露國の東侵により北邊の情勢漸く多事ならんとし、松平定信等は北境の保全開拓の閑却すべからざるを高唱す。依つて幕府は天明五年勘定奉行松本秀持等を派遣して蝦夷各地を視察せしめたりと雖何等積極的施設を見ず、一方露國は倍々暴威を逞ふし北方の形勢愈々急なり。書院番頭松平信濃守忠明は屢次北邊の事態の忽にすべからざるを上書して當路を激勵せるが、寛政九年に至り先づ之を實地に監察せしめ其の復命を得て施設することに幕議決し、翌寛政十年目付渡邊胤、使番大河内政壽、勘定吟味役三橋成方を監察役として簡派し、其の復命を復ち同年末松平忠明を拔擢して蝦夷地行政を統督せしめ之に勘定奉行石川忠房、目付羽太庄左衞門正養及大河内政壽、三橋成方等を配する外幕府に蝦夷地掛を置きて老中戸田采女正氏教、若年寄立花出雲守種周等之を監し、東蝦夷地を七箇年を限り上地せしめて幕府直接之が經營に當れり。

寛政十一年蝦夷地統治の大本を確立し、戸田氏教の蝦夷地を永久上地せしめ、箱館に蝦夷地奉行を置き新に蝦夷地經營漸く其の緒に就きたるを以て享和二年蝦夷地奉行を箱館奉行と改め蝦夷地統轄の陣容漸く整ひたりと雖尚大勢は之を以て止むべくもあらず、文化四年遂に西蝦夷地納戸頭戸川筑前守安倫、羽太安藝守正養を奉行に任じて松平忠明以下の職を解き、後蝦夷地奉行を箱館奉及北蝦夷地（樺太）をも上地せしめ茲に蝦夷地全部を幕府の直轄とし、翌文化五年松田傳十郎及間宮林藏に命じて樺太を調査見分せしむると共に奥羽の大藩をして之が守備に任ぜしむ。即ち文化五年には會津藩之に當り翌文化六年より津輕藩之に代る。

然るに之より先歐洲に於ける國際紛爭の爲め極東の事態稍小康を保ちたるを以て、文政四年幕府は其の施設する所を守り邊要の警備を嚴にすべきことを命じて、松前氏を蝦夷地に封じ再度其の所領に復せしめたり。

茲に於て松前藩は樺太に毎年藩吏を派して土人の戸口を調査し、海岸を測量して里程を明かにし、漁業を奬勵する等鋭意經營に努めたり。然れども內外の形勢は斯る消極的施設の永續を許さず、偶々神奈川條約の結果其の必要を迫られ、安政元年幕府は箱館及其の附近の地を收めて箱館奉行を置き、勘定吟味役竹內清太郎保德及堀織部正利熙を奉行に任じたるが、滔々たる中外の大勢は幕府を刺戟し、遂に翌安政二年松前氏に令して再び蝦夷地一帶を上納せしめ之を幕府直轄とせり。

樺太は箱館奉行の管轄に屬しクシュンコタン（大泊楠溪）に調役を、シラヌシ（白主）、西トンナイ（眞岡）其の他の要地に調役下役、同心等を配置し、萬延元年以後は組頭駐在して行政を擔當し、警備は始め秋田藩之に任じたりしが後仙臺、會津、庄內及秋田の四藩をして二番宛隔年交代之に當らしめたり。歷代の奉行は屢次渡航し島內の實狀を視察して土人を撫育指導し、道路を修築し航路を開きて交通運輸に便し、漁業を奬勵する等經營大に努めたるも、時恰も幕末に際し內憂外患頻發して幕府の威信殆ど地に委し治績の見るべきものなかりき。

第二項　開拓使時代

明治元年四月箱館に裁判所を置き侍徒清水谷公考を總督に任じて箱館奉行に代らしめたるが、閏四月之を廢して箱館府とし清水谷公考を府知事に任じ、亞で七月箱館に開拓使を置きて鍋島直正を長官に任じ、翌明治二年六月清水谷公考を罷め鍋島直正に蝦夷開拓督務を命じ、亞で七月箱館に開拓使を置きて鍋島直正を長官に任じ蝦夷地一般の行政を統督せしむ。

樺太には明治元年八月權判事岡本監輔命を奉じて楠溪に駐し、此の地に公議所を置き地方に出張所を設けて樺太の行政事務を統轄す。

明治三年二月開拓使を北海道開拓使（明治二年八月蝦夷を北海道と改稱す）樺太開拓使に分離獨立せしめ、五月兵部大丞黑田清隆北海道開拓使次官に任じ兼て樺太開拓使の事務を擔當す。

是より先岡本監輔は諸般の施設を改善し鋭意土人の撫育產業の開發に努め、治績稍見るべきものありたるが偶々樺太南部に根據を築くべく機會を窺へる露國は我が維新の紛擾を聞知して機乘ずべしと爲し、明治二年六月露兵は突如函泊（大泊榮町）に强行上陸し、我が勸告を肯ぜず暴逆を振舞ひて毫も憚る所なかりしを以て岡本監輔は倉皇上京して北方の急を政府に報じ保境の緊要を力說大に努めたり。

然るに開拓使に新任せる黑田清隆は先づ北海道の開拓を遂行し、而して後樺太に及ぶべしと爲し樺太の積極的施設を肯ぜず、岡本監輔等議合はざるを以て明治三年閏十月遂に其の職を辭し、權判官長谷部辰連岡本監輔の後を襲ひ、監事堀基之を扶く。

明治四年八月樺太開拓使を北海道開拓使に合併して開拓使と稱し、明治五年八月クシュンコタン（大泊楠溪）の公議所を廢して樺太支廳を置き出張所を增設し、明治六年八月には黑田次官開拓使長官に任じたるが施設の見るべきものなく、我が勢力は愈々萎微し露國の勢力を倍々增長せしめたるのみならず黑田開

拓使長官の樺太抛棄建議となり、外務卿副島種臣の樺太買收論も政府の容るゝ所とならず、明治八年五月樺太島は遂に千島列島と交換せらるゝに至れり。

第二款　軍政施設

第一項　軍政署時代

明治三十八年七月我が獨立第十三師團の樺太を占領するや、軍事上の必要及占領地の安寧秩序を保持する爲め臨時的軍政を施行せり。卽ち軍政署をコルサコフ（大泊）に設け軍政長官及軍政委員を置き軍政長官は占領軍司令官之を兼ね軍政を統轄し、軍政委員は軍參謀其の他の職員を以て之に充て軍政事務を擔當す。占領地域は數箇の假軍政區管に分ち假軍政區管に軍政區署を置き、軍政委員長及軍政委員を配置し軍政の執行に任ず。

軍政長官は立法、司法、行政の權を行ひ、軍政委員は軍人を以て之に充て、特異の組織を以て百般の事項を裁斷し占領地の安寧秩序保持に努めたり。

軍政區署は最初コルサコフ（大泊）に置き、占領地域の擴大なるに從ひ逐次增設してウラジミロフカ（豐原）ガルキノウラスコエ（落合）、マウカ（眞岡）の四箇所に及びたるが、其の期間は僅々一箇月餘に過ぎざりき。

第二項　民政署時代

民政署は樺太占領草創時に於ける軍政署の後を承け、明治三十八年八月二十八日軍令第一號に依り樺太民政署をアレキサンドルフスク（同年九月コルサコフに移轉）に、支署をコルサコフに置き、軍令第二號を以てコルサコフ、ボロアントマリ（大泊）、ベルワヤバージ（一ノ澤）及其の附近に民政を布きたるに始まる。

民政署は明治三十八年勅令第百五十六號「占領地民政署ノ職員ニ關スル件」に依り編制せられ、民政長官事務官其の他の職員を置く。

樺太軍司令官（後樺太守備隊司令官以下同じ）は軍令を發して各種の規則を制定し、民政署司法委員條例を定めて民事刑事事件を審判せしむる外一般民政を統督して立法、司法及行政の權を行ひ、民政長官は軍司令官に屬し民政事務を統轄し、支署長は事務官を以て之に充て民政事務の執行に任じ、茲に組織的機關の樹立を見新版圖の秩序漸く其の緒に就きたり。

民政署統治は其の期間長からずと雖百事草創の時に際し、其の施設頗る多端にして後に於ける樺太廳統治の基礎を爲せるものと云ふべし。今民政署、民政支署及支署出張所を示せば左の如し。

民政署	民政署支署	支署出張所	設置年月日
樺太民政署	コルサコフ（大泊）支署		明治三十八年八月二十八日
		ルウタカ（留多加）出張所	明治三十八年八月二十八日
		ボロアントマリ出張所	明治三十八年九月十四日
			不詳

ウラジミロフカ（豐原）支署	ガルキノウラスコエ（落合）出張所	明治三十八年九月十四日
	ナイヨロ（內路）出張所	明治三十八年九月十四日
		明治三十九年七月二十五日
マヤカ（眞岡）支署		明治三十八年十月二十五日
	クスンナイ（久春內）出張所	不詳

第三款　樺太廳の設置及官制改正

斯くて新領土の庶政其の緒に就きたるを以て明治四十年三月勅令第三十三號樺太廳官制の公布あり、同年三月三十一日限り軍政を廢し、四月一日より樺太廳設置せらる。即ち樺太廳長官は一般行政事務を管理し、司法事務に關しては新に裁判所を設け、之を掌理することゝなれり。

長官は拓務大臣（自明治四十年四月至明治四十三年六月は內務大臣）（自明治四十三年七月至大正二年五月は總理大臣）の指揮監督を承け法律命令を執行し部內の行政事務を管理す。

初め廳に長官官房、第一部及第二部を置き、第二部は拓殖、土木、鑛業、森林、農業及牧畜に關する事務を掌り第一部は以上を除きたる以外の助長行政事務竝に警察及衞生事務をも管掌せり。其の後樺太廳官制改正の主なる沿革を擧ぐれば左の如し。

一、明治四十二年五月　第一部より警察及衞生に關する事務を分離し第三部を設く。

一、大正二年十二月　第一部、第二部、第三部、を內務部、拓殖部、警察部に改む。

一、大正三年十一月　拓殖部を廢し拓殖部の事務は內務部に移る。

一、大正七年六月　拓殖部設置、支廳より警察及衞生に關する事務を分離し警察署乃警察分署を置く。

一、大正十一年十月　支廳出張所廢止。

一、大正十三年十二月　拓殖部を廢し、支廳出張所を置き、拓殖部の事務は內務部に移る。

一、昭和二年六月　農林部を設置し、警察分署を廢止す。

樺太廳管內須要の地に支廳を置き管內行政事務を掌理せしむ。當初支廳長は警察權を有し警察及衞生事務の執行に任じたるが、大正七年六月警察署及警察分署を設置し專ら其の執行に當ることゝなれり。

尙支廳管內樞要の地に支廳出張所を置き支廳の事務を分掌せしむ。支廳出張所は大正十一年十月一度廢止せられたるが大正十三年十二月復活せり。

現在の支廳及支廳出張所を擧ぐれば左の如し。

支廳	支廳出張所	設置年月	摘要
豐原支廳		明治四十年四月	
大泊支廳		明治四十年四月	

留多加出張所	大正十三年十二月（大正十一年十月留多加支廳設置せられたるが大正十三年十二月之を廢し出張所とせり
本斗支廳	大正十一年十月
眞岡支廳	明治四十年四月
泊居支廳	明治四十一年十二月（始め名好に在りて名好支廳と云ひしを大正二年六月久春内に移し久春内支廳に改め更に大正七年六月泊居支廳と改稱せり）
鵜城出張所	大正十三年十二月（大正十一年十月鵜城支廳設置せられたるが大正十三年十二月之を廢し出張所とせり）
元泊支廳	大正十一年十月
敷香支廳	明治四十一年十二月

樺太廳官制

第一條　樺太ニ樺太廳ヲ置ク

第二條　樺太廳ニ左ノ職員ヲ置ク

長官	三人	勅任	
部長	六人	奏任	
事務官	一人	奏任	
視學官	一人	奏任	
社會教育官	七人	奏任	
支廳長	三人	奏任	
警視	六人	奏任	
技師	一人	奏任	
屬	百三十人	判任	
視學	九人	判任	
警部	十五人	判任	
技手	四十四人	判任	
通譯	一人	判任	
警部補	二十四人	判任	

第三條　長官ハ拓務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ執行シ部内ノ行政事務ヲ管理ス但シ郵便、電信及電話ニ關スル事務ニ付テハ遞信大臣、貨幣銀行及關稅ニ關スル事務ニ付テハ商工大臣ノ監督ヲ承ク

第四條　長官ハ其ノ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ廳令ヲ發シ之ニ三月以下ノ懲役若ハ禁錮、拘留、百圓以下ノ罰金又ハ科料ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

第五條　長官ハ非常急變ノ場合ニ臨ミ兵力ヲ要シ又ハ警護ノ爲兵備ヲ要スルトキハ師團長ニ移牒シテ出兵ヲ請フコトヲ得

第六條　長官ハ所部ノ官吏ヲ指揮監督シ高等官ノ功過ハ拓務大臣ニ具狀シ判任官以下ノ進退ハ之ヲ行フ

第七條　長官ハ所部ノ高等官ノ懲戒ヲ拓務大臣ニ具狀シ判任官以下ノ懲戒ハ之ヲ行フ

第八條　長官所轄官廳ノ命令又ハ處分ニシテ成規ニ違ヒ、公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキ

キハ其ノ命令又ハ處分ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得

第九條　長官事故アルトキハ官等ノ順序ニ從ヒ部長其ノ職務ヲ代理ス

長官及部長共ニ事故アルトキハ拓務大臣ニ於テ他ノ高等官ノ一人ヲシテ長官ノ職務ヲ代理セシム

長官ハ廳ノ官吏ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得

第十條　長官ハ其ノ職權ニ屬スル事務ノ一部ヲ所轄官廳ニ委任スルコトヲ得

第十一條　樺太廳ニ長官官房及左ノ三部ヲ置ク

內務部

農林部

警察部

長官官房及各部ノ事務分掌ハ長官之ヲ定ム

第十二條　樺太廳管內須要ノ地ニ樺太廳支廳ヲ置ク其ノ名稱、位置及管轄區域ハ拓務大臣ノ認可ヲ經テ長官之ヲ定ム

第十三條　部長ハ長官ノ命ヲ承ケ所部ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

第十四條　警察部長ハ事務ノ執行ニ關シ長官ノ命ヲ承ケ警視、警部、警部補及巡查ヲ指揮監督ス

第十五條　事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ分掌ス

第十五條ノ二　視學官ハ上官ノ命ヲ命ケ學事ニ關スル視察及事務ヲ掌ル

第十五條ノ三　社會教育官ハ上官ノ命ヲ承ケ社會教育ニ關スル指導監督及事務ヲ掌ル

第十六條　支廳長ハ長官ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ執行シ部內ノ行政事務ヲ掌理シ　部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

第十七條　支廳長ハ法律命令ニ依リ委任セラレタル事件ニ付支廳令ヲ發スルコトヲ得

第十八條　支廳長事故アルトキハ其ノ廳勤務ノ上席屬其ノ職務ヲ代理ス

第十九條　支廳長ハ其ノ廳ノ官吏ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得

第十九條ノ二　警視ハ上官ノ命ヲ承ケ警察及衞生ニ關スル事務ヲ掌リ部下ノ警部、警部補及巡查ヲ指揮監督ス

第二十條　技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第二十一條　屬ハ上官ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第二十二條　視學ハ上官ノ指揮ヲ承ケ學事ニ關スル視察及事務ニ從事ス

第二十三條　警部ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察及衞生ノ事務ニ從事シ部下ノ警部補及巡查ヲ指揮監督ス

第二十四條　技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

第二十五條　通譯ハ上官ノ指揮ヲ承ケ通譯ニ從事ス

第二十六條　（削　除）

第二十七條　（削　除）

第二十八條　警部補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察及衞生上ノ事務ニ從事シ部下ノ巡査ヲ指揮監督ス

第二十九條　長官ハ支廳ノ事務ヲ分掌セシムル爲支廳出張所ヲ置クコトヲ得其ノ名稱、位置及管轄區域ハ長官之ヲ定ム

第三十條　支廳出張所長ハ屬ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理ス

第三十一條　樺太廳管內須要ノ地ニ警察署ヲ置ク。其ノ名稱、位置及管轄區域ハ長官之ヲ定ム

第三十二條　警察署長ハ警視又ハ警部ヲ以テ之ニ充ツ　但シ地方ノ狀況ニ依リ警部補ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

警察署長ハ上官ノ指導ヲ承ケ部內ノ警察及衞生ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

第三十三條　樺太廳ニ巡査ヲ置ク判任官ノ待遇トス

巡査ニ關スル規定ハ別ニ定ムル所ニ依ル

所屬官公署

水產部
庶務課

驛
信號所
機關庫——機關庫分庫
車掌所
工場
倉庫

鐵道事務所

郵便局——無線電信分室

博物館

學校
官立中學校（附設小學校教員講習所）
官立高等女學校
公立實業補習學校
公立小學校
公立青年團練所
土人教育所

樺太廳及所屬官公署を表示すれば左の別し

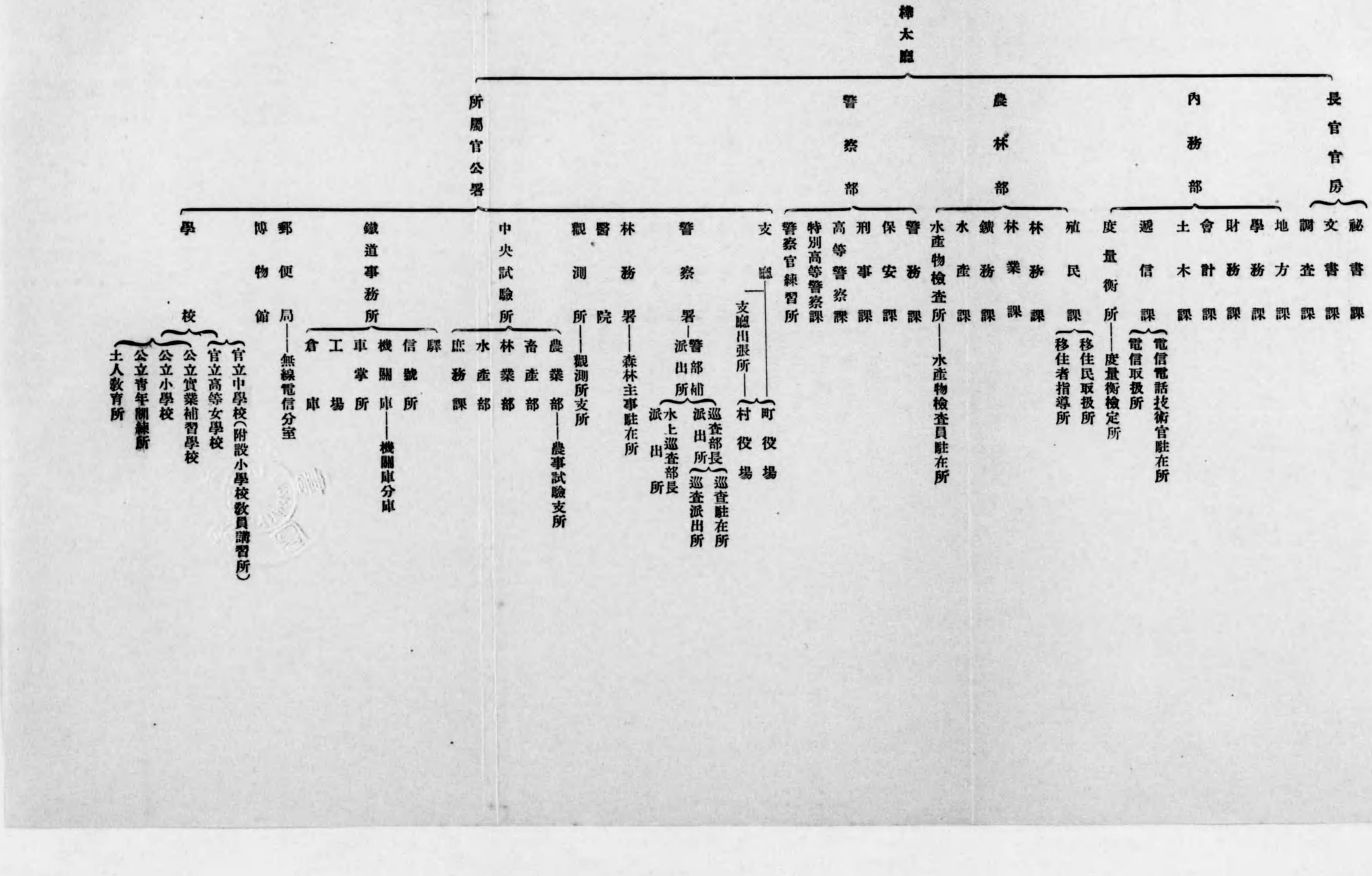

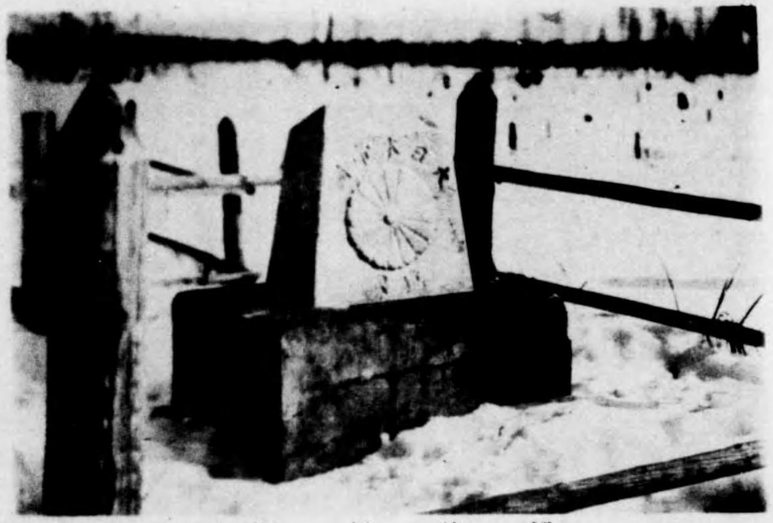

國境標（一其）

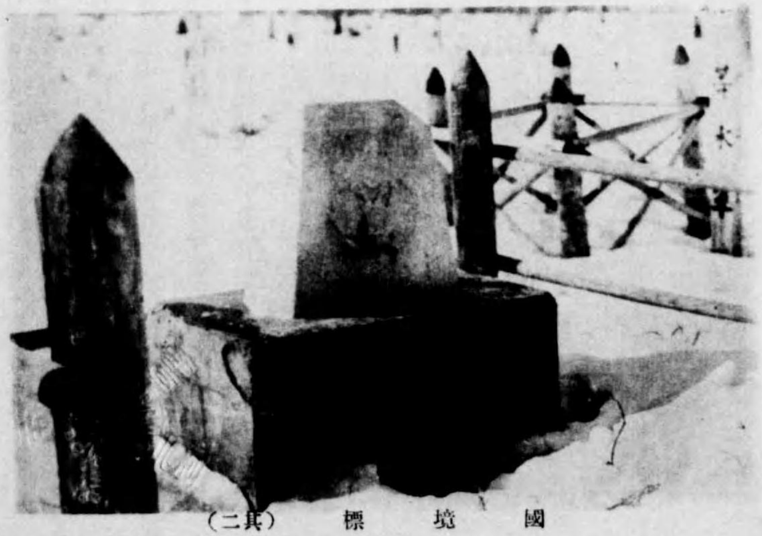

國境標（二其）

第二章　地誌

第一節　位置及面積

樺太はオホツク海と日本海との間に介在して南北に延び、西は間宮海峽を隔てゝ沿海州に對し、南端西能登呂岬は北緯四十五度五十四分に位し峽間約二十三浬の宗谷海峽を隔てゝ北海道宗谷岬と相呼應す、北部は北緯五十度を以て露領樺太と境し延長四百五十五粁六、幅員二十七粁乃至百五十七粁、其の面積三萬六千九十平方粁三にして臺灣より稍大なり。

第二節　地勢

樺太は地貌及地質に由り之を東部山地帶、中央低地帶及西部山地帶の三地帶に區分するを得べし。

西部山地帶　西部山地帶の脊梁を成せる山嶽は所謂西樺太山脈にして、概ね南北に延び平頂を有し幾條の深谷を以て南北に連續す。本山脈は五十度以南に在りては四十九度半附近に於て屹然最高峯（敷香嶽）を爲し海拔約千二百十二米餘に達す。四十八度以南に至るや漸く下り、最狹部たる眞縫、久春內附近に於て最も低しと雖南下して再び野田寒嶽、留多加嶽等の高峯を爲せり。本山脈の東西兩側には丘陵性の臺地

蜿蜒として起伏し、西海岸鵜城地方及登帆より眞縫に至る東海岸に於ては是等丘陵性山地を貫きて迸出せる火山岩より成れる高峯南北に併立して直ちに海に臨めり。

●●●●東部山地帶　東部山地帶は多來加灣頭より檜濱に至る間海中に沒するを以て南北に二分す。北部は東北山脈と稱し五十度附近に於て幅廣く海拔六百六米に達する所あり。西南は多來加湖の北方に於て絕え、東南は船越に於て沒し、再起して一連の山丘は北知床半島と爲り遠く南方に突出す。本地帶の南郡は海拔千六十米の鈴谷山峯を有する鈴谷山脈其の脊梁と爲り、南は楠溪高原と爲り、東南は富內、池邊讀等の諸湖を湛えたる遠淵低地を以て一度斷絕し、再び中知床半島を起して海拔約六百六米に達する山地となりて南走し中知床岬に至りて海中に沒す。

●●●●中央低地帶　中央低地帶は東側に於ける東部山地帶の中絕するや、幌內河口附近より檜濱附近迄の間は海面下に沒し爲めに南北二帶に分たる。北中央低地帶はツイミ、幌內兩河の流域にして其の長さ約二百八十粁、五十度以南邦領に屬する部分は長さ約百十二粁幅約二十粁乃至三十二粁とす。其の大部分は所謂ツンドラと稱する一種の低濕地にして、厚層の泥炭上に厚き蘚苔類密生し、倭小なる落葉松點々疎生するのみにして、沼澤多き階段的平地なり。然れども幌內河及其の支流の兩岸には柳、どろ、椴松、蝦夷松及落葉松等叢生し、或は階段的平地の乾燥する部分に於ては往々白樺の純林を見る。斯の如く幌內河の兩側に展開するツンドラは寂漠荒茫たる濕地なりと雖、其の地方に住するオロッコ及ニクブンに對して馴鹿の好放牧地なり。南中低地帶は檜濱附近より鈴谷河口附近に至る約八十八粁に亘れる平野にして、北中央低地帶に於けるが如き泥炭の厚層なく、土地豐饒にして農牧に適し、良好なる部分は既に之を開墾して幾多の農村處々に發達せり。

●●河川　河川の主なるものは概ね南流又は北流す。東海岸に注ぐものに幌內川、知取川、內淵川、亞庭灣に注ぐものに鈴谷川、留多加川、西海岸に注ぐものに北名好川、惠須取川、名寄川、泊居川、野田川、椎內川等あり。

●●湖沼　西部山地帶の東側には多來加湖、白鳥湖、富內湖、遠淵湖、和愛湖等ありて、西側には來知志湖あり。

第三節　地質

邦領樺太を構成する地質及岩石は左の如し。

水成岩

一、結晶片岩系　石墨片岩、綠泥片岩、石英片岩、絹雲母片岩、紅簾片岩等

二、古生界　硅岩、硬砂岩、粘板岩、蠻岩、蠻岩、石灰岩、輝岩、輝綠凝灰岩等

三、中生界　白堊紀、砂岩、頁岩、蠻岩、泥灰岩

四、近生界　第三紀、砂岩、頁岩、蠻岩、蠻岩、凝灰岩

第四紀、砂、礫、粘土、泥炭

火成岩

深成岩、花崗岩、閃緑岩、橄欖岩等

逆出岩、安山岩、玄武岩、流紋岩及アルカリ岩等

以上は時代別に列擧せる岩類の代表的のものゝみなり。

東部山地帶　東部山地帶を構成する岩石は主として結晶片岩類及古生界の岩石にして、東北山脈は主として結晶片岩類と古生界の岩石より成り、鈴谷山脈は殆んど全く結晶片岩類より成り、南部山地は古生界の岩石及花崗其の大部分を構成し北端に中生界白堊紀の砂岩及頁岩あり。

西部山地帶　西部山地帶を構成せる岩類は白堊紀及其以後の岩石なり。西部山地帶の脊梁を爲す山脈を構成せる岩石は白堊紀に屬し南北に長く連亘す。是より西方は漸次高さを減じ臺地的地形となり、此の臺地を構成するものは第三紀岩石にして廣大なる石炭層及石油層も亦本層中に胚胎せらる。而して此の臺地帶には處々に火山岩の迸出せるありて地形の單調を破れり。

中央低地帶　中央低地帶を構成するものは主として第四紀層なり。北中央低地帶には幌内河畔に點々存する安山岩の外堅硬なる岩石なく、厚層の泥炭、粘土及砂礫等より成る。南中央低地帶は主として、粘土、砂及礫等より成り泥炭層甚だ薄し。

總括　一種特別なる本島の地形は前記岩石の分布と密接なる關係あるを知るべし。卽ち堅硬なる結晶片

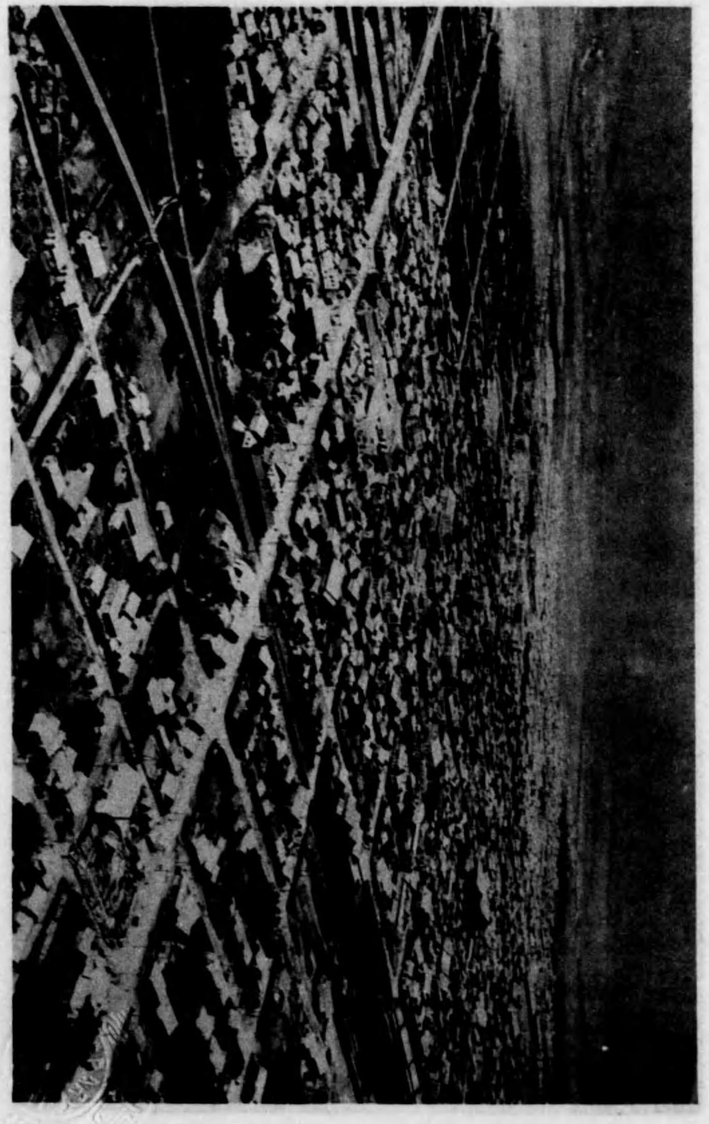

（一井）　街　市　原　野

（二）街　市　原　書

岩類、古生界及白堊紀の岩石が長く南北に連亘し、永年の削磨作用に耐へて高處を作れる結果地形は主として此等堅硬なる岩石の分布に左右せられ、南北に延亘せる地形を成せるものにして同時に主要河川も亦此等山脈及岩石に左右されて殆んど全部南流或は北流す。

第四節　主要市街地　（戸口は昭和六年末現在）

一、豐原町　戸數　六、二三六戸
　　人口　三一、九一四人

樺太廳の所在地にして本島第一の平原たる鈴谷平野の中央に位し、面積六百四十八平方粁規模輪奐壯大にして市區整然たり。政治、文化、交通の中心地にして鐵道本線は此の地を過ぎて東海岸榮濱に至り、東西兩岸を連結すべき豐眞線の通ぜらるゝに及び島内交通の集軸を占む。

露領時代ウラジミロフカと稱せし舊市街は町の北端に位し今尚露人式家屋（丸太造）を存し當時を偲ぶものあり。東郊の勝地旭ヶ岡には官幣大社樺太神社あり土地高濶眺望絶佳鈴谷平野を一眸に收む。

各種の機關概ね此の地に置かれ樺太廳を初めとし豐原支廳、豐原警察署、鐵道事務所、豐原林務署、豐原醫院、豐原中學校、豐原高等女學校、豐原郵便局、私立藤川實踐女學校、樺太廳博物館、樺太教育會圖書館、樺太地方裁判所、豐原區裁判所、札幌刑務所樺太支所、函館地力專賣局樺太出張所、日本基督教會、日本メソヂスト教會、天主公教會、縣社豐原神社、東西本願寺、豐原町役場、樺太慈惠院、豐原商工會議

所、北海道拓殖銀行豐原支店、王子製紙株式會社豐原工場、樺太電氣株式會社、樺太製藥株式會社其の他新聞社、銀行、會社、工場等あり。道路四通八達、電信、電話、電燈、水道等文明の設備整へり。

二、大泊町

戸數　六、一八七戸
人口　三一、三二六人

亞庭灣の北澳千歳灣の東岸に位する開港場にして內外の船舶幅輳す。樺太廳鐵道本線の起點にして內地連絡及島內交通の要地を占め、交通頗る頻繁市況毀盛、本島物質の呑吐港にして貨客集散の中心を爲す。元コルサコフ(楠溪町)及ポロアントマリ(榮町)と稱し、露領時代にはコルサコフ郡廳、監獄等ありて南部樺太の首都たり。明治二十八年領有後暫時政治の中心を爲し各官公署の此の地に置かるゝもの多かりしを以て領有の初期に於て急速の發展をなせり。

市街は中央の丘陵を以て自然的に區劃され、北部楠溪町一帶は官署を中心として住宅地帶を爲し、南高地を隔てゝ榮町及本町一帶は商家櫛比して商業地帶を形成し、船見町は更に南に延びて漁業者及一般勞働者を中心とする住居地を成し、海岸地帶は船舶業、運送業、旅館等軒を列ぬ。大正九年築港事業を起し昭和二年度に於て完成し、之と內部の開發と相俟ちて倍々繁盛を加ふ。大泊支廳の外に大泊警察署、大泊林務署、大泊醫院、大泊中學校、大泊高等女學校、觀測所、大泊郵便局、同無線電信分室、豐原區裁判所大泊出張所、函館稅關大泊支署、大泊町役場、大泊商工會議所、北海道拓殖銀行大泊支店、樺太銀行、王子製紙株式會社大泊工場、東洋養狐場其の他新聞社、銀行、會社、工場等多數あり。

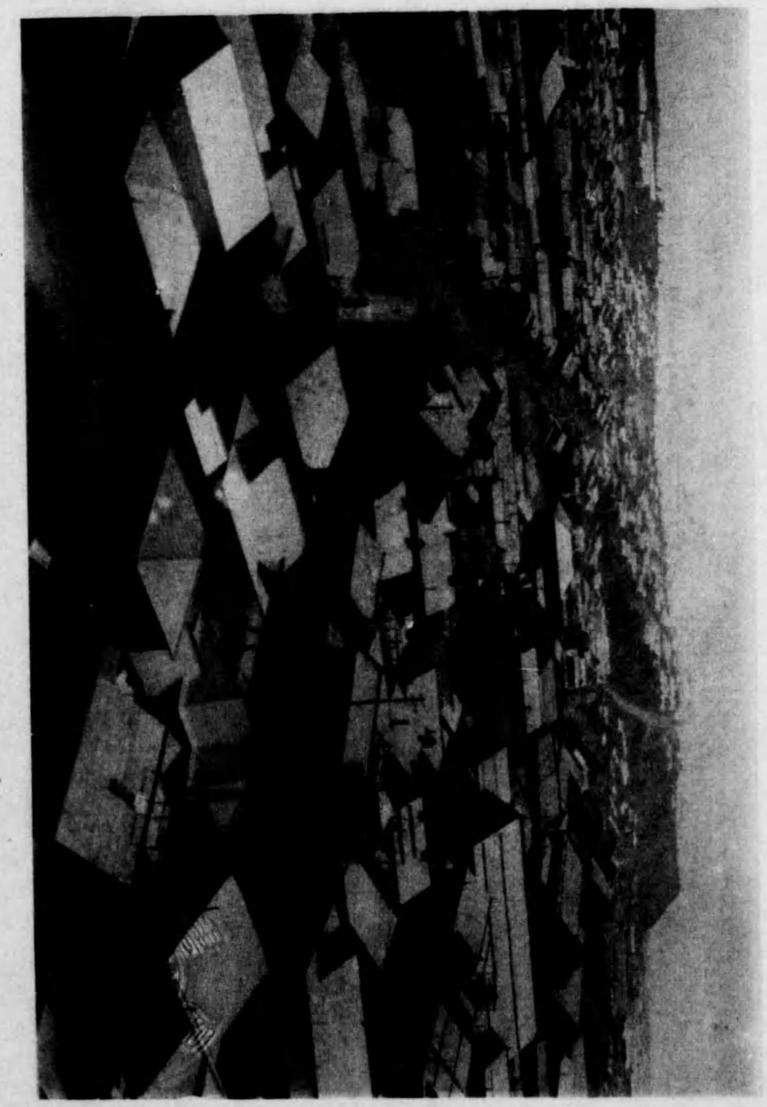

第一ノ街市泊大

三、落合町　戸數　三、一三九戸
人口　一六、三三四人

東海岸築濱の稍南に位し本線沿線の要地にして、樺太鐵道株式會社の經營に係る鐵道は此の地點より起り東海岸を長驅して南新問に至る。元ガルキノウラスコエと稱し十數戸の一寒村に過ぎざりしが大正六年製紙工場の設置せられてより急激なる發展を爲し期年ならずして市街地を形成せり。加之附近に肥沃なる農耕適地と奥地に豐富なる炭田を擁するを以て、之が開發と相俟つて將來益々發展すべし。落合町役場、富士製紙株式會社落合工場、樺太鐵道株式會社其の他新聞社、會社、工場等あり。

四、知取町　戸數　三、九三九戸
人口　一八、九八三人

東海岸の要地にして大正十三年富士製紙工場の設置以來急激なる發展を遂げ、大正十五年村名東知取村を知取町と改稱するに至れり。昭和二年十一月落合、知取間鐵道開通するや沿線の商工業の發達著しく一層町勢の發展を見るに至れり。尚、此の地より敷香に至る鐵道は昭和四年四月既に工事に着工し昭和五年十一月には南新問迄開通するに至れり。知取警察署、知取郵便局、知取町役場、知取商工會議所、富士製紙株式會社知取工場、登帆炭鑛株式會社事務所、其の他新聞社、會社、工場等あり。

五、本斗町　戸數　一、八九八戸
人口　九、六〇一人

西海岸南部本島唯一の不凍港にして内樺連絡線の要地を占め、樺太鐵道西海岸線及内幌鐵道の起點なり。大正五年築港事業を起し十箇年繼續事業として遂行し、昭和元年度に竣工せり。

領有當時は僅に十數戸の一寒村に過ぎざりしが、近海魚族の饒多なると林產物、鑛產物の豐富なる爲め急激に膨脹發展せり。

海岸は暖流を以て洗はれ海水凍結せずして、氣候溫和風光亦佳にして、甚海漁業盛んに行はれ、附近に林產、鑛產豐富なるも開拓未だ完からず。之が開發と相俟つて其の發展は今後に囑せらる。本斗支廳の外本斗警察署、本斗林務署、本斗郵便局、本斗町役場、北海道拓殖銀行本斗支店、本斗海陸運輸株式會社其の他新聞社、會社等あり。

六、眞岡町　戸數　三、〇八八戸
人口　一五、一二三人

元マウカと稱し西海岸の要地を占むる開港場にして、本斗に發せる西海岸線は此の地を經て北方泊居に至り、豐原との間に豐原街道を通ずるの外、昭和三年九月豐眞線開通に依り豐原を經て大泊及東海岸方面との鐵道連絡の便開け、益々商工業の活潑を來し西海岸に於ける交通經濟の中心となり會社工場等多し。大正十年築港事業を起し昭和二年度竣工せり。眞岡支廳の外眞岡警察署、眞岡林務署、眞岡醫院、觀測所支所、眞岡郵便局、中央試驗所宇遠泊農事試驗支所、眞岡區裁判所、札幌刑務所眞岡支所、函館稅關眞岡支署、眞岡町役場、眞岡中學校、眞岡高等女學校、眞岡商工會議所、北海道拓殖銀行眞岡支店、樺太銀行眞岡支店、樺太工業株式會社眞岡工場、其の他新聞社、會社、工場等あり。

七、泊居町　戸數　一、九八三戸
人口　九、四九八人

西海岸の要地にして泊居支廳の所在地なり。領有當時は僅かに十數戸の一寒村なりしが近海漁業の發達と附近炭鑛の採掘、工業會社の設立等により漸次發展の途上にありしが、大正七年支廳の久春内より此の地に移轉してより急激なる發展をなせり。然るに大正十一年十一月火災に罹り其の主要部分を烏有に歸し一時慘憺たる狀況にありしが、住民の發奮と當局の機宜の措置とに依り災前に倍したる市街を建設し面目を改むるに至れり。野田より此の地を經て久春内に至る野久鐵道は大正十四年工事に着手し、昭和五年には此地まで開通せるを以て今後地方の開發と共に益々發展するに至るべし。泊居支廳の外泊居警察署、泊居林務署、泊居郵便局、眞岡區裁判所泊居出張所、泊居町役場、公立高等女學校、樺太工業株式會社泊居工場、樺太汽船株式會社、北海道拓殖銀行泊居支店其の他新聞社、會社、工場等あり。

八、惠須取町　戸數　三、八四七戸
人口　一八、二一三人

西海岸北部の要地にして、大正十四年樺太工業株式會社の新工場開設以來急激なる發展を遂げ、物資の集散地にして、昭和三年一月村名惠須取村を惠須取町と改稱するに至れり。附近に豐富なる炭田と豐饒なる沃野を有し市況殷賑を極む。

昭和四年五月火災に罹り其の大半を烏有に歸したるも住民の發奮と當局の機宜を得たる措置とに依り舊に倍する市況を呈するに至れり。惠須取林務署、惠須取警察署、惠須取郵便局、惠須取町役場、樺太工業株式會社惠須取工場其の他新聞社、會社、工場等あり。

九、敷香町　戸數　二、八〇〇戸
人口　一四、八七三人

東海岸北部の要地にして幌内川の河口に臨み、樺太鐵道株式會社線の終點驛として豫定せられ奥地木材の伐採事業隆昌と俱に市況殷盛を極め近年著しく發達し、昭和六年一月敷香村を敷香町に改稱するに至れり。附近にはアイヌ、ニクブン、オロッコ、キーリン、サンダー及ヤクート族等の土人住居し農業、漁業及馴鹿の放牧等を營み、子弟は土人教育所に入學して小學校程度の普通教育を受く。敷香支廳、敷香警察署、敷香林務署、觀測所支所、敷香郵便局、町後場其の他新聞社、銀行、會社等あり。

十、留多加町　戸數　一、八五六戸
　　人口　九、三九六人

南樺太鐵道株式會社の經營に係る鐵道の終點地にして留多加河口に位す。附近一帶は肥沃なる農耕適地にして大豐、豐榮等の殖民地あり。近年農具の改善、土地改良、農産物の加工副業の奬勵等に依り農家生活の向上を計り農産物の集産地となれり。大泊支廳留多加出張所、留多加警察署、留多加林務署、町役場、移住者指導所、農業倉庫、牛畜組合其の他銀行、會社等あり。

第五節　氣象

第一款　氣象觀測事業の沿革

邦領前樺太に於て繼續して、稍々秩序的に氣象觀測の行はれしは一八八一年（明治十四年）以降にして一八九三年西能登呂岬に、一八九六年眞岡に、を配置せり。

越えて明治三十八年南樺太邦領に歸するや、臨時觀測所官制の發布に基き同年十月コルサコフ（大泊）に第十臨時觀測所を設置したり。之本所の始めにして本島氣象觀測の一紀元を劃するに至れり。當初中央氣象臺の所屬なりしが、明治四十年四月樺太廳の開廳と共に同廳所屬となり、觀測を繼承し今日に及べり。

樺太廳觀測所名稱及位置

名稱	地名	東經	北緯	創立年月
樺太廳觀測所	大泊	一四二、四六度分	四六、三九度分	明治三十八年十月
同　敷香支所	敷香	一四三、〇七	四九、一四	同　四十年九月
同　眞岡支所	眞岡	一四二、〇三	四七、〇三	同　四十年十一月
同　落合支所	落合	一四二、四七	四七、二〇	同　四十年十一月
同　本斗支所	本斗	一四一、五二	四六、四〇	大正九年一月
同　安別支所	安別	一四二、〇九	五〇、〇〇	同　十一年十月

第二款　概說

本島は日本海とオホーツク海との間に介在し沿岸は寒暖二種の海流に洗はれ、内部は二條の山脈之を縦貫し、近く亞細亞大陸の影響を受くるものあり、氣象は地方によりて種々の狀況を呈せり。

然れども之を概觀するに南西沿岸部は暖流に洗はるゝを以て比較的温暖に、北東海岸は寒流の影響を受け寒冷にして中部は山脈に圍まるゝを以て大陸的氣候を呈し寒暑の差甚し。而して世界同緯度の地に比して氣温の低きは、近海に暖流の勢なきを其の一因とするも主として亞細亞大陸の影響を受ぐるによる。近海暖寒兩流の衝突する附近には濃霧を生じ、冬季氣温低下するに至りて止む。冬季は山脈を境とし西海岸は概ね陰曇にして東海岸は霽明なり。

第三款　氣温、風及日照時

●氣温　年平均氣温は本斗の四度五より敷香の氷點下零度二の間に在り、最寒なるは一月最暖なるは八月にして温度の急昇するは融雪期其の劇降するは降雪初期なり。各地を通じ冬期は氣温の差甚だ大なれども夏季は小なり。内部地方は海岸地方に比すれば寒暖の度高し。西海岸は暖流の影響を受け同緯度の東海岸に比し各季節を通じて高温を示し、本斗、安別は大泊、敷香に比し一度餘の差あり。盛夏七、八月の候内部及北東部は南西の暖風に誘はれ三十度を越ゆること少からず。

●風　平均風向は各地皆風癖を有し一定せざるも、概括すれば四月乃至九月の六箇月は南風にして、其の他の六箇月は北風なり。其の北風より南風に變ずるは各地とも其の期を一にするも、南風より北風に轉ずるは各地多少の遲速あり。而して西海岸南部に於ては南北風共に東に偏すれども、内部は西に偏し、多來加灣北岸に於ては五月乃至七月の三箇月は東に偏し、其の他は西に偏す、是れ海陸風の發達著しきに由るものなり。最多風向を視れば整然たる區別あるは敷香にして、大泊に比すれば南風の期間稍々長し。之れ秋季に於て黒龍江下流に發現する低氣壓の往來頻繁なるに由るものにして、東海岸北部の比較的温暖なる一因も亦之に由るもの、如し。

●日照時　年平均は敷香の一九一二時より本斗の一五二九時の間にありて、多照なるは春季にして北部は二〇〇時以上南部は一九〇時内外を示し、十二月最も寡照にして北東海岸敷香地方にては一一七時の多照を示すと雖西海岸は五〇時に達せず、蓋し冬季裏日本通有の陰曇なる天候に起因す。

第四款　濕度、降水及霜雪

●濕度　平均濕度は夏季に高く春季に低し。各地を通じて月平均九十%に上ることあるも七十%に降ることなく、多來加灣沿海の如きは平均八十二%に上り、最乾なる月に於ても七十五%を降らず本邦中殊に多濕の地とす。然れども春秋雨季に於ては最も能く乾燥し日平均三十%以下に降ること珍しとせず、沿海地に於ても往々二十%内外に降ることあり。本島は既記の如く對比濕度甚だ高く概ね濕り勝なるも、絶對濕

度は甚だ低きが故に殊に乾燥し易く、一日中の變化は其差二十%内外に上り、曇天又は雨天の場合は飽和狀態にあるも霽るれば忽ちにして乾燥し四、五十%の變化を呈するが如きは敢て珍らしからず。

●降水● 降水量は一般に夏秋の候に多くして冬春の交に少く、月量多きも二百五十耗に止り少きは十耗に充たず。内部は沿海地に比し多きも尚年量九百耗を出でずして、本邦中最寡雨地の一として南滿洲に次ぎ北見沿岸と略相等し。最大日量は其の五十耗を越ゆることは少からざるも、百耗を越ゆることは甚だ稀なり。

降雨日數は南部に於て秋冬の交に多く夏季に少きも北東部は之に反す。而して西海岸南部に於ては略々山陰地方に等しく一年の總日數は約二百日に達し、東海岸北部は關東地方と大差なく百五十日に過ぎず。

●霜雪● 結霜は九月中旬内部に始まり、十月初旬に至りて全島に普き、五月下旬に至りて終を告ぐ。然れども内部に於ては間々六月下旬に亘ることあり、其の中間日數は内部及北東部に於ては二百五十日内外にして西海岸南部は二百三十日内外なるも、内部に於ては往々二百七十日を越ゆることあり。

雪は北部は早く概ね十月下旬に現はるゝも、南部に於ては同月初旬鈴谷連山に冠雪することあるも平地の初雪は概ね十月下旬なり。終雪は各地とも五月中下旬の交にあるも、大正二年及昭和六年には南部地方に六月中降雪を見たり、斯の如き晩雪は又稀有のことに屬す。而して各地とも十一月下旬乃至十二月初旬には既に根雪となり、通常南西部は四月上旬、内部及北東部は同月下旬に於て融雪を見る。

第五款　海霧及海氷

●海霧● 本島沿岸に於ける海霧の發生は三月乃至十月に亘り、其の最盛期は六月乃至八月の三箇月なり。其の他の期間に於ては甚だ稀にして且つ概ね淡霧なり。

之が發生は暖寒兩海流の衝突に由るが故に、其の交流の最も著しき北知床岬、中知床岬及西能登呂岬附近は殊に多く、是等岬角を離るれば頓に減少するものゝ如し。海豹島及西能登呂岬に於ける夏季三箇月の海霧總日數は五、六十日に上り、濃霧日數のみを算するも四、五十日に及び、本邦に於て最も多霧なる根室及襟裳岬附近に比すれば約旬日少きも朝鮮西岸よりは稍多し。其の發生の時刻は各地とも大差なく、午前のものは約六割を占め午後のものは約四割に充たず。連續時數に就て見れば往々斷續四、五十時間に亘ることあるも、總じて十時間以上に及ぶものは總回數の二割に上らず多くは五時間以内にして止む。

●海氷● 本島は冬季殊に低温にして海水温も亦氷點以下に降り沿海は概ね結氷し、春季に至りては流氷を見る。唯眞岡以南四、五十浬間は著しき結氷なきも、宗仁岬附近までは西能登呂岬を遶りたる氷塊の流着すること珍しからず。海水の凍結は主に河口附近に始まり、流出結合して寒威の增進するに從ひ遂に沿岸に膠着して流動せざるに至る。然れども卓越風の向背消長に由りて著しき移動あり、殊に其の盛期に於ても一度暴風の襲來することあらんか忽ちにして遠裂流出し、風凪げば再び聚着し春暖の候に至りて流出融解す。結氷期間を概括すれば左の如し。

東海岸　敷香沿岸　十二月下旬乃至三月下旬
　　榮濱沿岸　十二月下旬乃至四月下旬
亞庭灣　大泊沿岸　一月中旬乃至三月中旬
西海岸　安別沿岸　一月上旬乃至三月中旬
　　眞岡沿岸　一月下旬乃至二月下旬

第六節　戸口

●●靜態　昭和六年末現在人口は總數二八七、三七七人にして中内地人二七九、二〇四人、朝鮮人五、八八〇人、土人二、〇〇九人、外國人二八四人なり。

之を領有當初明治三十九年末人口一二、三六一人に比すれば二七五、〇一六人の增加にして實に約二三倍餘に達す。

●●●●●人口累年比較　過去二十年に於ける人口の趨勢を示せば左の如し。

年	戸數	人口 男	人口 女	人口 計
大正元年	九、八七二	二三、九〇三	一八、二三五	四二、一三八
大正二年	一〇、七二七	二四、五七三	一九、七八三	四四、三五六
大正三年	一三、一〇七	三三、三二四	二四、八九三	五七、二一七
大正四年	一三、八四六	三四、一五四	二六、五〇六	六〇、六六〇
大正五年	一四、六二四	三七、二四〇	二九、〇四〇	六六、二八〇
大正六年	一六、〇八九	四一、八七九	三三、一〇〇	七三、九七九
大正七年	一六、五八五	四五、二九五	三四、五〇〇	七九、七九五
大正八年	一八、〇七三	四七、五九八	三七、二四七	八四、八四五
大正九年	一九、二五〇	五一、三一四	三九、八三三	九一、一三六
大正十年	二一、一三一	五九、一三六	四四、四九四	一〇三、六三〇
大正十一年	二三、四五四	七〇、三五四	四九、八六八	一二〇、二二二
大正十二年	二七、二六三	八三、一八〇	五七、一八一	一四〇、三六一
大正十三年	二九、九七六	八八、六四六	六四、〇三三	一五三、六六八
大正十四年	三七、四〇三	一〇八、五一七	八〇、五一九	一八九、〇三六
昭和元年	四一、二五五	一二七、二六九	八六、三〇四	二〇三、五七三
昭和二年	四四、三三三	一三七、〇四二	九四、二〇一	二三一、二四三
昭和三年	四八、五六〇	一四四、二六一	一〇五、九四一	二四〇、二〇二
昭和四年	五一、二九九	一五九、三五〇一	一一一、八一二	二五一、一三二
昭和五年	五七、四七一	一七五、九二九	一二五、〇一二	二八四、九三〇
昭和六年	五七、三四二	一七一、七六七	一二五、六一〇	二八七、三七七

支廳別人口 昭和六年末現在人口を支廳別に示せば左の如し。

	面積	戸數	人口 男	人口 女	人口 計	一方粁ニ付人口
豐原	四、七五〇・五（方粁）	一二、五四一	三四、九〇三	二八、三一五	六三、二一八	一三・三一
大泊	四、八四二・九	一三、四五三	三七、八一三	三〇、八〇八	六八、六二一	一四・一七
本斗	一、五六六・六	三、九一〇	九、九二六	八、六一三	一八、五三九	一一・八三
眞岡	二、四九〇・一	七、九四八	二二、〇七〇	一八、二三九	四〇、三〇九	一六・一九
泊居	六、九〇二・八	九、三四九	二六、一一三	一九、三九二	四五、五〇五	六・六〇
元泊	三、一二〇・九	五、四二八	一五、五五四	一一、二〇七	二六、七六一	八・五七
敷香	一二・四一六・五	四、七一三	一五、三八八	九、〇三六	二四、四二四	一・九七
計	三六、〇九〇・三	五七、三四二	一六一、七六七	一二五、六一〇	二八七、三七七	七・九六

年齢別人口 本島人口は青壯年者の移住に依る增加多く、其の年齢構成は拓殖進展の途上にある本島の特徴を示すものと謂ふべし。

昭和六年末現在に於ける年齢人口を示せば左の如し。

	男	女	計
五歳迄	二四、五三五	二一、一六二	四五、六九七
六—一〇	一七、八一三	一五、三三五	三三、一四八
一一—一五	一四、七二一	一二、三九四	二七、一一五
一六—二〇	一三、五六五	一一、五二六	二五、〇九一
二一—二五	一四、二三五	一二、一二五	二六、三六〇
二六—三〇	一六、〇四二	一一、三九四	二七、四三六
三一—三五	一四、八一四	一〇、二二七	二五、〇四一
三六—四〇	一二、八三二	八、六二四	二一、四五六
四一—四五	一〇、二三三	六、八九三	一七、一二六
四六—五〇	七、八八八	五、六三八	一三、五二六
五一—五五	五、八六二	三、九二二	九、七八四
五六—六〇	四、〇八〇	二、六〇五	六、六八五
六一—六五	二、五一六	一、八三七	四、三五三
六六—七〇	一、四八九	一、〇七〇	二、五五九
七一—七五	七五三	五二一	一、二七四
七六—八〇	三一四	二六〇	五七四
八一—八五	六〇	六〇	一二〇
八六—九〇	一四	一五	二九
九一—九五	一	二	三
計	一六一、七六七	一二五、六一〇	二八七、三七七

職業別人口　本島の人口を職業別に觀察すれば左の如し。（昭和六年末現在）

種別	農業	水産業	鑛業	工業	商業	交通業	公務及自由業	家事使用人	その他の有業者	無職業	計
本業者	二七、一二六	一三、七四四	二、六七七	一三、三二〇	一九、一八一	四、三二六	八、九七五	六三八	三三、八〇八	七六〇	二三、七八五
從屬者	三一、四一三	一八、三二五	五、〇六五	二一、六一六	五〇、二六〇	八、八九四	一八、〇二五	一〇五九	三六、一二五	三、六三一	一七四、九二三
計	五八、五四八	三二、二九九	七、七四三	三四、一三六	四九、四四一	一三、二一〇	二六、九九〇	一、六九七	五八、九三三	四、三九一	二八七、七三五

現住人口内地人本籍地別（昭和六年末）

本籍地	人口	本籍地	人口	本籍地	人口	本籍地	人口
北海道	七五、六八三人	茨城縣	二、三二七人	静岡縣	二、二七四	島根縣	六一七
青森縣	三二、八六三	栃木縣	一、二五五	愛知縣	一、二三三	岡山縣	七三九
岩手縣	七、七三〇	群馬縣	六七七	三重縣	八九三	廣島縣	五八五
宮城縣	八、七八九	埼玉縣	八四三	滋賀縣	七八七	山口縣	二〇〇
秋田縣	一六、〇七六	千葉縣	八四六	京都府	五二四	德島縣	五一三
山形縣	九、九五六	東京府	二、五九六	大阪府	五九四	香川縣	七九七
福島縣	七、七五〇	神奈川縣	一、〇三三	兵庫縣	七四六	愛媛縣	七〇三
		新潟縣	一、二五五	奈良縣	四九五	高知縣	一、九二五
		富山縣	六七七	和歌山縣	八三六	福岡縣	六三三
		石川縣	四三七	鳥取縣	七七八	佐賀縣	四三三
		福井縣	八四三			長崎縣	五八六
		山梨縣	八四六			熊本縣	九五六
		長野縣	二、五九六			大分縣	五八五
		岐阜縣	一、〇三三			宮崎縣	二〇〇
						鹿兒島縣	五一三
						沖繩縣	五三
						樺太	七六、八四〇
						總數	二七八、二〇四

第三章　交通通信

第一節　交　通

第一款　道　路

露領時代に於ける道路施設は殆んど原始狀態に在りて、所在の森林を伐開して小徑を通じ僅に通行せる有樣にして、道路として稍見るべきものは大泊より豐原を經て東海岸を北上し、內路より北樺太オノールを經てアレキサンドロフスクに至る幹線道路及二、三小路の通ずるものありたるに過ぎず。然れども其の構造粗惡にして且つ幹線道路と雖其の大半は荒廢し、降雨の際は交通全く杜絕する狀態にして、之が施設改善に關しては創始的努力を要せり。

拓殖の業進み人口增加して各種事業の勃興するに從ひ道路の普及は倍々緊要となれるを以て、年々新道を開鑿すると共に舊道を修築して其の普及發達を計り、道路網の實現を期し居れり。

本島は地形上道路の設定は勢ひ海岸線に依らざるを得ず、從つて幹線道路の配置は東西兩海岸の縱貫線と之を連結する橫斷線に分つ。本島の路線は右幹線の外官公署所在地、樞要部邑等を連絡する爲め幹線より分岐せる路線及農村殖民部落を連絡する農耕道路より成り、現在主要道路の延長三千四百七十四粁七に

達す。

一、東部縱貫幹線

大泊を起點とし豐原、落合を過ぎ東海岸榮濱に出で海に沿ひて北上し、白浦、元泊及內路を經て國境に至る。而して更に北走すれば露領オノールより遠くアレキサンドロフスクに達す。大泊國境間延長四百三十五粁餘、幅員五米五乃至七米三全線車馬を通じ、大泊、榮濱間及落合、南新問間既設鐵道と相俟て貨客の集散に益し交通至便なり。殊に大泊、榮濱間の道路は昭和四年度改良工事を施し道路幅員を七米三（落合、榮濱間五米五）に擴築し勾配並に曲線を緩和し、砂利敷を爲したる爲自動車運行等に極めて便利となれり。

榮濱を距る北方約四粁九にして內淵橋（內淵川）あり、同橋ハウトラス式延長百九十二米七、幅員四米五、工費十一萬六千圓を要し、大正十年の竣功に係り本島に於ける最大の橋梁なり。

本幹線は南樺太に於ける主要道路なるのみならず實に南北樺太を連結する主要幹線にして、國境奧地附近の產業發展に伴ひ之が利用は將來益々頻繁となるべし。

二、西部縱貫幹線

本島の南端西能登呂岬に發し菱苫の嶮を越へ西海岸に沿ひて北上し、武意泊、本斗、眞岡、泊居、久春內及鵜城を經て國境安別に至り、更に北走すれば遂に亞港に達すべし。延長約五百十粁五東部縱貫線と相

俟て本島交通の動脈を爲す。本線白主、名好間四百四十三粁七は開鑿既に成り幅員三米六乃至五米五車馬を通じ泊居、惠須間及本斗、白主間は夏季乘合自動車を運轉し、本斗、泊居間の既設鐵道と相俟て交通至便なり。

三、橫斷線

●●●●眞岡街道　豐原より軍川、中野、逢坂を經て眞岡に至る東西を連絡する重要路線にして延長七十四粁六幅員四米五全線車馬を通じ、特に夏季は自動車を運轉し交通至便にして往來頻繁なり。

●●●●眞縫街道　本島の中央最狹部を橫斷連絡する重要路線にして眞縫より久春內に至る。昭和六年度に於て工費八萬餘圓を投じ全線の改良工事を施せり。延長二十九粁七、幅員五米五車馬を通じ、夏季は定期自動車を運轉し貨客輸送に便す。

東西を連絡する橫斷路線は以上の二條なるが、本島の地形及其の他の實狀に鑑み尙數條の橫斷線の必要を認み之が計畫を進めつゝあり。

四、其の他の主要線

●●●●留多加街道　眞岡街道追分より分岐、並川、小里を經て留多加川口に至る。本道路は豐原、留多加を連絡する重要路線にして、近時兩者の往來頻繁なるに鑑み昭和五年度に於て工費十五萬餘圓を投じ追分、留多加間全線の屈曲、勾配の改良、幅員の擴張を施し砂利敷を爲したる爲舊態一新せり。延長三十五粁三、幅員七米三、車馬の通行容易にして、夏季は乘合自動車の便あり。雨龍、淸水兩街道と相俟て經濟、文化の發展と、留多加大殖民地開發に資する所大なり。

●●●●雨龍街道　東部縱貫道路新場より分岐して亞庭灣岸に沿ひ西南走し留多加、雨龍を經て西能登呂岬に至る延長百二十一粁七、內新場、雨龍間五十四粁九は開鑿成り、全線車馬を通じ、殊に夏季留多加、雨龍間は乘合自動車の便ありて交通至便なり。更に昭和五年度及同六年度に於て工費二十萬圓餘を投じ、新場、留多加間、留多加、雨龍間五十五粁一、幅員五米五の改良工事を施行したるを以て、南樺鐵道と相俟て交通益々便利となれり。

●●●●長濱街道　大泊より亞庭灣岸に沿ひ東南走し長濱を經て中知床岬に至る。延長百二粁一にして其の中大泊、長濱間三十一粁四改修既に成り、幅員三米六車馬の通行自由なるのみならず、夏季は乘合自動車の便あり。

●●●●富內街道　大泊より東北に向ひ喜美內を經て東海岸富內に至る。全線車馬を通じ、富內地方より亞庭灣岸に通ずる主要路線にして交通又頻繁なるを以て更に昭和六年度工費二十一萬圓を投じ全線の改良工事を施せり。延長四十五粁九、幅員五米五あり。

一方大泊輕便軌道株式會社起業に係る大泊、富內間の軌道は工事着々進捗し大泊、下喜美內間三十一粁四の間は工事既に終り、下喜美內、皆岸間は工事中にして全線の開通を見るも遠きにあらざるべし。

敷香街道　本道は元泊より敷香に至る路線なるも、元泊、内路間は東部縦貫線中に掲げたるを以て省く。内路に於て東部縦貫線と別れ東北走して敷香に至る。延長約十九粁六、幅員五米五平坦にして夏季は自動車の便ありて交通極めて容易なり。

清水街道　西海岸蘭泊より眞岡街道逢坂に出で二股、大豐を經て留多加川口に至る。延長九十粁三内逢坂、留多加間五十八粁九は改修既に成り、幅員三米六車馬の通行自由なり。

皆岸街道　豐南、皆岸間二十三粁五を開鑿して大泊街道、富内街道と相通じ、車馬の交通頻繁なるのみならず夏季は乘合自動車の便あり。

野寒街道　本街道中富内、落帆間九粁八を開鑿して車馬の交通に便す。

上敷香街道　敷香より中敷香を經て東部縦貫幹線上敷香に至る。延長二十二粁二、幅員五米五の街道にして昭和六年度開鑿にかゝる。車馬の通行自由なり。

以上の外昭和六年度開鑿に係る榮濱山中間延長十二粁五、幅員五米五の道路あり。尚散江街道、遠内街道、知床街道等あるも未改修にして徒歩通行し得るに過ぎず。

五、農耕道路

農村内及農村相互間を貫通連絡する路線にして、廳に於て經營開鑿せる官營道路と、農村に補助を與へて開鑿せしめたる補助道路の二種あり。現在の總延長二千百五十八粁餘に達し地方農村の交通運輸の便に資する所尠からず。

第二款　鐵道

本島には領有當時未だ鐵道の敷設なく、軍政時代に軍需品輸送の爲め陸軍鐵道大隊が咄嗟の間に敷設したる大泊、豐原間の輕便鐵道を以て嚆矢とす。軍政廢止後樺太廳に於て之を繼承し、爾來之に改善を加ふると共に新線を計畫し、且つ鐵道省と連帶運輸の開始を見るに至りたるを以て、運輸機關の面目一新するに至れり。現在營業線路延長樺太廳鐵道三四二・九粁其の他地方鐵道營業線路延長一三七・五粁合計五八〇・四粁なり。

一、樺太廳鐵道

營業線路

本線　大泊港―榮濱間
川上線　小沼―川上炭山間
豐眞線　豐原―手井間
西海岸線　本斗―泊居間

本線　本線は我が陸軍鐵道大隊が明治三十九年九月より僅々六十日間を以て急設したる楠溪町、豐原間の軍用輕便鐵道に始まる。當初線路は屈曲急勾配多く十八封度軌條を用ひ、軌間六一糎獨逸双合式重量十五噸の機關車及積載量僅か二十五噸の無蓋貨車のみにして軍需品を輸送するに過ぎざりしが、明治四十

年四月軍政廢止と共に樺太廳に移管、同年八月より一般營業を開始せり。翌明治四十一年四月大泊、楠溪町間を延長せるが越えて明治四十三年十一月全線を軌間一米〇六七にする改築工事竣工し、茲に始めて普通鐵道としての形態を整へたり。翌明治四十四年六月豐原、榮濱間新設工事に著手し同年十二月竣工茲に大泊、榮濱間延長九五●一粁の全通を見たり。而して昭和三年八月三十一日大泊突堤竣功に伴ひ海陸連絡の便を計る爲め大泊港驛を新設し大泊港、大泊驛間一●六粁を昭和三年十二月開業し、更に當時の大泊驛は構內狹隘なるを以て現在の清水谷に本驛の移轉を爲したるは同四年十二月にして之が爲〇●二粁の延長を見るに至れり。

●川上線　本線小沼驛より分岐し西北方川上炭山に至るものにして、大正三年四月には小沼、奥川上間を運轉し大正十一年十月に全線二一●九粁の開通を見たり。

●豐眞線　首都豐原と西海岸の要地眞岡とを連絡す。中間に鬱蒼たる大森林と留多加川流域の豐饒なる殖民地を擁し、拓殖上重要なる使命を有す。大正十年十月起工大正十四年十月豐原、鈴谷間九●九粁、大正十五年十一月手井、逢坂間三一●二粁の開通を見たり。更に昭和三年九月鈴谷、逢坂四二●七粁を開業し茲に豐眞線の全通となれり。

●●●西海岸線　西海岸南部の要地本斗より眞岡を經て泊居に至る。從來西海岸の交通は海運を主としたるが近時沿岸各地の著しき發展に鑑み大正七年工を起し、大正九年十月本斗、眞岡間工成り、大正十一年十一月本斗、野田間九四●九粁、昭和四年十二月眞岡港海岸線一●八粁開通し、更に昭和五年十一月野田、泊居間四二●三粁及本斗海岸線一●三粁開通せり。

運輸

●●●營業線　現在營業線粁程、其の他（軌間一米〇六七）

線名	營業粁程	運轉回數	驛	驛	驛	所	所	所
			荷客扱所	客扱所	信號所	假乘降場		
本線	九六・九粁	大泊―豐原間	一九	一				
		豐原―榮濱間	八五	一				
川上線	二一・九	豐原―川上炭山間	五四	四				
豐眞線	八三・八	豐原―鈴谷間	四五	一				
		豐原―手井間	四四	九				
西海岸線	一四〇・三	本斗―野田間	三三	一〇	一			
		野田―泊居間	三三	一九	一			
計	三四二・九							

右の外石炭輸送の爲め豐原、川上炭山間に臨時貨物列車を運轉し、其の輸送年量二十二萬噸に達す。

●●●從業員　現在從業員は一千七百餘名にして庶務、經理等の事務に從事する外運轉、車輛、保線、建設等の各系統に分屬す。而して是等從業員は一粁五人弱に當り、內地其の他に比し配當人員過少なれども鋭意能率增進を計り以て之を補ひつゝあり。

運輸成績　拓殖の進捗、人口增加及線路の延長等に因り之が利用は逐年增加しつゝあり。殊に大正十二年五月より鐵道省の稚泊連絡、大正十三年十月より北日本汽船株式會社の大泊眞岡と小樽、靑森間の航路を經由して樺太廳鐵道と鐵道省線との連帶運輸開始するに及び、本島内地間を一層近接せしめ更に大正十五年十月南樺鐵道株式會社の南樺線（新場、留多加間一八・六粁）の開通及昭和二年十一月樺太鐵道株式會社の經營に係る樺鐵線（落合、南新問間二〇二・五粁）の開通等は、本島拓殖に一大利便を與ふると共に日露の經濟的關係を密接ならしむる效果大にして、我樺太廳鐵道は是等會社線と連帶運輸の便を計れり。今最近五箇年間の廳鐵運輸成績概要を表示すれば左の如し。

主要貨物輸送數量

年度／種別	旅客	貨物	收入 鐵道省、社及汽船會社ヨリ割賦受領	同上挑額及廳線内代引挑類	純收入
昭和元年	一、三七六、四三二 人	二、八六〇、七〇八 瓲	一三一、二四三、二八〇 円	九七一、二六四、七四〇 円	一、九二二、五三二、五〇〇 円
昭和二年	一、四六八、二八五	二、九七八、四三一、五〇〇	二三三、四五九、九六〇	一、一二三、七四一、八九〇	二、〇九九、三五七、〇〇〇
昭和三年	一、五八〇、六四四	三、五二八、八七四、一一〇	三五九、五〇五、五七〇	一、五三〇、六八六、〇八〇	二、三六七、六九一、六〇〇
昭和四年	一、八三七、四九七	四、二六七、五一八、一七〇	四三九、〇四三、二〇〇	一、九八四、六六四、四四〇	二、七二一、八九六、九〇〇
昭和五年	一、五九二、三〇〇	三、九七三、五三三、九三〇	四〇三、八〇七、四〇〇	一、八四四、九六八、三一〇	二、五三一、三七三、〇三〇

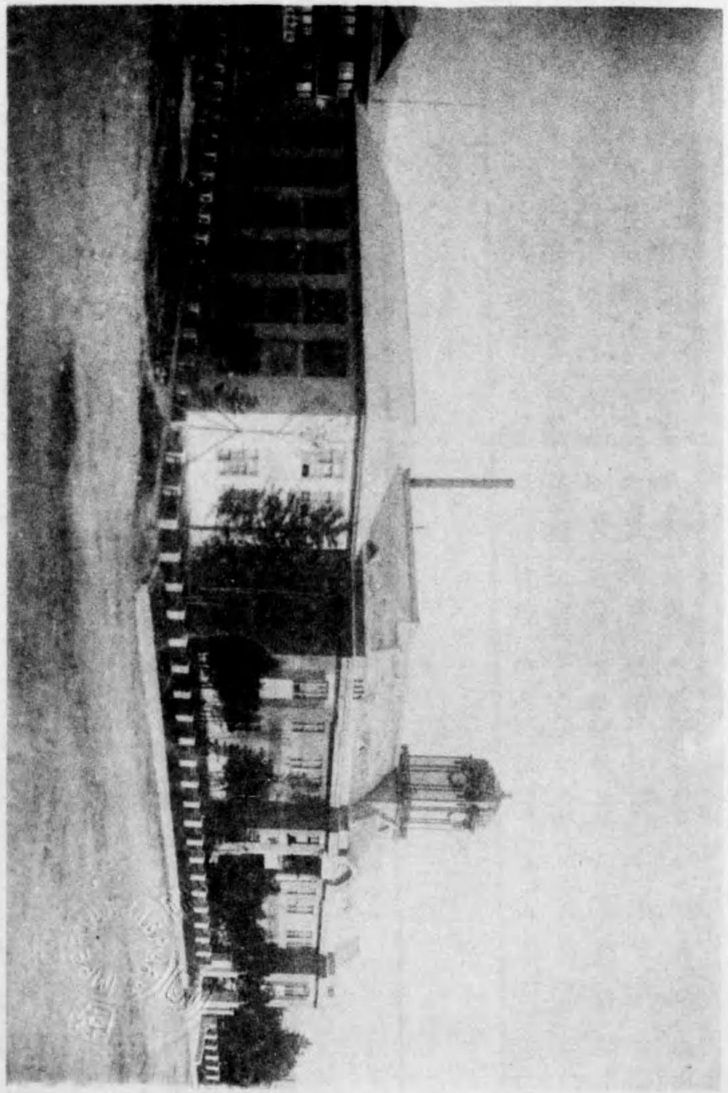

事務所鐵道大轉

年度別＼種別	米	木材	挽材	薪炭	石炭	砂利	石灰石	牧草	パルプ	洋紙
昭和元年度	一四、〇〇九瓩	二〇四、四〇四瓩	一八、四六七瓲	三〇、二三四瓲	一二九、七四〇瓲	六一、四七一瓲	一七、三八七瓲	七、六八七瓲	五六、三五七瓲	四、二〇三瓲
昭和二年度	一七、〇一〇	二四〇、三六六	一六、一二一	三二、七五五	一三八、〇二五	三七、七七五	一八、四四四	八、一二三	六二、三三七	一五、二七八
昭和三年度	二〇、二四一	一九六、〇三二	一五、七二〇	三〇、七五八	一八七、三八〇	七五、五六九	二〇、五一三	九、〇四〇	六六、一八四	二三、六五八
昭和四年度	二二、一四七	二一四、五一三	一三、三五三	三三、七七五	一八六、九〇〇	一一一、八二〇	二五、二二六	七、九八九	六四、九五四	三三、六一九
昭和五年度	二五、五四三	二七〇、二六六	一〇、四五三	三一、九八三	二二五、四七一	五二、七九三	二九、四〇二	五、〇九八	七四、九五九	三五、一一四

運輸收入累年表

年度別＼種別	旅客收入	貨客收入	合計
昭和元年度	八八六、八六六円	一、〇二五、六六六円	一、九一二、五三二円
昭和二年度	九七三、二六四	一、一二六、〇八六	二、〇九九、三五〇
昭和三年度	一、〇七六、一六八	一、二九一、五二三	二、三六七、六九一
昭和四年度	一、二二六、六九四	一、四九五、二〇二	二、七二一、八九六
昭和五年度	一、〇二七、四〇七	一、五〇三、九六五	二、五三一、三七二

二、地方鐵道

地方鐵道の營業免許を與へたるものは樺太鐵道株式會社、南樺鐵道株式會社及內幌鐵道株式會社の三社

にして、樺太廳は拓殖の進展並に地方開發上其の緊要なるに鑑み右樺太鐵道株式會社及南樺鐵道株式會社の二鐵道に對し樺太地方鐵道補助法により補助金を交付せり。

樺太鐵道株式會社線　本社は資本金二千萬圓にして樺太廳鐵道本線落合驛より北境敷香に至る延長二三九・二粁の鐵道を經營す。落合、知取間一七〇・五粁は昭和二年十一月、知取、南新問間三二粁は昭和五年十一月開通したるを以て南新問、敷香間開通の曉には近時開展を辿りつゝある同地方は一層の發展を見るべきのみならず、益々日露の經濟的關係を密接ならしむべく、北樺太との交通の要路たる本線の活躍に俟つべきもの愈々緊切なるべし。

南樺鐵道株式會社線　本社は資本金百二十萬圓にして樺太廳鐵道本線新場より留多加に至る延長一八・六粁の鐵道を經營す。大正十四年六月起工大正十五年十月開通せり。沿線は景勝に富み且つ留多加川流域には屈指の農耕適地を擁し、將來の開發は期して俟つべし、

内幌鐵道株式會社線　本社は資本金二百萬圓、西海岸線本斗より内幌に至る鐵道一六・四粁にして内幌、本斗間一四・六粁は昭和六年十月より一般營業を開始し、同年十二月より内幌、内幌炭山間一・八粁は貨物のみに限り營業を開始せり。

第三款　軌　道

本島に於ける軌道は大正十三年大泊市街軌道の大泊船見町より同楠渓町迄の間敷設されたるに始まり、

大泊港桟橋

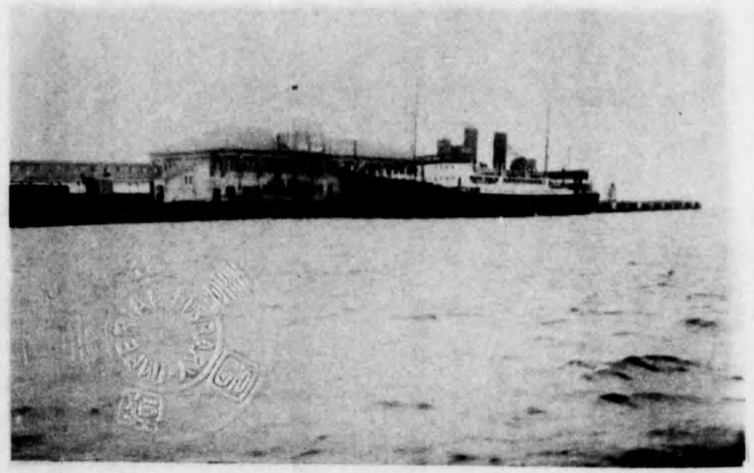

大泊港埠頭

交通機關未發達の時に於て交通の具として重用されたり。以來交通機關の整備と共に軌道は營業不振となりたるも尙二、三の營業を續行せるものあり。左に其の概要を述ぶ。

一、樺太拓殖軌道株式會社線

資本金三拾萬圓を以て昭和三年五月營業開始し大泊町、喜美内間(二三・六二粁)を運轉す。大泊、古牧間は蒸汽機關車を使用し、古牧、喜美内間は馬力によれり。

二、留多加輕便軌道株式會社線

資本金拾三萬圓を以て昭和五年七月營業開始し留多加町、多蘭内間(一五・三三粁)を馬力を以て運轉す。

三、樺太工業株式會社輕便軌道

本軌道は曩に土木取締規則に依り專用軌道として許可せるものを 昭和六年十月一般營業用に變更せるものにして泊居、奥澤間(一四・八〇粁)を蒸汽機關車を以て運轉せり。

第四款　港　灣

本島は海岸線極めて單調にして天然の良港甚だ乏しきを以て、政府は調査研究の結果内外の連絡港として大泊、本斗及眞岡の三港を築港するの外、沿海航行の小汽船及漁船の繫留並に避難所として沿岸樞要の

地に船入澗を築設して海運に便せり。

一、大泊港

本港は亞庭灣の北澳千歳灣の東岸に在りて四時海上平穩なり。露領當時は市街の北楠渓町地先に木造棧橋を築造し海陸連絡を計りたるも、明治四十四年工費約五十萬圓を投じて榮町前面約二十三萬千四百平方米を埋立て船澗二箇所を築設して水陸の連絡に便し、亞で大正九年度起工繼續修築の計畫を樹立し、總工費五百八十七萬四百圓を以て昭和三年度に竣功せり。

●築●港　突堤延長千二米一、內繫船部四百二十六米四は幅員三十六米四として三千噸級二隻、二千噸級二隻を繫船するの裝置をなし專ら稚內、大泊連絡船貨客の乘降に便す。又假防波堤五百七十米六(三連)を以て面積十三萬九千八百平方米を被覆し小型船舶の繫留に便し、其の左右面積三十萬七千四百平方米を埋築し市街地及倉庫地となせり。

二、眞岡港

西海岸中部より稍南に偏し北方に小能登呂岬突出して大灣形を爲し、西海岸に於ける交通產業の樞要地點にして開港場だり。

領有當時に於ては港灣として何等の設備なく、大正元年始めて七千九百平方米餘の船入澗を築設せるも其の後急激なる發展に伴ひ、本港修築の緊要を認め、總工費二百五十萬圓を以て大正十年度起工し昭和二年度に竣功せり。

●築●港　貨客船一千噸級四隻を繫岸し得べき水深五米、面積二萬八千九百平方米餘を有する濕船渠を主とし、之が航路に當る前港を浚渫し、船渠の背部に接して水深二米七、面積九千二百平方米餘の船入澗を設け小船の繫留に備ふ。而して其の西南方に亙る海面十萬五千七百平方米を埋築し市街及倉庫地となす。

三、本斗港

西海岸南部に位する要港にして、陸地より約三百六十三米の沖に陸地に竝行して延長一浬餘の岩礁露出し、天然の防波堤を爲し南北兩端に港口あり。本島唯一の不凍港にして往時より小形船舶の避難港として相當利用せられたり。領有當時は單なる土人の散在部落に過ぎざりしが、近海に於ける水產と附近林產、鑛產の豐饒なること世上に知らるゝや急激に發展膨脹するに至れり。

本港は西海岸南部の要地且つ本島唯一の不凍港にして、之を改修し海陸連絡の便を計るは拓殖進展上緊要なりとし、港內面積九十九萬千八百平方米の內五十二萬八千九百平方米餘を改修し主として三千噸級船舶六隻の繫留を容易ならしめ、港岸二十三萬千四百平方米餘を埋築して上屋及倉庫其の他海陸連絡上必要なる陸上設備を施すべく計畫を樹て、總工費二百五十萬圓を以て大正五年起工、昭和元年度に其の一部を竣工せり。

●築●港　北防波堤七百七十七米三、埋築十二萬二千三百平方米、船入澗一萬六千五百平方米、既成防波

堤内港域十六萬五千三百平方米、水深五米五以上九米一、一千噸級船舶四隻を繫留し得。昭和二年度に於て繫船棧橋を築設し專ら稚内、本斗連絡船貨客の乘降に便す。

四、船入澗

沿岸航行小汽船、發動機船及近海漁船の繫留、避難所並に荷役艀船の繫留所として船入澗を築設し、大正十年に其の數八を算せるが其の後の急激なる發展は之を以て足れりとせず、更に大正十年度より既設船入澗の改修並に沿岸樞要の地七箇所に船入澗築設工事を施行し、昭和五年度六箇所竣功し內一ヶ所は昭和七年度竣功の見込なり。其の他私費を以て築設したるもの四箇所ありて俱に沿岸海運に資する所大なり。而して產業の勃興に伴ふ收容船舶の數及其の大さを增したる結果水深を增大せざるべからざるに至りたると、且は澗內を最も有効に堀鑿し其の利用面積を大ならしめんが爲工費百十二萬餘圓を以て昭和四年度より既設船入澗四箇所の改修工事に着手し漸次進捗しつゝあり。

船入澗施設の概要は有効面積最大二萬九千七百五十二平方米平均九千九百十七平方米內外、水深一●五米乃至二●七米六十噸以下の小型船舶の繫留に適す。

第四款　航路

本島の海運業は領有以來各種の施設と相俟つて逐年隆盛に向ひつゝあるも、殊に大正十二年鐵道省經營の稚泊連絡運航せられてより急速の進步を爲し翌十三年には稚斗連絡、十五年には大泊、眞岡と小樽、靑森

間の船車連絡開始せるに至り、着々發展の途につき尙樺太廳は奧地の開發、人口の增加、物資の集散等の現況を調査し、命令航路に於て年々寄港地を增加しつゝあり。昭和六年度に於ける航路を便宜樺太廳命令航路、遞信省命令航路、鐵道省連絡船、朝鮮總督府命令航路及不定期船等に分ら略說すれば左の如し。

第一項　樺太廳命令航路

樺太廳命令航路を內地北海道線及沿岸線に大別す。

一、內地北海道線

內地北海道線は大阪線、敦賀線、伏木線、西海岸線、東海岸線の五線に分つ。

●●大阪線　本線は大阪より東西兩海岸に至るものにして、東海岸に至るものは汽船三隻を以て大阪を起點とし芝浦、小樽、大泊、榮濱、元泊、知取、內路、泊岸を經て敷香を終點とし四月より十月に至る間十二回往復す。

西海岸に至るものは(1)汽船三隻を以て大阪を起點とし橫濱、芝浦、函館、小樽、大泊、眞岡、野田、泊居を經て惠須取を終點とし四月より十月に至る間十四回(2)汽船三隻を以て大阪を起點とし神戶、門司、坂出、函館、小樽、大泊を經て眞岡を終點とし四月より十月に至る間十四回(3)冬期十二月より翌年三月まで汽船一隻を以て大阪を起點とし東京、函館、小樽を經て大泊に至る間四回往復す。

●●敦賀線　汽船三隻を以て敦賀を起點とし伏木、船川、小樽を經て大泊に至るものにして四月より十月に至る間十九回往復す。

伏木線　東西兩海岸に至るものにして東海岸に至るものは汽船一隻を以て伏木を起點とし函館、留萌、大泊、富内(又は恩洞)、榮濱、白浦、登帆、馬群潭、元泊、眞縫、知取、新問、泊岸、内路を經て敷香に至る。四月より十月の間十二回往復す。

西海岸に至るものは汽船二隻を以て伏木を起點とし滑川、魚津、新潟、小樽、大泊、本斗、眞岡、野田、泊居、久春内を經て惠須取に至る。四月より十月まで十六回往復す。

東海岸線　函館を起點とするもの及小樽を起點とするもの二線あり。(1) 汽船三隻を以て函館を起點とし小樽、大泊、富内(又は恩洞)、野寒、榮濱、白浦、登帆、馬群潭、元泊、知取、新問、泊岸、内路、敷香を經て能登に至る。五月より十月まで十八回往復す。但し三回は海豹島及淺瀬、遠内に延航す。(2) 汽船一隻を以て小樽を起點とし榮濱、元泊、知取、新問、泊岸、内路を經て敷香を終點とし五月より十月迄二十一回往復す。

西海岸線　函館を起點とするもの二線あり。(1) 汽船二隻を以て函館を起點とし小樽、海馬島、武意泊、内幌、本斗、眞岡、野田、蘭泊、泊居、名寄、久春内、牛毛、萠萎、留久志、珍内、圓度、鵜城、惠須取、名好を經て安別に至る。四月より十月まで二十八回往復す。(2) 汽船二隻を以て小樽を起點とし眞岡、野田、泊居に至る。四月より十一月の間四十回往復す。十二月より三月までは小樽を起點とし大泊、海馬島、眞岡、泊居に十一回往復す。(3) 汽船一隻を以て小樽を起點とし惠須取、泊居に至るものにして四月より十一月の間三十二回は海馬島、本斗、眞岡、泊居を經て惠須取に至り、十二月より三月の間海馬島、本斗、眞岡を經て泊居に八回往復す。

稚斗連絡線　稚内、本斗間を汽船一隻を以て夏季は毎日、冬期は隔日運航し、樺太廳鐵道と鐵道省との連帶運輸をなす。

二、沿岸線

沿岸線は東線、西線及灣内線の三線あり。

東線　(1) 五月より十月の間汽船二隻を以て大泊を起點とし長濱、乳根、愛郎、富内(又は恩洞)、東遠古丹、野寒、榮濱、白浦、登帆、馬群潭、元泊、知取、新問、泊岸、内路を經て敷香まで十八回往復す。(2) 五月より十月まで發動機船二隻を以て新問を起點とし泊岸、内路、敷香、多來加、野頃を經て能登の間六十回往復す。(3) 六月より十月の間發動機船一隻を以て敷香を起點とし野頃、散江、多來加、淺瀬を經て遠内に至るものにして十五回往復し内三回は海豹島に寄港す。

西線　(1) 四月より十月まで發動機船二隻を以て眞岡を起點とし泊居、名好、久春内、牛毛、萠萎、留久志、珍内、圓度、鵜城、惠須取を經て名好を終點とするものにして五十五回往復す。(2) 四月より十月まで發動機船三隻を以て本斗を起點とし氣主、内幌、宇仁、白牛、南名好、武意泊、宗仁、菱苫、十和田、白主、海馬島を經て西能登呂に至るものにして五十五回往復し、十一月より三月まで十五回往復す。(3) 五月より十月まで發動機船一隻を以て惠須取を起點とし千緒、名好、西柵丹、沃内を經て安別に至るものに

して三十六回往復す。

灣内線　大泊を起點とし亞庭灣内東西兩沿岸に至るものにして、何れも汽船一隻を以て四月より十一月の間(1)大泊より女麗、長濱、遠淵、内音、彌満を經て札塔に往復七十回(2)大泊より雨龍、菱取、古江、内砂、北孫杖、泥川、毘砂鑽、多蘭内を經て西能登呂に七十回往復す。(3)十二月より三月に至る期間大泊港の結氷を碎破し普通船舶の出入に便宜ならしむる爲め碎氷裝置ある碎氷汽船をして之に當らしむることに施設しつゝあり。

第二項　遞信省命令航路

遞信省命令航路は汽船二隻を以て函館を基點とし青森、小樽、大泊、眞岡間を四月より十一月迄四十八回往復、十二月より三月迄二十四回は小樽、大泊間を汽船一隻を以て往復し樺太廳鐵道と鐵道省船を連絡し連帶運輸をなす。

第三項　鐵道省連絡船

鐵道省連絡船は大正十二年北海道宗谷本線の全通を機とし鐵道省の施設せるものにして、汽船二隻を以て稚内、大泊間を夏季は毎日、冬季は隔日に兩地を發航す。

第四項　朝鮮總督府命令航路

朝鮮總督府命令航路の中從來仁川を起點とし鮮内各地を經て境、舞鶴、敦賀、伏木、新潟、函館、小樽

までの航路一年二十五回以上なりしを内六回は昭和六年四月より夏季中大泊まで延航するに至れり。

第五項　不定期船

命令航路船以外不定期船亦少からず。多くは夏季に於て木材或は特殊物産の運送を目的とし航海するものにして、内部の開發に伴ひ其の出入亦年々多きを加へつゝあり。

第五款　航路標識

露領當時に於ては航路標識と稱すべきものなく、近海航行中難破の厄に遭遇する船舶多數に上りしが邦領となるや航路標識を建設し、船舶通報を開始し又測候所及び暴風警報、信號標を新設する等專ら海難の豫防に努めたる結果出入船舶は年々增加するも、海難は減ずるに至れり。

航路標識は遞信省の所管に屬し現在大泊港、西能登呂岬、宗仁岬、海馬島、本斗港、氣主、東白浦等に燈臺あり。又二丈岩燈標竝に大泊に燈竿あり。以上の外沿岸港口に公私の施設に係る簡易なる導燈或は燈竿樣のものあるも、本島は環海七百九十餘海里に及び、尙幾多燈臺の建設を必要とすべく遞信省に於て目下これが施設に付調査中なり。

第六款　驛遞

交通機關未だ完からざる僻阪の地方に於ける物資の輸送及一般旅行者の便益に資する爲驛遞制度を樹

て、必要の箇所に驛遞を設置して旅行者の宿泊、人馬の供給及郵便物の繼立等に備ふることゝし、明治三十八年七月先づ大泊、豐原間に之を設け、爾來交通機關の整否開發の程度其の他諸般の事情を斟酌して之を適當に普及改廢せしめ、以て地方交通の便に供し居れり。現在驛遞の數は六十に達す。

第二節　通信

第一款　概說

本島に於ける通信事業は領有當時ウラジミロフカ(豐原)、コルサコフ(大泊)、マウカ(眞岡)、ガルキノウラスコエ(落合)の四野戰郵便局に於て野戰郵便事務の外普通郵便事務の一部を、又コルサコフ外七軍用通信所に於て軍事通信の傍ら公衆電報を取扱ひ又電話は軍事上の必要によりコルサコフ、ウラジミロフカ、ガルキノウラスコエ、ノトロの各軍用通信所及主要官衙に設置せられたるに端を發し、明治四十年四月軍政廢止と共に樺太廳に於て在來の通信機關全部を繼承し、豐原に樺太廳郵便電信局を置き一般事業事務を取扱ふ外事務管理をも爲さしめ、地方は總て其の支局として事業の監督統一を圖れり。明治四十二年五月本支局の制を改めて普通局及特定局の二となし專ら現業事務を取扱はしめ、事業の監督は樺太廳直接之を主管することゝなり遞信課を設く。現在局所及關係職員數左の如し。

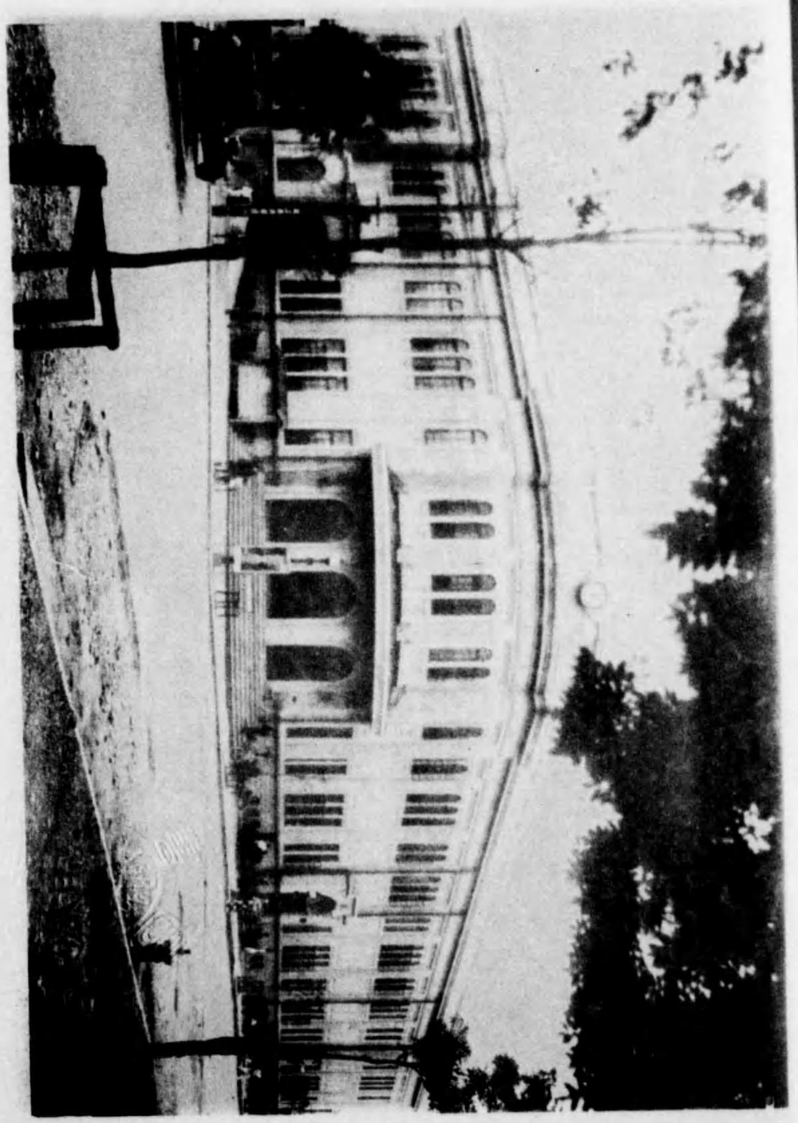

局　便　郵　原　豐

局所

（昭和七年一月末現在）

種別	局數	業務別 郵便	業務別 電信	業務別 電話 交換	業務別 電話 通話	備考
郵便局（普通）	四	四	四	四	—	外ニ大泊無線分室一（豐原郵便局ニ短波無線設備ス）、特定局分室一、電信取扱所八、公衆電話所一三、切手賣捌所五二八、郵便箱五八四、私書函五四アリ。
特定郵便局（集配）	五九	五九	五七	二九	二〇	
特定郵便局（無配）	一〇	一〇	一〇	—	七	
計	七三	七三	七一	二三	二七	

職員

（昭和七年一月末現在）

區別	奏任 事務官	奏任 局長	奏任 技師	判任 局長	判任 書記技手	判任 書記補	雇員（通信工員を含む）	通信事務員（電話事務員を含む）	囑託	通信手	傭人	計
本廳	兼二	—	兼一	—	三八	一〇	九三	一三	一	—	一七九	三三六
郵便局（普通）	—	一	一	三	二四	四二	—	三八八	—	一八三	三〇	六七二
特定郵便局	—	—	—	六九	—	—	—	三五二	—	三四二	—	七六三
計	兼二	一	兼一	七二	六二	五二	九三	七五二	一	五二五	二〇九	一、七七一

第二款　郵　便

郵便遞送　領有當時に於ける陸上交通施設は殆ど見るべきものなく尚原始的境域にありて郵便遞送は甚だ困難を極めたり。然るに人口の增加産業の發展に伴ひ道路の開修、鐵道の敷設等交通機關漸を逐ふて備はり鋭意遞送方法の改善竝遞送回數の增加に努めたる結果大いに其の面目を改めり。

現在の各遞送線路の總延長粁程概畧左の如し。

遞送線路便名	總延粁程
鐵道便	三、四二六粁
自動車、馬車又ハ馬橇送便	四六九
人夫送便	三〇九
駄馬、馬車又ハ馬橇送便	一〇一

水路便　島内相互間を連絡する樺太廳命令航路は四月以降十一月迄航海するを以て冬季結氷期を除くの外何等の支障なし。

本島内地間連絡には遞信省命令航路、鐵道省の稚内大泊間連絡航路、樺太廳命令航路の稚内本斗間連絡其の他内地北海道の主要港間連絡航路ありて夏季間の航海頻繁なるを以て郵便物遞送上支障なし。然れ共十月以降は海上に波浪多く航海圓滑ならざるに至り漸次航海回數減少す。

結氷期に至れば遞信省命令航路の小樽大泊間一ケ月に十五回、鐵道省の稚内大泊間連絡船一ケ月に五回、樺太廳の命令航路の稚内本斗間連絡船月十五回、小樽惠須取間月三回に航海減少し郵便物の遲達免かれざるも近き將來に於て稚内大泊間連絡航路に優秀船を增加し　毎日運航の實現を見るに至らば郵便遞送上の不便緩和さるゝに至るべし。

蘇間郵便遞送交換

本邦及「ソウエート」社會主義共和國聯邦間發著通常郵便物の交換は昭和二年二月以降毎年十二月より三月迄施行す。本邦より蘇國に達する郵便物は豐原郵便局に集中し亞港郵便局宛締切となし氣屯郵便局へ遞送し同局遞送人をして國境半田に於て交換をなす。又蘇國より本邦に達する郵便物は亞港郵便局に集中し「オノール」郵便局は媒介の取扱を爲すも交換日時は開始以來毎週木曜日一回の協定なりしが、漸次郵便物增加したるを以て昭和七年一月十八日より毎週月曜、水曜の二回交換を爲すこととなれり。又日蘇間小包郵便交換條約も新たに締結せられ、之が實施の日も近きを以て是等關係事務は將來一層重要となるを疑はず。

郵便集配　郵便物の集配は本島拓殖の進展及人口の增加に伴ひ　年々集配區域の擴張竝集配回數の增加を爲しつゝあり。而して郵便物の集配は内地と異り道路の設備未だ完からざるもの多きのみならず、冬期

に酷寒又は吹雪等ありて郵便物の集配に甚敷困難を極む。現在管内の郵便局七十三局中集配局六十三を有し其の集配延總粁程五・六四二粁五一四に及ぶ。

郵便物數　人口の增加、産業の發達に伴ひ郵便物は逐年增加しつゝあり。之を表示すれば次の如し。

年度＼種別	通常郵便 引受	通常郵便 配達	小包郵便 引受	小包郵便 配達
明治四十年	一、四八三、九三二	一、七五七、〇五四	八、四七〇	二七、六八六
昭和元年	二〇、三五九、〇六三	三三、九七六、四一八	一六〇、九七八	五五〇、二七三
昭和二年	二一、一六六、一八三	二七、三四七、六八三	一七六、〇〇四	六〇五、五八五
昭和三年	二三、二七九、四八三	二九、〇〇四、九九四	一九三、五八四	六三九、八九五
昭和四年	二四、九八七、〇三七	三三、九三三、七四四	二〇五、四六三	六六六、二〇二
昭和五年	二一、七九七、三七六	二九、五二一、九五三	一九四、五二四	五六二、七二七

第三款　爲替貯金

本島は未だ民間に於ける金融機關の普及完からざる爲に預金及送金の大部分は郵便局を媒介とす。之が現況を示せば左の如し。

郵便爲替

年度＼種別	受入 口數	受入 金額	拂戻 口數	拂戻 金額	渡 口數	渡 金額
明治四十年	五九、七九九	一、〇六二、九八〇 円	一八、五九〇	一九、〇三九、九三三 円	五三八、七〇三	五三八、七〇三 円
昭和元年	九二四、九一八	一八二、三一六	一八二、三一六	一九、〇三九、九三三		
昭和二年	五三五、八三六	一九六、六六八	二〇、一六七、〇一六			
昭和三年	五六一、三一八	三〇九、五八五	一九、六八〇、七〇八			
昭和四年	五六三、九九二	二一四、九一六	一六、五〇九、五〇〇			
昭和五年	四七五、九八四	二〇三、八一三	一二、一八、六九三			

郵便貯金

年度＼種別	預入 口數	預入 金額	拂戻 口數	拂戻 金額	年度末現在高
明治四十年	一三、五二八	一九三、四八九 円	七、五六八	一四九、七八七 円	— 円
昭和元年	一八三、六五九	七、六六七、九四五	六、八六九、五一七	四、二五五、四一六	
昭和二年	二一三、一〇二	八、一五四、〇八〇	八三、二〇四	四、九〇八、一三五	
昭和三年	二七二、六六四	九、七八七、七九〇	九七、九二〇	五、九五八、〇九七	
昭和四年	三一八、〇六五	一〇、六五九、四九一	九七、二九二	六、八一七、三三五	
昭和五年	三三五、五七三	九、三九、七一二	一五一、八五〇	八、七三八、一一三	七、四四八、三七三

年度＼種別	拂込 口數	拂込 金額	拂渡 口數	拂渡 金額
明治四十年	一、一九三	五〇、八一八円	一一	四八七円
昭和元年	二二九、七二〇	七、〇〇〇、六〇七	一〇、八九七	八、四八四、一三一
昭和二年	二五五、五八八	七、五〇八、六六四	一〇、九五九	七、七八五、二七五
昭和三年	二九八、七七二	八、七一九、〇一六	一二、六五七	九、三二四、九九五
昭和四年	三一五、五八六	八、八二二、五〇〇	九、三三六	三、九四二、八三八
昭和五年	二七八、七五〇	六、七八七、九七三	八、六九二	三、一七九、六四九

第四款　電話

海陸交通の機關は既述の如く漸次整備の域に進みつゝあるも、本島特有の現象として冬期は風雪の襲來沿岸の結氷等の爲め交通杜絶すること尠からず。從つて電信の利用極めて旺にして通信機關中最も長足の進歩發達を示せり。現時郵便局七十三中並川、野寒を除く外は悉く電信事務を取扱ひ、尙野頃分室及落合、大泊、大泊港、豐原、中里、眞岡、北眞岡、本斗各驛には電信取扱所を設く。昭和五年度末回線數四八（內豐原より北樺太亞港に通ずる國際回線を含む）、自働通信機三座（內二座クラインシユミツト鍵盤鑽孔器使用）、二重機十六座、單信音響機九〇座、モールス機二座及電報送受用電話機三〇、通信監督機一座を有す。此の外內地連絡有線電信の故障に備ふる爲め大正十年八月大泊町高地に無線電信を設け、平時は主として船舶との交信に使用す。殊に大正十一年來木材積取の爲め露領沿海州方面に航行する本邦汽船著しく增加し、是等船舶に發受する電報は殆んど我が大泊無線の中繼に係り、夏季は通信の輻輳甚しく疎通圓滿ならざるを以て尙一個の陸上無線電信設備の要を認め昭和六年度之を豐原町に建設せり。本島、內地間連絡電信は豐原、札幌二回線及眞岡、小樽一回線なるに依り何れも自働二重電信機を使用せり。左に電信線路及取扱電報數比較表を掲ぐ。

陸上線

年次＼區別	亘長	延長
明治四十年	四三六粁	四五二粁
昭和元年	一、三九八	三、三二〇
昭和二年	一、三九八	三、三五〇
昭和三年	一、四〇八	三、五九四
昭和四年	一、四二九	四、一八〇
昭和五年	一、四七七	四、五九四

ケーブル線　亘長　一粁　延長　一粁

海底線（遞信省所管）

宗谷海峽一號海底線　八四粁（札幌豐原線一番線の一部）

宗谷海峽二號海底線　一〇六粁（札幌豐原線二番線の一部）

坂の下海馬島間海底線　一一一粁（眞岡小樽線の一部）

海馬島手井間海底線　一三七粁（眞岡小樽線の一部）

電報通數

年次＼種別	發信	着信	中繼信	合計
明治四十年	一四〇、五七三	一三四、一五一	一四三、二三九	四〇六、九六二
昭和元年	一、三三、九九九	一、二一八、八四五	一、六六八、一九一	四、二一〇、〇三五
昭和二年	一、三七五、三五〇九	一、二八四、九三九	一、六三五、三九一	四、二八九、八三九
昭和三年	一、三七九、九四七	一、二七七、四九五	一、八一八、一〇四	四、四七五、五四六
昭和四年	一、三八八、三五二	一、二八六、六二一	二、〇〇〇、五二〇	四、六七五、四九二
昭和五年	一、〇九五、七八五	一、〇四四、〇一七	一、八六八、九二八	四、〇〇八、七三〇

大泊郵便局無線電信分室設備

一、地理上の位置　東經一四二度四六分四六秒　北緯四六度三六分四〇秒

二、電報取扱時間及取扱業務の種別

無制度　一般公衆通信、配達事務を取扱はず

三、設置年月日　大正十年八月二十一日

四、工事設計大要

（A）裝置方式　現用遞信省式眞空式一基　豫備遞信省瞬滅火花式一基

（B）電　力　現用六キロワット　豫備キロワット

（C）使用電波長

可聽電波　三九一キロサイクル（六〇〇米）　五〇〇　同　（六〇〇米）

持續電波　七二同　（四、一六六米）　一二八　同　（二、三四〇米）

一四三同　（二、一〇〇米）

（D）受信機種類　R、A三七號但しオートダイン受信機

五、無線電報取扱數（送受信）

區別＼年度	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年
總通數	一五、四七三通	一九、四〇二通	一八、四一九通	二〇、〇四八通	一七、七三七通
一日平均	四二	五二	五〇	五五	四九

豐原郵便局短波無線設備

一、地理上の位置

東經　一四二度四四分

北緯　四六度五八分

二、工事大要

(A)　裝置方式　水昌制御電力增幅式

(B)　電力　二キロワット

(C)　持續電波方式

(D)　使用周波數

六、八九〇キロサイクル(四三・五四米)

九、〇六〇キロサイクル(三三・一五米)

一一、五八〇キロサイクル(二五・八米)

(E)　受信機種類

R、S六〇二號短波受信機

R、S四〇二號短波受信機

三、設置年月日　昭和六年八月一日

四、取扱業務及對手局

固定局として東京、札幌又は落石局を對手とし一般電報を疏通す。

第五款　電話

電話は始め軍事上の必要により軍用通信所及主要軍衙に設置せられたるものを、後樺太廳之を繼承し明治四十年八月一日コルサコフ(大泊)に交換業務を、ウラヂミロフカ(豐原)、ガルキノウラスコエ(落合)、コルサコフ(記念橋)、ポロアントマリ(大泊榮町)の各地に通話事務を開始せるが、爾來各地の發展に伴ひ電話の需要激增し、廳豫算のみにては到底需要を充す能はざるを以て、大正四年度以降架設希望者をして所要物件を寄附せしめ毎年六〇乃至二〇〇の增設を爲し稍之を緩和することを得たり。而して地方開發に伴ふ各地交換業務開始の要望を容るゝと共に市外電話回數の增設整理を行ひ、昭和五年交換局二三(內特設一九)、通話局二七、加入者五、一五四を算するに至れり。尙設備改良として昭和六年度に於て豐原郵便局市內電話交換方式を自働式に變更せり。左に事業增進の狀況を揭ぐ。

電話線路

種別＼年度		昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年
市内	架空裸線	亘長 八三粁	九〇粁	一〇一粁	一〇九粁	一〇七粁
		延長 一、二三七	一、一四八	一、二七六	一、二一八	一、一九二
	架空ケーブル	亘長 二一	二一	二二	二六	二七
		延長 四〇	四〇	三九	四四	四五
	地下ケーブル	亘長 —	—	一	一	三
		延長 —	—	一	一	三
設特	架空裸線	亘長 四八	六二	七五	七九	八四
		延長 五七六	七一八	七四五	八〇六	七七六
	同ケーブル	亘長 一一	一二	一二	一六	一九
		延長 一九	二一	二五	三四	三五
市外裸線		延長 一、六一七	一、六四八	一、七九四	二、八八〇	二、九三〇

電話加入者及交換機

年度＼局別		普通電話 豐原	普通電話 大泊	普通電話 眞岡	普通電話 泊居	普通電話 計	特設電話	總計
昭和元年	加入者	六四九	七九六	五三五	二四九	二、二二九	一、一六二	三、三九一
	交換機	一一	一三	九	三	三六	二三	五九
昭和二年	〃	七〇六	八〇八	五六二	二五九	二、三三五	一、七五三	四、〇八八
	〃	一一	一三	一一	四	三九	三二	七一
昭和三年	〃	七五九	一、〇一三	五六八	二六五	二、六〇五	一、九八七	四、五九二
	〃 單複	一四	二	一三	五	三四	三五	六九
		—	六	—	—	六	—	六
昭和四年	〃	八一一	一、〇四二	五八七	二七五	二、七一五	二、三三三	五、〇四八
	〃 單複	一五	二	一三	五	三五	四〇	七五
		—	六	—	—	六	—	六
昭和五年	〃	八一九	一、〇五八	五九〇	二八五	二、七五二	二、四〇二	五、一五四
	〃 單複	一六	四	一三	—	三九	四七	六六
		—	六	—	—	六	—	六

市外通話時數（除無料）

種別＼年度	明治四十年	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年
加入者發信	一四、四一〇	二三七、六一七	三五六、九六二	三八二、〇二八	四三〇、〇一五	四五七、八二三
非加入者發信	五三七	六四、七五七	八六、二一一	八五、五〇四	九二、五六四	九八、〇九九
計	一四、九四七	三〇二、三七四	四四三、一七三	四六七、五三二	五二二、五七九	五五五、九二一

市外通話區域 現在市街通話區域は豐原を中心として北は落合、知取を經て敷香迄、南は大泊より分岐し富内、長濱及多蘭内迄、又西海岸は眞岡を中心として北は野田、泊居を經て名好迄、南は南名好に至る。

此の外東海岸の北部敗香、散江間及眞岡より逢坂、豐原を經て大泊及東海岸に至る間及泊居、大榮間を通話區域とす。

●●●豐原郵便局電話設備概要●●●

一、電話交換方式

市内交換　自働式

市外交換　手働式

二、自働式電話交換機方式

ストロージャー式ウエスターン型ラインファインダー式

三、電話交換機種別及臺數

ラインファインダーボード	三臺
セレクターボード	二臺
コンネクターボード	三臺
三號C共電式市外交換機	四臺
共電式電話監督機	一臺

四、自働式電話交換機容量

終極	四、〇〇〇回線
實裝	一、二〇〇回線

五、電力

五キロワット充電用電動發電機	一臺
五●二五キロワット浮働用電動發電機	一臺
七五ワット信號用電動發電機	二臺
四八ボルト九〇〇アンペア時蓄電池	二組

六、實施年月日　昭和六年九月十三日

第六款　簡易生命保險竝郵便年金

●●●簡易保險、郵便年金●●●　本制度の目的は相互扶助の精神に基き、勤儉貯蓄の美風を涵養し、島民の福利を增進し生活の安定を得せしむるにあり。而して其の積立てたる資源は、地方に還元し社會公共事業の勃興を促進する等社會政策的施設として間然すべからざるものと認め、簡易保險は大正十五年十月一日より、郵便年金は昭和三年十月一日より、小兒保險は昭和六年十月一日より孰れも郵便振替貯金を媒介し、島内各郵便局をして取扱はしむることとなりたり。

而して孰れも實施後未だ短日月なるに拘はらず、之が普及發達は著しきものあり。其の狀況を示せば左の如し。

一、簡易保險

年次＼種類	契約件數	保險金	人口千人に對する普及率
昭和元年度末	七、六一四	一、三四三、九五七円	四一
昭和二年度末	一九、七五八	四、七五四、一一〇	八九
昭和三年度末	三五、四一〇	八、四六一、八六八	一四九
昭和四年度末	四八、三九二	一二、八四一、三九二	一九三
昭和五年度末	五三、三八〇	一三、七一六、八七七	一九一

二、小兒保險

年度	契約件數	保險金	小兒人口千人に對する普及率
昭和六年度（自十月至十二月）	一、九七九	三五六、七三一円	二九、六六件

三、郵便年金

年度	契約件數	掛金額	年金額
昭和三年度末	一九〇	三一、七〇〇円	二九、三三円
昭和四年度末	三九五	五八、〇六〇	六六、三〇〇
昭和五年度末	三三三	五六、八二三	五〇、〇九二

四、積立金放資狀況

積立會放資狀況左の如し。（昭和六年末現在）

小學校建設資金	一二二件	三六九、五〇〇圓
町村廳舍建設及舊債償還資金	六件	一二六、三〇〇圓
公設火葬場竝舊債償還	三件	一六、〇〇〇圓
上水道	三件	一五五、〇〇〇圓
町營住宅	一件	二〇、〇〇〇圓
傳染病院	四件	二一、五〇〇圓
電氣事業舊債償還	一件	三〇、〇〇〇圓
計	三〇件	七三八、三〇〇圓

第四章　地方制度

第一節　地方制度の沿革

明治三十八年本島領有後移住者は漸次各地に集團し部落を形成するに至るや、部落民會或は町民會等の團體を組織し、總代或は評議員等を選出して部落に於ける公共事務を處理せしめたり。其の費用は總て住民の醵出に係り單なる申合せ團體に過ぎざりしも、本島に於ける地方自治の萌芽は既に此の時に發せりと謂ふべし。

次いで明治四十二年に至り廳令を以て部落に部落總代を置く制度を布きたるが、部落總代は部落住民中より樺太廳支廳長之を選任し、且つ其の取扱事項は專ら官廳事務の補助なりしも、實質的には部落の執行機關として公共的施設に當らしめ以て自治的訓練に資したり。

越えて大正四年六月樺太の郡町村編成に關する勅令の公布ありて全管内を十七郡、四町、五十八村に區劃せるが單なる地理的區劃に止まり、各地に部落總代を置き地方事務を取扱はしめたるは從前の如くなるも、地方制度實施と共に設置せる町村の區域は此の區劃に據れり。爾來人口年を逐うて增加し自治心の向上著しきものありしを以て遂に其の要望を容れ、大正十年四月法律第四十七號を以て樺太の地方制度に關する件公布せられ、自治の基礎始めて確立するに至れり。同法律は大正十一年勅令第七號に依り同年四月一日より施行せらるゝと共に同年勅令第八號を以て樺太町村制の公布ありたり。此處に於て從來の部落總代は廢止せられ當初先づ五町十九箇村に之が施行を見、續いて大正十二年四月一日より全管内に施行せられたり。之を現行制度に比し制度の劃一的なると町村長は官の任命にして、其の諸問機關たる町村評議會は官選の評議員に依り組織せらるる等は主なる差異なるも實際の用途に於ては、住民の政治的自覺と多年鄕土に於ける自治的經驗とに依り良好なる成績を示せるを以て更に完全なる町村自治を圖り、昭和四年三月法律第二號を以て樺太町村制、同年六月勅令第百九十五號を以て同施行令の公布を見、同年七月一日より實施せられ本島に於ける町村自治の制度茲に完く整備するに至れり。

第二節　町村

第一款　概說

町村發達の現勢に鑑み町村を一級及二級及附則第二項の舊制度を適用するものとの三種に區別す。一級町村は大體人口五千人に達し、住民土着心に富み且つ財政の基礎鞏固なる町村又は之に準ずべき村にして之が制度も略々内地町村に準ぜり。二級町村は爾餘の町村にして、大體人口千五百人に達し獨立經營に堪

え得るものとし、附則第二項の町村は特殊の事情存するものにして仍當分の內從前の規定を適用す。其の町村名を列擧すれば左の如し。

一級町村　豐原町、落合町、大泊町、留多加町、本斗町、眞岡町、野田町、泊居町、惠須取町、元泊村、知取町

二級町村　豐北村、榮濱村、白縫村、千歲村、深海村、長濱村、遠淵村、富內村、三鄕村、能登呂村、內幌村、奸仁村、廣地村、蘭泊村、淸水村、小能登呂村、敷香町、泊岸村、內路村、名寄村、久春內村、三濱村、鵜城村、帆寄村、名好村、知床村

附則第二項ノ村　川上村、海馬村、散江村

而して町村は法人とし官の監督を受け法令の範圍內に於て　其の公共事務及法律勅令に依り町村に屬する事務を處理す。町村長は町村を統轄し町村を代表す。一、二級町村は議決機關として町村會、附則第二項の町村は諮問機關として町村評議會あり。町村は第一次に樺太廳支廳長、第二次に樺太廳長官、第三次に主務大臣之を監督す。町村は其の事務を執行するに要する費用に充つる爲、使用料、手數料、町村稅及夫役現品の賦課徵收及永久の利益となるべき事業、舊債償還又は天災事變の爲必要ある場合に限り借入金を爲すことを得。

第二款　町村會

町村會は町村會議員を以て組織す。町村會議員は名譽職とし町村公民中より之を選擧し其の任期は四年なるも公民なる要件として一級町村に在りては二年以來、二級町村にありては一年以來其の町村の住民たるを要す。其の議員定數は一級町村十二人以上三十人以內、二級町村八人以上二十四人以內なるも町村條例を以て特に增減することを得。而して町村會は町村長を以て議長とするを原則とするも特別の事情ある一級町村に於ては町村條例を以て議員中より町村會の選擧に依る議長及其の代理者一人を置くことを得、現在豐原、大泊及眞岡の三町に置かる。

町村會は法律勅令に依り其の權限に屬する事件の議決及選擧を行ひ其の他行政廳の諮問に答申し、町村の公益に關する事件に付關係行政廳に意見書を提出することを得。

町村會の議決事項は一級町村に在りては　槪括例示主義に依るも二級町村に在りては　制限列擧主義を取り其の議決事項は著しく局限せらるるのみならず、其の輕易なるものに就いては書面決議の方法に依ることを得るの特例を認めらる。

町村會に對する發案は町村長の外、歲入出豫算を除きては議員三名以上より文書を以て爲すことを得。

第三款　町村吏員

町村には執行機關として町村長を置く。一級町村に在りては町村會之を選擧し其の任期は四年とし名譽職を原則とするも特別の事情ある町村に於ては町村條例を以て有給となすことを得。二級町村に在りては

樺太廳長官の任命にして給料は國庫の負擔とす。

町村長の補助機關として一級町村に助役を置く。町村會之を選任又は選舉し任期其の他は町村長に同じ。町村の出納其の他の會計事務を掌らしむる爲收入役を置き有給とす。一級町村に在りては其の選任、任期共助役に同じく、二級町村に在りては町村會の推薦に依り樺太廳支廳長之を任命す。

前記の外書記及必要なる有給吏員を置き町村長之を任免す。又處務便宜の爲區長及其の代理者、其の他臨時又は常設の委員を置くことを得せしむ。何れも名譽職にして區長及其の代理者は町村公民中選舉權を有する者より、委員は町村會議員又は町村公民中選舉權を有する者より町村長の推薦に依り町村會之を定む。

第三節　町村の財政

町村には未だ基本財產の見るべきものなく且使用料、手數料其の他の稅外收入亦僅少にして町村費の大部分は之を稅收入に賴るの外なき現況に在り。而も本島拓殖の進展に伴ひ諸般の公共的施設益々多きを加へ逐年經費の膨脹を來たし財源の窮乏に苦しみつつある現狀なり。

而して町村稅として賦課し得べきものは直接國稅の附加稅及特別稅にして、特別稅の種類は命令を以て次の如く定めらる。

戶別割　町村內に住所を有し又三月以上の滯在者にして構戶若は獨立生計者に對し其の所得額及資產の狀況を標準として之を賦課す。

建物割　法人及町村住民にあらずして其の町村に建物を所有する者に建物の構造、用途及敷地の地位に依り其の差を設け坪數を標準として之を賦課す。

所得稅　樺太に住所又は一年以上居所を有せざる者の樺太に於ける資產又は營業を有する者に對し居住地の法令に依り賦課せられたる場合其の所得稅額中樺太に於ける資產又は營業より生ずる所得に對する所得稅相當額を見積り法人に在りては其の十分の五、其の他に在りては十分の三以內を限度として賦課す。

土地割　市街宅地又は國より貸付、讓與若は賣拂を受けたる後五年を經ざる土地を除き土地臺帳又は土地貸付臺帳記名の土地の所有者又は貸付を受けたる者若は國有地を使用する者に對し賦課す。其の種類左の如し。

部落宅地、工業用地、漁業用地、鑛業用地

營業稅　國稅營業收益稅の賦課を受けずして左の營業をなすものに純益を標準として之を賦課す。但し藝妓置屋業及貸座敷業は定額に依る。

物品販賣業、無盡業、金錢貸付業、物品貸付業、製造業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、

寫眞業、席貸業、旅人宿業、料理店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、兩替業、湯屋業、理髮業、寄席業、遊戲場業、藝妓置屋業、貸座敷業

雜種稅　左に揭ぐる營業、稼業又は行爲をなす者若は物件を所有する者に之を賦課す。

船、車、橇、電柱、倉庫、畜犬、狩獵、不動產所得、藝妓、酌婦、興行、遊興、流木、漁業

尙町村稅賦課額を示せば次の如し。

町村稅賦課額調（昭和五年度）

町村稅種別	賦課總額	一戶當負擔額
國稅營業收益稅附加稅	二八九、四八〇 円	五、〇三六 円
國稅所得稅附加稅	三三六、五一五	五、八八二
國稅市街宅地稅附加稅	四七、八五三	〇、八三三
國稅鑛業稅附加稅	九、九二八	〇、一七三
國稅別鑛區稅附加稅	一三	—
特別稅戶別割	九二七、五四四	一六、一二九
特別稅建物割	二五六、六四一	四、四六五
特別稅土地割	一二、五七六	〇、二一八
特別稅所得割	七三、〇四〇	一、二五三
特別稅營業稅	四三、四六九	〇、七五六
特別稅雜種稅	六三五、九九一	一一、〇六六
計	二、六三一、〇四九	四五、六一八

第五章　財政及金融

第一節　財政

第一款　概說

樺太の歲計は領有當時臨時軍事費特別會計に屬せしが、明治四十年三月限り軍政を廢し樺太廳官制實施と共に樺太廳特別會計を設置し、租稅其の他の收入及一般會計よりの補充金を以て諸般の歲出に充當することゝなれり。今特別會計開始以來累年の收入及支出額を示せば左の如し。

樺太廳特別會計歲入及歲出（決算）

年度	歲入					歲出
	收入	補充金	繰入金	公債及借入金	計	
明治四十年	一、〇七七、〇四六 円	六三九、四〇六 円	— 円	— 円	一、六六六、四五三 円	一、三一一、九六八 円
明治四十一年	七六三、三四三	六二九、四〇六	四五四、四六四	—	一、八四七、四一三	一、五六九、四五五
明治四十二年	一、〇六一、四三四	五〇〇、五〇〇	二七七、九五六	—	一、八三九、三八一	一、七七八、八五七
明治四十三年	一、三九、七〇五	五四四、七一四	二六〇、五三四	—	二、〇三四、九四三	一、八九七、四五五

明治四十四年	一、三六九、〇四五	五七〇、六五七	一三七、四七九	—	二、〇七七、一八一	一、九〇七、二三一
大正元年	一、五三四、九九一	五九一、八一九	一六九、九四九	—	二、二九六、七五九	二、〇七七、六七七
大正二年	二、〇六二、五七四	三八九、二九一	二一九、〇八二	—	二、六七〇、九四七	二、二七八、〇四六
大正三年	一、五四八、七四八	三二三、五七五	三九二、九〇一	—	二、二六五、二二四	二、〇七三、九三三
大正四年	一、四九五、〇四六	三二三、五七五	一九一、一九一	—	二、〇〇九、九一二	一、六八〇、六五七
大正五年	二、〇五八、五七六	二九三、五七五	三二九、二五五	—	二、六八一、四〇六	一、八五一、八四三
大正六年	二、六一九、三一五	三二三、五七五	八二九、五六三	—	三、七七二、四五三	二、一〇八、四八三
大正七年	二、九三六、七九三	—	一、六六三、九七〇	一、〇九一、〇〇〇	五、六九二、七六一	二、九七二、六五一
大正八年	三、五七〇、六五八	三〇〇、〇〇〇	二、七二〇、一一〇	一、一七三、五〇〇	七、七六四、二六九	五、七四一、八六五
大正九年	五、二二一、六七四	七七〇、〇〇〇	二、〇二二、四〇四	三、三八一、二〇九	一一、三九五、二九一	八、二八五、四八四
大正十年	七、〇五七、一〇三	一、四三三、〇〇〇	三、一〇九、八〇七	四、一七三、二九〇	一五、七七三、二〇五	一二、〇六五、五八一
大正十一年	八、三八六、〇一二	一、一〇〇、〇〇〇	三、七〇七、六二三	七、六〇七、九二〇	二〇、八〇一、五五八	一八、〇四七、五八九
大正十二年	一三、四三六、八六一	一、七八六、〇〇〇	二、七五三、九六九	四、四七五、四三六	二一、四五二、二六六	一九、二八四、〇二六
大正十三年	一五、七七二、〇五六	一、〇〇〇、〇〇〇	二、一六八、二四五	四一六、二一八	一九、三五七、五二〇	一九、二七九、〇六五
大正十四年	一六、〇〇〇、三〇五	九〇〇、〇〇〇	七八、四五四	一、七〇〇、〇〇〇	一八、六七八、七六〇	一八、〇五九、九四六
昭和元年	一八、三三九、三〇八	一、五七七、三四三	六一八、八一四	一、七八六、五六二	二三、三二二、〇二七	一七、七三四、〇九九
昭和二年	一八、四一四、七〇二	二、〇二九、六三五	四、五八七、九二七	一、八四五、〇五二	二六、八七七、三一六	一九、九八二、三四〇
昭和三年	二一、八六三、八三五	二、〇二九、六三五	六、八九四、九七六	一、八五七、九二四	三二、六四六、三七〇	二五、六九一、二七〇
昭和四年	二二、二八〇、一五九	三、一〇〇、〇〇〇	六、九五五、一〇〇	四、五六九	三二、三三九、八二七	二八、五八七、三五九
昭和五年	二一、一九二、〇六四	一、六〇〇、〇〇〇	三、七五二、四六八	—	二六、五四四、五三二	二四、六二九、二九三
昭和六年（豫算）	二三、九四四、六五五	一、六〇〇、〇〇〇	七九、二八一	一、五〇〇、〇〇〇	二六、一二三、九三六	二六、一二三、九三六
昭和七年（豫算）	一九、〇〇一、六〇九	一、六〇〇、〇〇〇	八二六、七四四	一、〇〇〇、〇〇〇	二二、四二八、三五三	二二、四二八、三五三

備考　昭和七年度ハ豫算不成立ニ付實行豫算及追加豫算ノ合計額ヲ掲グ

第二款　歳入

第一項　租稅

樺太に於ける租稅制度は明治四十年三月の制定に係り、當時戸數割、營業稅及雜種稅の三目に分類せられしが爾來數次の改廢又は增設に依り今日に至れり。今現行種目を示せば市街宅地稅、所得稅、營業收益稅、酒造稅、出港稅、消費稅、鑛業稅及漁業稅等にして支廳長に於て賦課徵收す。而して支廳出張所長は其の事務の一部を分掌することゝなり居れり。今其の各目に就き左に說明せむ。

市街宅地稅　本稅は大正十年四月の制定に係り特に指定したる市街宅地の拂下價格を以て地價と定め、課率は之を二級に分ち一級は地價千分の五、二級は地價千分の三を賦課す。實施初年度歳入は六千八百參拾圓なりしが昭和七年度豫算額は九千九百拾壹圓を示す。

所得稅　大正八年度始めて法人所得（第一種）のみに對し賦課し、大正十一年度より新に第二種及第三種をも賦課することに改正し猶ほ大正十三年、十四年及昭和二年三月一部分の改正を爲し以て今日に至れり。

其の課率は第一種（同族會社に對する加算稅率を除く）第二種は內地と同一なり。第一種中同族會社に對する加算率及第三種は內地に比し概して低減し、本稅實施初年度歲入は拾萬五千貳百七拾五圓にして、昭和七年度豫算額は貳拾八萬八千六百拾四圓を計上す。

營業收益稅　本稅實施前は營業稅として明治四十年實施以來數回の改廢ありしも昭和三年度より之を廢止し新に本稅の實施を見たり。營業稅は外形的の標準により課稅せられたるに依り各業體毎にその標準を異にしたりしも本稅は法人に在りては全部の營利法人に對しその總益金より總損金を控除したる年額に、個人に在りては營業の純益金額に課稅し個人の課稅營業種類は物品販賣業、銀行業、無盡業、金錢貸付業、物品貸付業、製造業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、寫眞業、席貸業、旅人宿業、料理店業、代理業、周旋業、仲立業、問屋業の十九種とし其の課率は法人個人共內地と同一なり。營業稅は施行初年度卽ち明治四十年度歲入貳萬五千圓（雜種稅稅共）なりしも、商工業の發展に伴ひ逐年增加し昭和七年度豫算額は貳拾四萬八千六百貳拾八圓を計上するに至れり。

酒造稅　本稅は創始時代營業稅中に加へられ三等級課稅なりしが、大正五年度より造石課稅に改められ大正十年四月より獨立稅目となれるものなり。之が課稅は課率を異にする外略內地同樣にして淸酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎、麥酒、酒精及酒精含有飮料等各酒類の酒精分を標準とし造石高に賦課するものにして、其の稅率は酒精分三十度以下に在りては一石に付貳拾貳圓五拾錢、三十度を超ゆるものに在りては一石に付酒精分一度毎に七拾五錢の割合を以て計算することゝせり。之が製造に付ては申告制度を採用し、造石數の制限は內地の淸酒三百石、濁酒百石、燒酎五十石なるに對し、淸酒百石、濁酒五十石なる等稍緩和せられたる點あり。本稅課稅標準の造石高に改められたる大正五年度の造石高は一千五十一石なりしが、本稅の獨立したる大正十年度酒造石高は六千六百二十石となり、漸次增加歩合上昇し、昭和七年度（昭和六年度酒造分）には其の見込石數貳萬貳千九百八拾貳石、此の豫算稅額五拾七萬貳千百六拾八圓を計上するに至れり。

出港稅　本稅は樺太に於て製造したる酒類を帝國內の他の地方へ移出するとき燒酎に在りては酒造稅法、酒精及精酒含有飮料に在りては酒精及酒精含有飮料稅法の造石稅の同一の稅率に依り課す。大正元年八月制定後大正四年度に始めて百參圓の歲入あり。爾來逐年增加を示し昭和七年度には見込石數約七石豫算稅額參百拾四圓を計上す。

消費稅　砂糖消費稅は明治四十二年度より、織物消費稅は明治四十三年度より當該稅法を施行せり。然れども樺太には製造者なく偶々北樺太方面より輸入取引ありたる際課稅するの狀態にして、砂糖消費稅は大正十三年度始めて參拾六圓、織物消費稅は大正十一年度拾七圓、大正十二年度拾壹圓、大正十四年度貳百參拾四圓の歲入ありしに過ぎず。昭和七年度豫算額五拾圓を計上す。

鑛業稅　本稅は創始當時は雜種稅中に加へられて課稅したるも、大正十一年四月鑛業法及砂鑛區稅法の

全部を施行し內地同樣賦課することゝなれり。之れが實施當初たる大正十一年度の歲入は拾貳萬四千五百九拾圓にして其の後逐次減少したるも昭和七年度には豫算額拾五萬五千四拾圓を計上せり。

漁業稅　本稅は從來租稅外收入として漁業料の目にて徵收せるものにして、其の時代に屬する明治四十二年度の如きは歲入額實に七拾八萬圓を算したりしが、漁獲高の漸減と一面大正十二年度より租稅に改められ同時に課率の改正ありたる關係上　其の實施初年たる大正十二年度歲入額は激減して拾九萬九千貳拾圓となり其の後數次稅法の改正ありて昭和七年度には豫算稅額拾貳萬七千百四拾六圓を計上せり。

第二項　租稅外收入

租稅外收入の大要を記述すれば左の如し。

官業及官有財產收入　昭和七年度豫算額千五百貳拾四萬九千五百四拾五圓にして　其の收入の內容は左に略述す。

イ、郵便、電信、電話、切手收入百七拾貳萬七千六百參拾七圓

ロ、鐵道に依る旅客、手小荷物、貨車及其の他鐵道より生ずる收入五百七拾貳萬九千六百參拾圓

ハ、官設醫院の入院料、往診料、藥價、治療料及其の他醫院より生ずる收入貳拾六萬八千參百六拾參圓

ニ、中央試驗所に於ける水產部、農業部、畜產部、林業部の收入壹萬八千參百九拾壹圓

ホ、國有森林に於ける原木官行斫伐及其の他副產物の賣拂收入七百參拾六萬八千參百五拾四圓

ヘ、市街宅地、部落宅地、未開地、諸建物其の他官有物の貸付料收入拾參萬七千貳百七拾圓

印紙收入　收入印紙の賣拂代及稅印押捺に依る現金收入にして、昭和七年度豫算額貳拾八萬五千貳百四拾參圓を計上す。

煙草專賣益金受入　樺太に於ける專賣益金を一般會計より繰入れらるゝものにして、昭和七年度豫算額は百四拾壹萬參千百七拾九圓を計上す。

雜收入　懲罰及沒收金、辨償及違約金、中學校及高等女學校の授業料、石炭採掘料、水面使用料、恩給法納金、大藏省預金部特別會計より受入金及其の他の雜入等にして昭和七年度豫算額は五拾壹萬壹千五百八拾七圓を計上す。

官有物拂下代　市街宅地、部落宅地、未開地、蔬菜畑、埋立地、建物、船舶、石炭、物品其の他の官有物拂下に依る收入にして、昭和七年度豫算額は拾參萬八千百八拾圓を計上す。

返納金　定期及据置貸金の返納金にして、昭和七度豫算額は二千四圓を計上す。

補充金　樺太廳特別會計へ補給の爲め一般會計より繰入れらるゝものにして、昭和七年度豫算額百六拾萬圓を計上す。

前年度剩餘金繰入　前年度剩餘金を繰入れらるものにして昭和七年度豫算額は　八拾貳萬六千七百四拾四圓を計上す。

●●● 公債金　道路其の他の事業費に充當する爲昭和七年度豫算額は百萬圓を計上す。

第三款　歳出

昭和七年度に於ける歳出豫算の概要を示せば左の如し。

歳出總計	二二、四二八、三五三圓
經常部	一六、三六六、六九八圓
臨時部	六、〇六一、六五五圓

一、歳出經常部

一三、〇〇〇圓

一、樺太神社費　一、三三三、八九四圓

官幣大社樺太神社に要する交付金なり。

一、樺太廳の經費　四〇〇、四五一圓

主として樺太廳、支廳及支廳出張所竝に町村長俸給所要經費にして大要左の如し。

俸給	二二八、〇九四圓
廳費	六四、七二八圓
町村長俸給	二七二、〇〇五圓
雇員給及傭人料及給與	三六八、六一六圓
其の他の雜給及雜費	

一、教育に關する經費　二、〇二〇、五九八圓

中學校、高等女學校及實業補習學校の維持經營竝に公立小學校教員の俸給及旅費等の經費にして大要左の如し。

俸給（奏任、判任給）	三六六、六一八圓
中學校	一一九、〇四八圓
高等女學校	七九、四七四圓
實業補習學校	一五、三三四圓
小學校教員諸給	一、四四〇、一二四圓
	八四四、三七二圓

一、警察に關する經費

各警察の警務に要する經費にして大要左の如し。

俸給	三四、六二〇圓
廳費	二〇、三三五圓
巡査諸給	五五六、二〇四圓
雜給及雜費	二三三、二一三圓

一、林務署に關する經費　一、四五八、八四五圓

各林務署に於ける林木の年期賣拂、造林、林業試驗、官行斫伐等の事業に要する經費にして大要左の如し。

俸給	三一八、八二三圓

事務費　三九九、八〇五圓
研伐費　五三六、〇六七圓
造林費　二〇四、一五〇圓

一、現業に關する經費　七、八九一、七七八圓
遞信、鐵道、醫院の經營、氣象觀測等に要する經費にして大要左の如し。

遞信費　一、八〇六、九一三圓
鐵道費　五、七一〇、六七六圓
醫院費　三二三、〇八七圓
測候費　五一、一〇二圓

一、試驗事業に關する經費　三四六、〇五七圓
中央試驗所に於ける農事、畜產、水產、林業及鑛業の學究的試驗に要する經費にして大要左の如し

俸給　八七、五四五圓
事務費　七八、一六三圓
農業部費　四七、四二五圓
畜產部費　四二、四一九圓
林業部費　四〇、一三六圓
水產部費　五〇、三六九圓

一、恩給負擔金　一五六、三五九圓

恩給分擔に要する經費とす。

一、諸支出金　二二〇、八五六圓
死傷手當、國有林被害諸費、傳染病豫防費、恩賜及救助費、傳染病豫防費補助、諸拂戻金、滯納處分費、受刑者及刑事被告人護送竝に留置諸費、遞信事業用證票類諸費、檢丁及新兵旅費等主なるものとす。

一、公債及借入金の經費　一、九〇〇、九三九圓
港灣修築、鐵道建設、改良及道路開鑿、改良等に要する公債及借入金の利子竝に之に伴ふ諸雜費とす。

一、豫備金　一八〇、〇〇〇圓
第一豫備金　六〇、〇〇〇圓
第三豫備金　一二、〇〇〇圓

ロ、歲出臨時部

一、土木營繕竝に拓殖に關する經費　一、七八七、九〇七圓
道路、港灣及治水事業の施設、廳舍、學校等の增設、新營竝に拓殖開發の爲め各種事業の擴張に要する經費にして大要左の如し。

俸給　一七九、一二五圓
廳費　二三、三三二圓
雜給及雜費　三〇六、七九八圓

道路修繕費　二七九、〇〇〇圓
港灣及治水費　一一四、〇〇〇圓
廳官舍其の他新營　一八六、八六七圓
官舍修繕其他　四七、七三五圓
土地改良費　二五七、四六七圓
土地區劃選定及處分費　三七、八〇一圓
殖民費　三八、一一三圓
森林經營費　二三六、八三九圓
調査費　六一、九七九圓
其の他　一八、八五一圓

二、四五二、六四二圓

一、補助費

水道、私設鐵道、航路、運輸交通、商工業、農畜産、水産、移住奬勵、教育、公醫、公獸醫、公設消防組、石油試掘等に對する補助金　三一八、五九八圓

一、繼續費

本年度年割額左の如し。

電信電話擴張及改良費　二八〇、〇〇〇圓
國勢調査費　三八、五九八圓

一、道路開鑿、船澗修築事業に要する經費　一、〇四三、三五〇圓

道路開鑿費　五三八、四五〇圓
船澗修築費　五〇四、九〇〇圓

一、鐵道改良に要する經費　四五六、六五〇圓

鐵道に於ける軌道其の他器具機械等の改良に要する經費にして大要左の如し。

俸給　一五、一二九圓
事務費　三一、六〇三圓
工事費　四〇九、九一八圓

一、公債端金に要する經費　二、五〇八圓

行政整理に依る公債端金に要する經費とす。

第二節　金融

樺太に於ける金融機關の大要を略述すれば左の如し。

●銀行●　明治三十八年本島の邦領となるや北海道拓殖銀行は政府の命に依り直に大泊に派出所を設け、中央金庫事務の取扱を爲す傍ら預金及爲替業務を行ふことゝなれり。當時一般銀行業務は同行定款の許さざる處なるを以て本島の拓殖資金の供給に對しては全然沒交渉の狀態に在りしが、明治四十年一月右派出所を樺太支店となし一面同行後援の下に大泊、眞岡の兩地に泰北銀行支店を設置し、一般銀行業務を營むに

至れり。越えて明治四十一年大泊に於ける諸官衙の豐原に移轉するや北海道拓殖銀行樺太支店（大正三年四月豐原支店と改稱）も亦豐原に移轉し依然從來の業務を行ひしが、明治四十四年拓殖銀行法を改正して本島をも同行の一般營業區域に加ふる事となれり。其の後大正三年四月に至り本島に於ける泰北銀行の業務全部を繼承する事となり大泊、眞岡に出張所を設置し、前者は大正七年、後者は大正八年に各々支店に昇格せり。爾來同行支店出張所は一般普通銀行業務、不動産抵當貸付、地方低利資金取扱、農業者連帶無擔保貸付、公共團體無擔保貸付、漁業者連帶無擔保貸付及工場財團抵當貸付等を取扱ひ、其の業務極めて廣汎にして、本島の開發と時勢の進運に順應し本島の資金需要年々增加の趨勢に在り。同行に於ては豐原、大泊、眞岡の外本斗、野田及泊居の各地に支店を設け、落合、知取、敷香及留多加の各出張所は昭和七年六月以降を支店に昇格せり。

樺太に於ける產業資金の供給を圓滑ならしむるの目的を以て樺太廳の補助を得大正三年五月設立せられたる樺太金融株式會社は、定款を變更して大正五年十月大泊に資本金五拾萬圓よりなる株式會社樺太銀行を創立し銀行業を開始せり。然るに各種產業の發展に伴ふ資金の需要漸次多きを加へ來れるを以て、大正八年三月資本金を貳百萬圓に增資すると同時に眞岡に支店を設置せり。以上の二行は銳意拓殖資金の供給に努力し、本島開發に貢獻する所尠からず。

右の外樺太に於ける唯一の貯蓄銀行として大正十一年四月一日支店を豐原に設置したる株式會社北門貯蓄銀行は銳意島民貯蓄心の向上に努め其の業績漸次良好に向ひつゝあり。

今參考迄に昭和六年六月末現在の各種銀行貸付及預金額を示せば次の如し。

株式會社北海道拓殖銀行各支店

貸付金總額	一一、七一〇、四四二圓
預金總額	一一、四三四、五九六圓

株式會社樺太銀行

貸付金總額	三、六一三、一四九圓
預金總額	二、三五九、一二二圓

株式會社北門貯蓄銀行支店

貸付金總額	二一五、九八三圓
預金總額	五四七、六〇〇圓

●●●

良好なるを知るべし。聯合會としては僅に大正十四年に於て信用組合聯合會一の設立を見たるのみなるも其の會員數二十五、出資額六萬七千五百圓にして內拂込濟額三萬七千七百十三圓、運用資金總額は七萬一千八百九十六圓を算し今後益々發展するの狀勢にあり。

産業組合

種別＼年次	大正十年	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年
組合數	三三	三三	三六	三七	四〇	四五
調査組合數	三三	二八	三一	二六	三四	三七
組合員數	一、四〇〇	二、三九六	三、〇一〇	三、七八六	三、六七八	三、四九三
出資總額	六二八、九八五	七七三、五六五	八〇三、四二七	八六八、一七九	一、〇三三、〇五五	一、二四四、三九五
運用資金 合計	四九六、九二	一、二五〇、一八七	一、四五五、四四四	一、六〇九、一九七	二、〇九一、四七六	二、四五五、〇九三
運用資金 貯金	八三、七〇一	三三九、四四四	四三三、七六〇	六六九、八〇五	七八八、六六九	九三三、四五三
運用資金 借入金	一〇九、二七三	一二四、四一〇	一三〇、四四四	一六三、六四四	二一〇、四四四	二三一、五三五
運用資金 其ノ他積立金	六、五五三	三三、六四四	三七、八二五	四一、七一〇	三八、七一〇	三七、八二五
運用資金 準備金	二四、五九七	一一七、四〇七	一二六、二八三	一三七、六六三	一八二、五二六	二〇六、七五四
拂込濟出資額	二七三、七八八	六三五、二八三	六七四、四四三	六九〇、四九八	八七一、〇七七	一、〇三五、三二五
出資總額	四三、九二	二一、三五九	二四、五二	二二、三七	三三、三五二	四五、三五
會員數	一、四〇〇	二、三九六	三、〇一〇	三、七八六	三、六七八	三、四九三
調査組合數	三三	二八	三一	二六	三四	三七
組合數	三三	三三	三六	三七	四〇	四五
種別＼年次	大正十年	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年

産業組合聯合會

種類別組合數

種別＼年次	大正十四年	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年
聯合會數	一	一	一	一	一	一
調査聯合會數	一	一	一	一	一	一
會員數	一二	一四	一三	一五	一七	二五
出資總額	二六、五〇〇	三六、五〇〇	三六、〇〇〇	三八、〇〇〇	四三、〇〇〇	六七、五〇〇
運用資金 合計	五	四二	五四五	一、三五三	一、八一三	二、五七〇
運用資金 貯金	—	—	—	—	—	—
運用資金 借入金	—	—	—	—	—	一、八〇四
運用資金 其ノ他積立金	—	—	—	—	—	五、六〇〇
運用資金 準備金	一	五	一二四	二七七	六六三	一、一三九
拂込濟出資額	二、六五〇	七、〇五〇	一〇、一〇四	一三、九〇五	一八、五二五	二七、七一三
剩餘金	二、六五五	七、四六七	一〇、七七三	一五、三五四	二六、六一〇	二、五七〇

職業別組合員數

年次	種別	組合數	調査組合數	組合員數	一組合當	職業別組合員數 農	工	商	水	林	官公吏	會社員	其他	計
大正十年	信用組合	六一	三三	一、八〇〇	五四	五一三	三七	二九四	三五三	一七			一八七	八三五
大正十一年	信用組合	七一	三四	二、二五五	六四	五六九	八三	四三三	四〇五	一九			八〇六	九〇六
大正十二年	信用組合	九〇	二八	二、五二三	九四	七四四	六九	四六二	五五七	一七			八六四	九七九
大正十三年	信用組合	九七	二七	二、四三三	八九	七四五	六八	四六三	五五七	一七			八五五	九〇六
大正十四年	信用組合	一〇〇	二八	二、三九六	八五	三八〇	八五	五六四	三五五	三三			九七二	一、三二
昭和元年	信用組合	一〇七	三一	二、〇一〇	一〇〇	五一四	一〇五	六一七	四〇八	四五			一、一三〇	一、三二
昭和二年	信用組合	一一七	二六	二、七八六	一〇七	四九五	九五	七三	三五三	五〇			一、一三〇	一、三二
昭和三年	信用組合	一二〇	二七	二、六七八	一〇八	六六六	三〇	一、〇一五	三六一	二六	七二九		五六二	一、三二
昭和四年	信用組合	一二〇	二四	二、六七八	一〇八	六六六	三〇	一、〇一五	三六一	二六	七二九		五六二	一、三二
昭和五年	信用組合	一二〇	二七	二、四九三	九四	七八四	三〇	一、一八〇	三八六	一九	七二九		五六二	一、三二

質屋營業其の他金錢貸付業無盡講及無盡業　金融機關の施設完備せざる本島に於ては　質屋は重要なる金融機關として各地共相當利用せられつゝあり。質屋營業に付ては明治四十年質屋取締法施行せられ、昭和六年末に於ける質屋及其の他の金錢貸付業者數百四十二人、總運轉資金額六十四萬八千三十七圓、昭和六年上期中に於ける總貸出金三十七萬五千五百五圓を算す。庶民金融機關として急速の發展を爲せる無盡業に付ては從來根據法令なかりしも、昭和五年十一月勅令第二百十二號を以て昭和六年四月より無盡業法の施行を見るに至り一時四拾有餘の業者數を算し競爭激烈を極めしが、現在に於ては免許會社八社、懸案中のもの二体、他は整理中に係り健實なる庶民金融機關としての機能を發揮しつゝあり。昭和六年末現在に於ける無盡業者數十五、公稱資本金百四十八萬七千五百四十圓、給付契約高（繼續開會中のもの）三百十七萬七百圓、加入人員三千六百二十九人を算す。亦無盡講は庶民金融機關として

無盡會社に亞ぎ重要なる地位を占め、既に大正十三年四月廳令を以て講會取締規則の施行さるゝあり。是が昭和六年末の現況を觀るに講會數百四十六、加入人員三千九百八十九人、講金總額百三萬四百六十七圓なり。

第三節　煙草專賣

煙草專賣

明治四十二年六月煙草專賣法施行と共に豐原に函館專賣支局出張所を、大泊に同專賣官吏派出所を新設し專ら煙草供給に關する事務を取扱ひ尚豐原、大泊、眞岡に煙草元賣捌人を置き、從來の煙草小賣人は其儘煙草小賣人に指定せられたり。其の後本島各地の發展に伴ひ豐原、大泊、眞岡、泊居、元泊、敷香の六箇所に專賣官署及元賣捌制度廢止の結果豐原以外の專賣官署は之を煙草販賣所と改稱し、同時に惠須取販賣所を增設し、各所に於て直接販賣事務を取扱ふに至りたる結果略ぼ煙草供給機關の完成を見るに至りたり。

煙草賣渡代金調査表（圓）

口付の部

年度	敷島	敷島卓上用	朝日	不二	みのり	やよひ	其他合計
昭和元年度	九六一、七三一	三一三	一八三、〇九一	三、六九七	—	三、〇三五	三、八九一	一、一三四、七五六
昭和二年度	八五七、一九九	四、三八四	二三四、三三九	三、九一五五	—	二、三四九	三、三八三	一、〇九五、五五九
昭和三年度	八四五、六一〇	三、一三三	二三八、一六三	二、八二八	—	一、五六六	四一、八四七	一、一四三、一四六
昭和四年度	六六一、三九一	二、九七五	二四八、六〇三	五、二一〇	—	二、〇三六	七八、〇三九	七九八、二六四
昭和五年度	三〇五、八八四	一、四〇九	二五一、八六五	六五三	二、二四六	一、〇九六	三、二一九	五七六、三七二
昭和六年度	一三四、八九一	八〇二	一八二、三三〇	二一三	一四、〇三三	一四四	一二、六三三	三三五、〇二四

兩切の部

年度	ゴールデンバット	エアーシップ	チェリー	胡蝶	スター	其他合計
昭和元年度	五六四、四一二	一三、三七三	一〇、一七九	一五、七三五	二、一九三	二、四〇五	六〇八、二九一
昭和二年度	六五三、一四七	一七、五四八	一五、九三九	一八、二一〇	三、四四五	四、一一四	七三一、六〇五
昭和三年度	六八〇、七四〇	一七、二四七	三六、〇一八	四〇、八七五	三、九六五	二八、二一〇	八〇七、〇三三
昭和四年度	八八四、九九九	一五、六〇八	一四、四八五	三八、一三三	四、一七六	三、四〇三	九六〇、八〇三
昭和五年度	九八八、八六四	一三、〇九四	一〇、三一〇	三四、八四四	三、一三三	一、六七九	一、〇三〇、九一九
昭和六年度	一、〇四三、〇一四	四、七五三	五、〇〇四	三八、五〇五	二三九	三、八八六	一、〇九五、三九〇

年度	あやあさつき	白梅はぎ	なでしこ	其他	合計
昭和元年度	三五三、七四四	一七、六一三	二、三五二	三、三九三	三五三、一三五
昭和二年度	三八四、二七六	二五、一七三	三、六一三	二、六八一	三五三、〇三四
昭和三年度	四〇三、三五六	三三、二三〇	四、六六七	一、三三九	三五八、八四四
昭和四年度	四一七、三八五	五二、二一三	七、〇三七	一、三三四	三七七、三九〇
昭和五年度	三九一、三二六	七五、三六六	一六、一四〇	一、九六八	三四六、九〇六
昭和六年度	三六八、一〇三五	一〇三、二七六	二四、一〇三	七六六	三三五、三七一

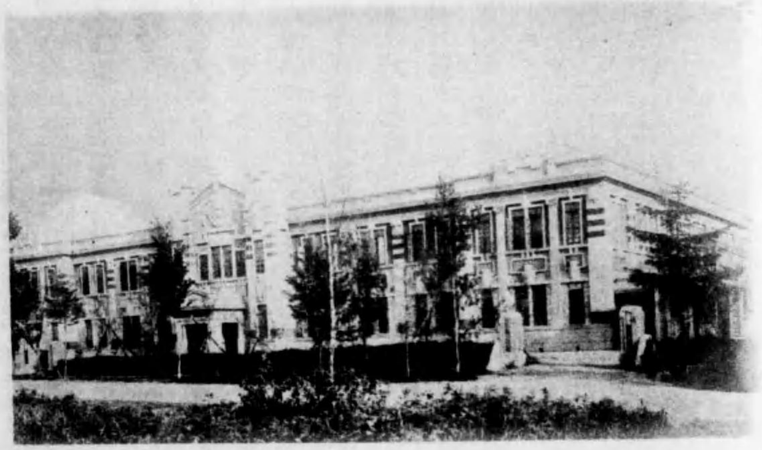

樺太廳豐原中學校

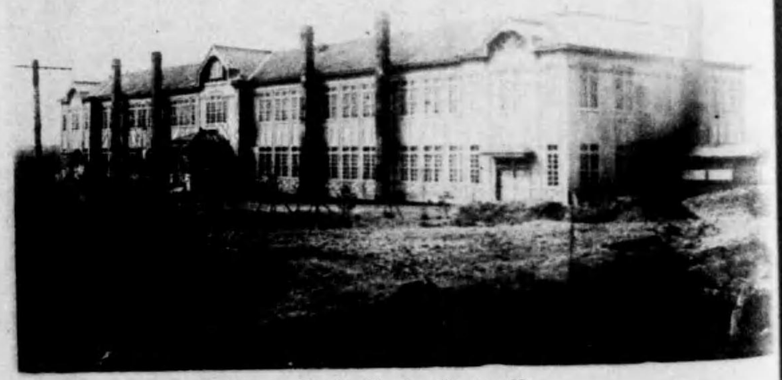

樺太廳大泊高等女學校

第六章　教　化

第一節　教　育

第一款　概　說

明治三十八年本島領有當時に於ては何等施設の見るべきものなく百般創始の狀態に在りしが、年を逐ふて渡航者續々として相踵ぎ豐原、大泊及眞岡の如きは忽ちにして市街地を形成し、從て兒童亦多數を算せるが其の教育機關なきを以て之が設立の急に迫られ、明治三十九年八月始めて豐原に小學校を開校し、次で同年十月大泊及眞岡の兩地に小學校を開校せり。之れ樺太に於ける小學校の嚆矢なり。而して同年九月樺太小學校内規を定め其の據る可き所を明かにせり。然るに教育上の施設を要するは啻に是等市街地のみに止まらず、其の他の村落に於ても之が必要に迫れるを以て、應急策として民間に相當補助を與へて之が設立を助成せり。即ち明治三十九年には私立簡易教育所二、同四十年に私立簡易教育所二、私立小學校一の設置を見たり。越えて明治四十一年樺太に於ける小學校に關する件（勅令）公布せられ大體小學校令に據ると共に、之が細則に就ては内務省令を以て一部を除く外小學校令施行規則を準用することゝなり、次で廳令を以て私立小學校補助規則を定め、三市街以外の村落の私立小學校に對し教員俸給及設備費に補助

を與ふることゝし之が普及を圖れり。然れども小學校には補助を與ふと雖教員の招徠其の他に不便尠からず。茲に於て大正九年管内の小學校を統一して之を公立とし教員の諸給與は之を國庫の負擔として教育機關の刷新を圖れり。

斯くの如くして初等教育機關の普及漸く其の緒に就ける時、一方既に高等普通教育機關の必要に迫られ之が要望の聲漸く高きを以て、樺太廳は明治四十五年大泊に中學校を、大正五年豐原に高等女學校を、次で大正十四年豐原に、昭和二年眞岡に孰れも中學校を設置せり。之より曩大正四年大泊に私立大泊女學校の設立を見數次の變遷を經て大正十三年公立大泊高等女學校となりたるが昭和二年四月之を官立とせり。尙大正十五年四月眞岡に公立眞岡實科高等女學校の開校を見、昭和四年四月之を官立高等女學校とし、昭和三年四月泊岸に公立泊居高等女學校を設置せしが昭和七年四月官立高等女學校とせり。

教育機關の普及漸く其の緒に就くと共に教育行政上、監督機關充實の忽にすべからざるを認め、大正五年四月樺太廳に視學を置き更に昭和五年一月には視學官を新設して、之が監督統一の嚴密を期し又之より曩大正九年には教育に關する告諭を發し以て其の嚮ふ所を示せり。以上の如く初等及中等教育機關稍整備し來りたるも、社會教育に關する施設及小學校教員の養成機關に付ては其の見るべきものかなりしを以て大正十五年六月には樺太青年訓練所規程を、又昭和四年四月には樺太公立實業補習學校規程を公布し次いで同五年十月には社會教育官を設くる等以て教育の普及を圖らんと努め居れり。尙近く師範學校開設の見込を以て準備中なり。

第二款　初等教育

學校、學級及教員、兒童數　（昭和六年三月）

種別／支廳別	學校種別	學校	學級	教員	兒童
大泊	尋常小學校	一一	一一二	一一二	四、一一二
	分教場	一	一	一	一五
	計	一一	一一三	一一三	四、一二七
眞岡	尋常小學校	一一	一一二	一一二	四、一一二
	分教場	一	一	一	一五
	計	一一	一一三	一一三	四、一二七
豐原	尋常小學校	一一	一一二	一一二	四、一一二
	分教場	一	一	一	一五
	計	一一	一一三	一一三	四、一二七
敷香	尋常小學校	一一	一一二	一一二	四、一一二
	分教場	一	一	一	一五
	計	一一	一一三	一一三	四、一二七
合計	尋常小學校	四四	四四八	四四八	一七、八四八
	分教場	四	四	四	六〇
	計	四八	四五二	四五二	一七、九〇八

學齡兒童就學歩合

年次／區別	學齡兒童	就學兒童	不就學兒童	學齡兒童就學歩合
	人	人	人	%
大正十五年四月	二八、二八〇	二八、二四七	三三	九九・八八
昭和二年四月	二九、九三三	二九、八八九	四四	九九・八五
昭和三年四月	三一、二九七	三一、二三七	六〇	九九・八〇
昭和四年四月	三九、四六一	三九、四〇六	五五	九九・八六
昭和五年四月	四〇、七三五	四〇、五八六	一三九	九九・六六
昭和六年四月	四六、〇五三	四五、九六七	八六	九九・八一

學齡兒童就學歩合

近來拓殖の進展人口の增加に伴ひ學齡兒童の增加亦著しく、依て學校の增設校地校舍の整備と共に內容の充實を圖りて教育の改善振興に努め居れり。而して學校は概ね普及し今や相當村落を形成する所學校の設置を見ざるなき狀況にして、從つて學齡兒童の就學率又頗る良好となれり。

（最近五年間調）

豐原	尋常高等小學校	一三	二四	二三一	八、九四六			
	尋常小學校	一三	四一	二四〇	一〇、六八九			
大泊	尋常高等小學校	九	一三	七六	三、〇四三			
	尋常小學校	二	一七	一五〇	六、四一八			
本斗	尋常高等小學校	七	一九	一三九	六、一三三			
	尋常小學校	七	九	八一	三、六〇六			
眞岡	尋常高等小學校	六	七	五三	二、一八〇			
	尋常小學校	七	九	五九	二、一八〇			
泊居	尋常高等小學校	一三	一九	一三五	六、一三三			
	尋常小學校	一三	一九	一三五	六、一三三			
元泊	尋常高等小學校	七	九	八一	三、六〇六			
	尋常小學校	七	九	八一	三、六〇六			
敷香	尋常高等小學校	六	七	五三	二、一八〇			
	尋常小學校	六	七	五三	二、一八〇			
計	尋常高等小學校	七三	九四一	一、〇五六	四一、〇二五			
	尋常小學校	七三	九四一	一、〇五六	四一、〇二五			

備考　分校、（兒童數其の他）は本校中に含む。

小學校の教料は小學校令及同施行規則に據れるを以て內地と同樣なるが、本島の位置極北に偏し氣候風土の異なるものあるのみならず、人情風俗を異にする移住者の子弟なるを以て其の教授訓育に當りては一段の努力を要するものあり。

第三款　中等教育

本島に於ける中等學校は昭和五年四月現在中學校三、高等女學校四なるも中等教育を受けんとするもの年々增加の趨勢に在るを以て既設中等學校の擴張充實を圖ると共に逐次增設の必要あり。

一、樺太廳大泊中學校

明治四十五年四月開校五月一日より授業を開始す。元樺太廳中學校と稱せしが大正十四年四月樺太廳豐原中學校設立と同時に改稱す。教科目は中學校令施行規則（文部省令）に準じ、徵兵令第十三條及文官任用令第六條第一號に該當するものと認定せられ、他の學校への入轉學に關しては中學校令に依り設置したる中學校と同一の取扱を受く。

年度＼種別	教員	學級	生徒	入學	卒業	學校	入學	卒業
昭和元年	二一	一八	五八一	一八〇	七二	附說小學校教員講習所	五六	五五
昭和二年	二一	一八	五七七	二〇〇	六二		三三	四四

年度	教員	學級	生徒	入學	卒業
昭和三年	三二	三〇	六五〇	二〇七	七三
昭和四年	三三	三〇	七二七	二一〇	九六
昭和五年	三六	三〇	七二八	二一〇	一〇一
昭和六年	二四	一九	六八三	一七四	一〇四

二、樺太廳豐原中學校

大正十四年四月開校同月二十三日より授業を開始す。教科目其の他は大體大泊中學校に同じ。

年度	教員	學級	生徒	入學	卒業
昭和二年	一五	八	三九九	一五〇	—
昭和三年	三三	二	四八六	一五〇	三七
昭和四年	二六	一三	五六一	一五〇	六六
昭和五年	二〇	一二	六七三	一九一	九一
昭和六年	三	一七	七五〇	二一四	一〇八

三、樺太廳眞岡中學校

昭和二年一月創設同年四月十五日より授業を開始せり。教科目其の他は大體大泊中學校に同じ。

年度	教員	學級	生徒	入學	卒業
昭和三年	一〇	四	一八三	一〇〇	—
昭和四年	一三	七	三三三	一五〇	—
昭和五年	三三	一二	四七七	一四三	三一
昭和六年	三五	一四	五二六	一二七	三三

四、樺太廳豐原高等女學校

大正五年四月開校五月一日より授業を開始す。元樺太廳高等女學校と稱せしが昭和二年四月樺太廳大泊高等女學校設立と同時に改稱す。其の教科目は高等女學校令施行規則（文部省令）に準じ、他の學校への入轉學に關しては高等女學校と同一の取扱を受く。

昭和四年四月より四年制並に五年制を併置し更に補習科一ケ年を置く。

年度	教員	學級	女學校 生徒	女學校 入學	女學校 卒業	補習科 生徒	補習科 入學	補習科 卒業
昭和元年	一六	九	三五三	一〇〇	七七	三三	三三	三三
昭和二年	一六	九	三六九	一〇六	六五	二六	二六	二六
昭和三年	一八	九	三七〇	一四一	八四	三	三	三
昭和四年	二〇	一〇	四四四	一六四	八三	—	—	—

昭和五年 昭和六年	三四 三五	三三 三四	三四 三五	三四 三五	三四 三五
	三六三 三七六	一六五 一四五	一三五 一三〇	二四 二五	二四 二四

五、 樺太廳大泊高等女學校

昭和二年四月開校し、教科目其の他は大體豐原高等女學校に同じ。

本校は大正四年十月私立大泊女學校として設立せられたるものなるが、大正八年五月財團法人組織となし大正十三年八月之を公立高等女學校に變更したるを更に官立に變更したるものなり。教科目其の他は大體豐原女學校に同じ。最近に於ける學級教員生徒數を示せば左の如し。

年度	種別	教員	學級	生徒	入學	卒業
昭和元年		一三	七	二七三	九五	三九
昭和二年		一五	七	二九八	一〇〇	四三
昭和三年		一五	八	三二八	一〇〇	六八
昭和四年		一五	八	三五四	一三〇	七三
昭和五年		一九	一〇	四一八	一三三	七四
昭和六年		二〇	一二	四一五	一三三	八〇

六、 樺太廳眞岡高等女學校

大正十五年四月樺太公立高等女學校官制及同規程に依り公立眞岡實科高等女學校として設立せられ、昭和四年四月樺太廳に移管せられたる結果樺太廳眞岡高等女學校と改稱せり。

年度	種別	教員	學級	生徒	入學	卒業
昭和三年		一三	二	五八	二七	
昭和四年		八	四	一九三	三五	
昭和五年		一三	六	二一七	九二	一
昭和六年		一五	八	二四七	六九	一
					七二	六八

備考　昭和五年三月卒業生ナキハ高等女學校ト改稱ト同時ニ修業年限延長セラレタルニ由ル

七、 樺太廳泊居高等女學校

昭和三年四月公立泊居高等女學校として設立せられ、昭和七年四月樺太廳に移管せられたる結果樺太廳泊居高等女學校と改稱せり。

年度	種別	教員	學級	生徒	入學	卒業
昭和四年		九	二	八二	三〇	
昭和五年		八	四	一〇二	三五	一
昭和六年		八	四	一二四	三七	三六
						二九

八、私立學校

本島の私立學校に關しては大正九年九月私立學校規則を定め、其の設立廢止の都度所定の事項を具し長官の認可を受けしむ。大正十二年十二月眞岡に私立裁縫女學校の設立を見、漸次增加し今日に及べり。現に同規則に依れる學校の狀況を示せば左の如し。

名稱	位置	經營者	設立年月	生徒數	教員數
私立豐原夜間中學校	豐原	樺太教育會附設	大正十五年四月	七五	二〇
私立藤川實踐女學校	豐原	藤川マキ	大正十五年八月	八三	六
大泊裁縫女學校	大泊	橘イチ	昭和三年六月	八五	二
大泊實科女學校	大泊	志田秀子	昭和三年八月	九三	八
私立眞岡裁縫女學校	眞岡	大場秀子	大正十二年四月	四一	三

第四款　教員養成其の他教育施設

第一項　教員養成機關

拓殖の進展人口の增加に伴ひ逐年小學校の增加を來しつゝあるも 小學校教員の養成機關は未だ完からず、爲めに其の補充の大部は未だ之を內地に求むるの狀況にあり。

一、小學校教員講習所

本所は大正七年の開設に係り大泊中學校に附設せらる。修業年限一年にして當初尋常科准訓導以上の實力ある者を收容し尋常小學校本科正教員を養成せるが、大正十一年之を改め中等學校卒業者若くは之と同等以上の學力ある者を收容することゝなり、師範學校第二部と軌を一にせり。尙昭和二年より本科の外に研究科を創設し、本科卒業者又は師範學校本科卒業者若は小學校本科正教員の免許狀を有する者にして樺太に於て一年以上小學校教育又は教育事務に從事し現に其の職に在る者の中より選拔收容し、本科の學科目又は之に關聯する學科目に付尙精深なる學習を爲さしめ略師範學校專攻科に準じつゝあり。

本所卒業後は短期現役兵たるの特典あり。入學者には學資として入學旅費、支度料、被服費、教科用圖書費、食費、手當及修學旅行費を給す。入學志望者逐年增加しつゝあり、入學者及卒業者左の如し。

種別	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年
本科 入學者	一三	五六	四五	四五	四五	四七	五〇	四〇	四三	四五	四〇
研究科 入學者	—	一三	—	—	—	—	—	一六	一三	一三	—
小尋正 卒業者	—	四〇	四五	四五	四五	四五	四〇	四三	四五	四五	四〇
研究科 卒業者	一三	一六	—	—	—	—	—	—	—	—	—

二、樺太廳豐原高等女學校補習科

樺太廳豐原高等女學校に補習科を置き高等女學校卒業者を收容す。修業年限一年にして小學校教員たらむとする者には特に必要なる學科目を教授し、卒業後は無試驗檢定を以て尋常小學校本科正教員の資格を與へ適宜任用しつゝありしが、昭和五年よりは五年制高等女學校卒業以上の學力を有する者を收容し小學校本科正教員の資格を與ふる事ニせり。

三、教員の指導教養

本島領有の初期に於ては教員の無資格者尠からざりしも、現在は殆ど有資格者を以て充たし內地と些の遜色を認めず。然れども生徒は何れも內地各地方よりの移住者の子弟にして、其の風俗習慣區々にして歸一する所なく、之が教育に就ては內地に於て味ひ得ざる周到なる注意と不斷の努力を必要とするのみならず、僻陬の地なるを以て環境の刺戟極めて尠く動もすれば研鑽を怠らんとする弊あるを以て、常に優良教員の招徠に努めると共に一方研究の機會を與へ、之を善導し素質の改善を圖り居れり。

●●●●小學校教員　小學校教員に對しては左記の方法に依り向上改善に努めつゝあり。

イ、機に應じ校長會議、研究會、講習會等を開き、或は研究論文を募集する等努めて研鑽の機會を與ふ。

ロ、每年十名內外の現職者を選び內地及朝鮮其の他の殖民地に派遣し、教育狀況の實際を視察研究せしむ。

ハ、學術研究員規程を設け、現職者より試驗又は無試驗に依り每年數名を選拔し、任意又は指定の學校に派遣依託して研究せしむ。

研究員は之を甲種、乙種に分ち甲種は一年、乙種は六箇月とし、大正十年度以降派遣せるもの甲種十名乙種十五名を算す。

●●●●中等學校教員　中等學校教員は之を內地に求めざるべからざる爲め不便尠からずして、之が對策として大正十年中等學校教員依託養成規定を定め、適當と認むる學校に依託生を置き在學生中より之を募集せり。

依託學生は大正十年より大正十二年迄に高等師範學校、早稻田大學、東洋大學、音樂學校、共立女子職業學等校等十一名を算せるが、大正十三年以降中止の狀態にあり。

第二項　其の他の教育施設

開拓の過渡期にある本島にありては社會教育的施設未だ完からず、之が普及發達は將來に俟たざるべからざるも現時其の施設の主なるものを擧ぐれば左の如し。

●●●●實業補習教育　本島に於ける小學校兒童數は逐年著しき增加を見るに至れり。從つて之等卒業兒童中直ちに職業に從事する者に對し職業に關する知識技能を授くると共に　拓殖に須要なる教育を施すことは最

も緊要なるにも不拘、從來之が施設なかりしが昭和四年四月始めて高等小學校卒業程度以上を入學資格とする修業年限二個年の實業補習學校の開設を見たり。各校に一名乃至二名の專任教員、數名の囑託教員を配置し、更に廳費を以て相當補助を支給しつゝあり。其の概況左の如し。

（昭和六年四月調）

學校名	學級數	教員數	生徒數
樺太公立豐原商業補習學校	二	九	六三
同　大泊商業補習學校	二	九	一〇四
同　眞岡商業補習學校	二	八	三八
同　落合商業補習學校	二	一〇	六三
同　留多加農業補習學校	一	八	三三
同　知取工業補習學校	一	七	六二
同　本斗水產補習學校	一	五	一六
同　泊居工業補習學校	一	七	二八
計	八	六三	四〇三

●●●教育會　從來各支廳の下に獨立したる教育會ありたるが時代の推移は之を以て足れりとせず、是等を統一するの要あるに鑑み、大正十三年三月從來の教育會を解散して新に支廳管內を統一したる教育會を創設し、之を單位として中央に樺太教育會を設置したり。爾來講演會、研究會、夏季大學の開催、各科研究調査會、圖書館及夜間中學校の開設並に機關雜誌の刊行等着々事業を進め、尙新刊書籍を購入して巡回輪讀に供す。

●●●圖書館　本島精神文化促進の機關として完全なる圖書館の施設を緊要とせるに、未だ其の見るべきもの無きを遺憾とし、先年大泊教育會にては附屬圖書館を設け、昭和七年一月十五日樺太教育會に於ても附屬圖書館を豐原町に開設せり。尙島內各中、女學校には校友會費を以て各圖書室を設け、町村教育會にては簡易巡回文庫を置きて何れも相當の成績を擧げつゝあり。

●●●幼稚園　幼稚園は大正十年始めて大泊に設置せられ、次で大正十二年豐原に、昭和二年惠須取町に之が開設を見、目下右三幼稚園は町立にせんとする計畫中なり。其の概況左の如し。

名稱	經營者	設立年月	保姆組數	園兒	保育料
豐原幼稚園	私立	大正十二年五月	三	一三〇	二、三〇〇円
大泊幼稚園	私立	大正十年七月	四	一〇七	二、三〇〇
惠須取青藍幼稚園	私立	昭和二年四月	三	九六	一、三〇〇

●●●教育所　本島在住の土人中には、アイヌ族、ギリヤーク族等約二千餘名あり。其の子弟の教育の爲に島內六ケ所に教育所を設け、公立小學校に準じて學習を指導しつゝあり。其の概要左の如し。

（昭和六年四月末調）

名稱	位置	學校數	敎員數	兒童數
白濱敎育所	榮濱村	二	二	五六
落帆敎育所	富內村	一	一	一七
多蘭泊敎育所	廣地村	二	二	八三
智來敎育所	名寄村	一	一	二五
新問敎育所	泊岸村	一	一	一六
敷香敎育所	敷香町	一	一	三七
計		八	八	三三四

●●●●●男子青年團　從來青年團は町村に於て各任意に設立し來りたるが、大正十四年九月是等各青年團を統一して支廳管內聯合青年團を設置し、之を支團とし町村部落各青年團を以て分團とし、之等を基礎として更に樺太青年團を組織して節度あるものたらしめたり。之等青年團は各地方敎化團体の中心勢力となり青年の修養及各種公共的事業に活動しつゝあり。其の概況左の如し。（昭和六年四月調）

支廳＼種別	青年團數	團員數 正團員	團員數 其他	團員數 計	本年度經費豫算	資產	事業概要
豐原	三〇	一、一九五	一九〇	一、三八五	一一、七九七	一六、九九七	講習會、講演會、夜學會、陸上競技會、公共事業
大泊	四一	一、五七六	二〇一	一、七七七	一一、一四九	一三、八一九	講習會、講演會、文庫購入、陸上競技會、夜學會、共同作業
眞岡	一七	八二〇	一四六	九六六	一、五五七	三、八五七	講習講演會、夜學會、陸上競技會、共同勞働、視察
泊居	二七	九六一	一七〇	一、一三一	六、四九三	七、一〇五	講演會、夜學會、圖書購入、體育會
本斗	二一	三九七	一〇〇	四九七	二、八八三	一〇、九六五	講話會、道路修理、共同作業、夜學會、運動會
元泊	六	二一九	六〇	二七九	二、二二九	二、五八五	講演會、陸上競技會、道路標識建設、夜學會
敷香	四	一六七	五三	二一九	六五八	八九〇	講演會、公共事業、勞力寄附、武道、運動會
計	一四六	五、三三五	九一九	六、二五四	三六、七六六	五五、二一八	

●●●●●女子青年團　本島に於ける女子修養機關は、從來處女會を各町村に於て任意に設置し來りたるが、大正十五年十一月女子青年團に對する內務省、文部省訓令の發せられるや之が創立準備を企圖し、昭和三年十二月曠古の御大典を記念として支廳管內各處女會を統一し、支廳管內聯合女子青年團の設立を見、更に之を基礎とする樺太聯合女子青年團の組織行はれ統一節度あるものたらしめたり。

其の內容は內地と殆んど同樣にして本島各地方の社會敎化に力め、又は公共事業を援助する等盡力するところ大なり。其の概況左の如し。（昭和六年四月調）

支廳＼種別	女子青年團	團員數 正	團員數 其他	團員數 計	本年度經費豫算	資産	事業概要
豊原	二五	八九〇	一三七	一、〇二七	三、七六三	七二〇	講演講習會、バザー、編物講習、ミシン講習、修養會
大泊	三二	九九二	一一七	一、一〇九	二、〇八二	三八一	講習會、體育會、團員表彰、編物、修養會
眞岡	二四	八四一	一〇八	九四九	一、二五四	六二五	料理講習會、修養會、バザー、夜學會、運動會
泊居	一六	三六五	四一	四〇四	二、〇二六	二九八	月例修養會、雜誌發行、生花講習、家事實習
木斗	二三	三一〇	五七	三六七	一、〇一九	六八六	手藝講習、雜誌講讀、運動會、敬老會
元泊	四	一四八	一八	一六六	六三八	—	講演會、講習會、手藝展覽會、奉仕事業
敷香	五	一一二	一九	一三一	四五一	三一	學藝會、講話會、讀書會
計	一二九	三、六五六	四九七	四、一五三	一一、二三三	二、七四一	

青年訓練所　大正十五年四月勅令第七十號を以て內地道府縣に對し青年訓練所令公布せられたるも殖民地には之を施行せられず、然れども本島の如き社會教育的施設の少き土地に於ては最も適切なるものと認め、大正十五年五月廳令第十七號を以て之が規程を公布するに至れり。大体內地同樣にして孰れも小學校又は工場內に附設す。主として小學校教員、在鄕軍人及工場幹部等が指導員として公民教育、職業教育及國民的教練を課す。現在に於ける概況左の如し。

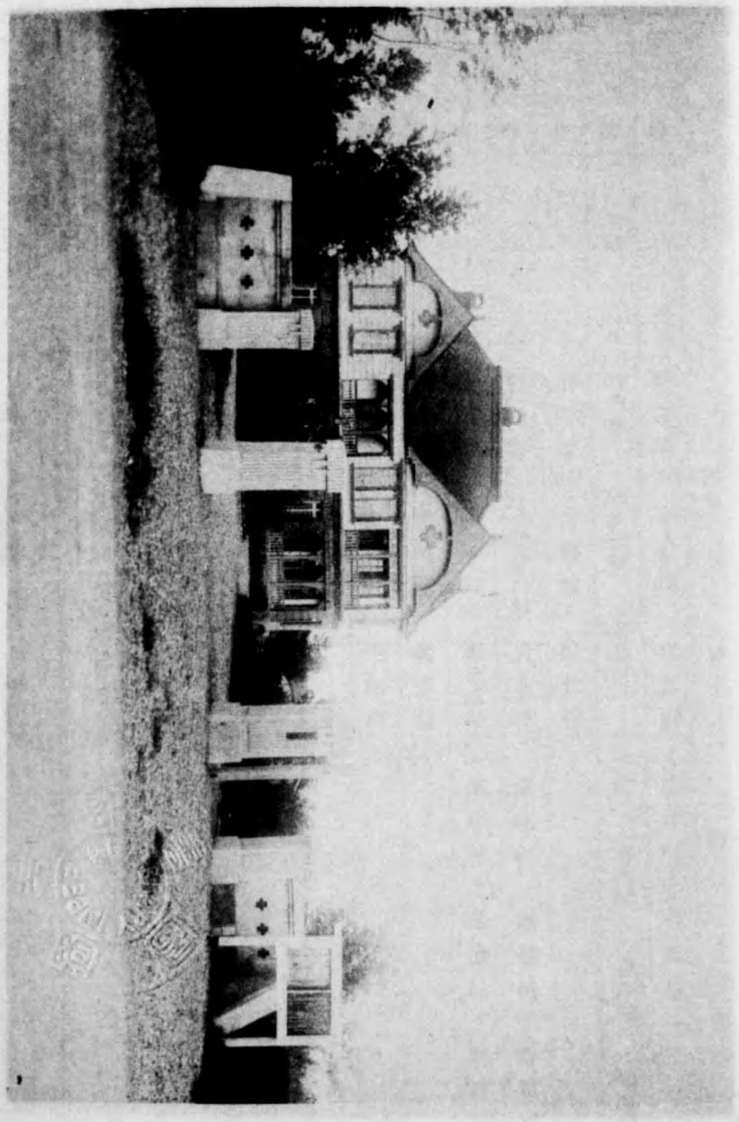

館物博覽太構

支廳 / 種別	訓練所	在籍者	設置町村
豐原	八	二三八	豐原町(二) 豐北村 川上村 落合町(三) 榮濱村
大泊	七	二四九	大泊町 留多加町 深海村 長濱村 富內村 遠淵村 知床村
本斗	五	一四六	本斗町(二) 內幌村(二) 好仁村
眞岡	七	三五二	眞岡町 小能登呂村 清水村 廣地村 蘭泊村(二) 野田町
泊居	七	一六四	泊居町 鵜城村 惠須取町 名寄村(二) 三濱村 名好村
元泊	三	二五	元泊村 知取町 帆寄村
敷香	四	八一	泊岸村(二) 敷香町 內路村
計	四二	一、三四四	

（昭和六年四月調）

第二節　博物館

本島の我領有に歸するや拓殖の礎を樹つる爲、其の天産物を調査し利用の途を究むるは最も必要なりとし、明治三十九年五月樺太民政署に於て斯道の權威者に囑託して植物調査を遂げ、樺太廳設置と共に動物

調査を數年間に亙りて行ひ、其の標本を樺太廳舍の一室に保管せり。越えて明治四十二年島内の農水林鑛産等產業的標本を蒐集するに當り、同時に土人の使用せる器具等をも蒐めて陳列せしが、未だに公開觀覽せしむるに至らざりき。標本、物產等の蒐集せらるゝもの多數に上るや大正六年舊樺太駐屯軍司令官々舍に陳列して公開し、大正十一年には內容漸く備はりたるを以て、樺太廳博物館規定を設け、五月より十月に至る間を開館し、本島唯一の觀覽施設たらしめたり。爾來觀覽者年と共に增加し昭和二年には植物、動物、水產、林產、農產、鑛產、土俗及歷史參考品等の各部を設け、整備改革して內容の充實を計り、陳列品は殆んど本島特有のものにして學術上の好參考資料及本島の事情を知る爲、視察者の見逃すべからざる施設の一たり。開館は每年五月一日より十月末日迄にして昭和六年度に於ける觀覽者總數は一萬三千四百人達にせり。

第三節　社會事業

本島に於ける社會的事象は從來甚だ單調なるを以て慈惠救濟、釋放者保護を主とし社會事業の發達亦著しきものなかりしも、輓近本島の人口增加と時運に伴ひ社會的事象も漸次複雜化し此種事業の發達を促すこと漸く繁く、最近豐原、大泊等主要市街地に於ては民間篤志家の手に依り無料宿泊所、託兒所、職業紹介所等の設置を見、町村に於ては方面委員を設く等既設社會事業團体の事業擴張と相俟て社會の要望に副はむ事を期し樺太廳に於ても極力之が助成に努めつゝあり。尙法令に基き實施の救護事業は軍事救護、罹災救助、行旅病人及行旅死亡人の救護並取扱の三項目にして相當成績の見るべきものある團体左の如し。

一、財團法人　樺太慈惠院
一、同　樺太共濟會
一、同　樺太恩賜財團
一、同　大禮恩賜樺太慈惠財團
一、樺太保護會

一、●●●●
軍事救護法に依り傷病兵、其の家族若は遺族又は下士兵卒の家族若は遺族を救護するものにして生活扶助、醫療、失業扶助、助產、埋葬等に別つ。現在救護せらるゝものは生活扶助のみにして、其の狀況を示せば左の如し。

區分	戶數	人員	金額	摘要
現役兵及其家族	三	一、六三五		現金給與にして金額は昭和五年度支出額とす

一、罹災●●●●

廳令罹災者救助規程に依り多數者同一の災害を蒙りたる場合に限り救助を行ふものにして

一、避難所費
二、食料費
三、被服費
四、治療費
五、小屋掛費
六、就業費
七、學用品費

に對し救助金を支出す。

昭和四年度及同五年度に於て行ひたる罹災救助左の如し。

區分	戶數	人員	金額	摘要
惠須取地方山火災害	九三一	二、六一四	七九、六五五円	前記各費目
留多加地方山火災害	一八三	一、三〇一	二七、六七六	同
留多加地方水害	—	二〇八	六七	焚出及避難所費
計	一、一二四	四、一三三	一〇七、四〇八	

一、行旅病人及死亡人救護並取扱

行旅病人及死亡人は本島人口の增加と共に逐年增加し、救護並取扱費亦相當多額に上り、本人又は扶養義務者より求償し得るもの稀にして之が繰替支出を爲すべき町村は財政上相當苦痛あるものと認めらる。今昭和五年度に於ける救護並取扱狀況を示せば左の如し。

區分	人員	繰替支出額	辨償受入額 國庫負擔額	辨償受入額 個人辨償額	辨償受入額 計
行旅病人	一九五人	三五、五二一円	一八、二一〇円	一、六九六円	一九、八一六円
行旅死亡人	六六	一、五五一	一、五五一	一八四	一、七三五
計	二六一	三七、四四三	一九、七六一	一、八八〇	二一、五五一

一、財團法人樺太慈惠院

明治四十四年の創立に係り主として自活し得ざる者を救護し天惠を全ふせしむるを以て目的とし行旅病人及精神病者の依託救療、貧困患者の施療、孤兒の教育、院外救護等の事業を行ひ本島に於ける唯一の救療機關とも稱すべく、本島社會事象の複雜を加ふるに從ひ同院の活動は社會の要望する所にして同院亦各般の事業計畫を樹て、事業の擴張を期しつゝあり。昭和四年度に於ける事業成績を示せば左の如し。

昭和五年度救護種別人員表

	行旅病人	精神病者	土人患者	同伴者	孤兒救育者	計
實人員	八八	一七	八	三	四	一二〇
延人員	九、五二八	一、七二七	二九八	三	一、四六〇	一三、〇二四

一、財團法人樺太共濟會

大正七年設立せられ、樺太に於ける住民の生業に必要なる物資の需給を調節し兼ねて天災地變に際し罹災者を救助するを目的とし、設立以來農林省より外米を購入し、米の需給及價格の調節をなし、或は交通不便なる奥地住民の爲冬季物資の購入資金を貸付し、水害、火災等に當り罹災民に救助金を交付する等相當の活動を爲せり。右は本會事務の一端に過ぎざるも、拓殖途上に在る本島の爲貢献少からず、其成績見るべきものあり。

一、樺太恩賜財團及大禮恩賜樺太慈惠財團

樺太恩賜財團は大正元年明治天皇御大喪に當り地方賑恤の資として恩賜金を以て設立せられ、其の後照憲皇太后、大正天皇御大喪の際の御下賜金をも本團の管理に屬せしめ、大禮恩賜樺太慈惠財團は、大正四年大正天皇大禮に際し内閣總理大臣に賜はりたる御沙汰の旨を奉體し、御頒賜の賑恤資金を以て之を設立し、昭和三年御大禮の際の御下賜金をも併せて管理し、共に樺太に於て慈惠救濟の事業を行ひ、廣く住民をして聖恩に浴せしめ、之を永遠に傳ふるを以て目的とし設立以來專ら資源の增殖に努め、大正十三年より鰥寡孤獨孝子節婦にして貧困又は病氣の爲自活療養の途なきものに對し恵恤を行ひ來れり。近時資源も相當の增加を見たるを以て漸次事業を擴張し、貧困者の生活扶助及施療、孤兒の救育等を行ひ相當の成績を示しつゝあり。

一、樺太保護會

大正八年の創立にして刑の執行を受けたるものに對し、釋放後の保護を爲すものにして直接收容保護、間接保護、一時的保護の三種に區分して保護事業を行ふ。而して釋放後の一時宿泊、職業紹介、衣食旅費の給與等一時的保護最も多く、昭和五年度に於て一二八名に及び、間接の保護者二四名、直接保護者一八名にして、斯界の爲貢献する所尠からず。

以上の團體は一般に基礎未だ十分なりと云ひ得ざる狀況なるも長くも毎年紀元節に當りては斯業奬勵の御思召を以て御下賜金を賜はり、又樺太廳よりも補助を與へて事業を助成し指導改善に努めつゝあるを以て漸次發達の趨向にあり。

第四節　神社及宗教

第一款　神社

明治三十八年本島領有後住民の增加するに從ひ神社の創立を企劃するもの各地に相踵ぐに至れり。茲に於て人心の歸嚮を察して敬神の思想を涵養し祟祖の信念を振作する爲め、明治四十四年全島鎭護の大祀として官幣大社樺太神社を建立せられたり。爾來豐原、眞岡、大泊、泊居其の他各地に相亞で產土神社（ウブスナ）の建立を見現在其の數九十餘社に及ぶ。

官幣大社樺太神社　祭神は大國魂命（オホクニタマノ）、大已貴命（オホアナムチ）、少名彥命（スクナヒコナ）の三神一座にして豐原の東郊旭ヶ岡に鎭座し、幽邃絕佳の勝地なり。明治四十三年起工翌明治四十四年八月鎭座あり。大祭日は樺太施政記念日たる八月二十三日なり。社殿社域整備し境內樹木鬱蒼として森嚴の氣漲り神威赫として島民の崇敬殊に厚し。

縣社豐原神社　祭神は天照皇大神、豐受大神、明治天皇、昭憲皇太后の三座四柱にして豐原町字北豐原に鎭座し閑雅にして森嚴なる淨地なり。明治四十一年の創建にして例祭日は七月十一日なり。

昭和三年十一月五日縣社に列格せらる。

縣社亞庭神社　祭神は大國主命、事代主命（コトシロ）、市杵島姬命（イチギシマヒメ）、御食津神（ミケツ）、譽田別命（ホンタワケ）にして、幽邃神嚴なる神樂ヶ丘の高地に鎭座し、亞庭灣に望む。

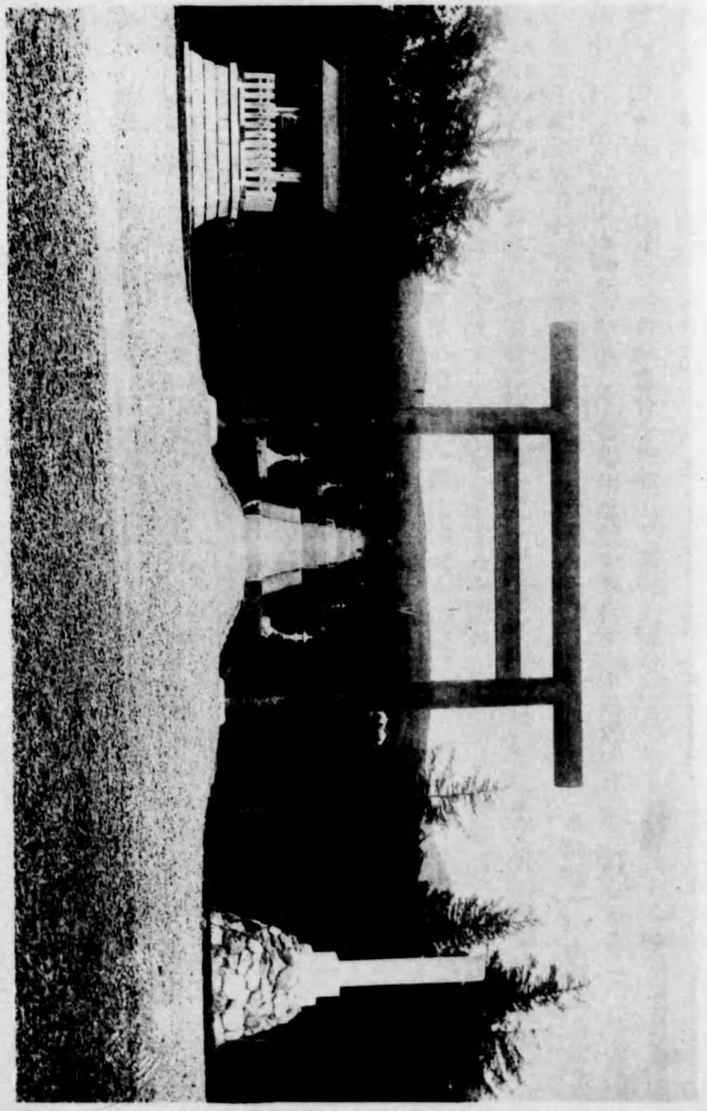

社神太樺社大幣官

大正十一年創建、昭和五年七月五日縣社に列格せらる。例祭日は八月九日なり。

表忠碑　大泊中央高地に在り。明治三十七八年戰役に際し本島に於て不幸戰病死せる陸軍歩兵少佐西久保豐一郎以下軍人軍屬五十一名の遺骨を埋葬して其の英靈を祀り、最も激戰にして敵の主力を全滅したる七月十二日(西久保少佐戰死)を卜して毎年招魂祭を擧行す。全島民の尊崇を鍾むるところにして大正十四年　皇太子殿下本島行啓の際には畏くも特に鶴駕を枉げさせられたる、本島唯一の由緒ある記念碑なり。

樺太戰跡記念碑　本島の我領有に歸するや、二十有餘年の今日に至るまで其の戰跡の徒に草野荒野に委棄せられ、漸次其の形態を煙滅するに至らんとするを恐れ、官民有志の組織する樺太戰跡保存會の手に依り一萬數千圓を投じて彼我兩軍の輪贏を一擧に決せる　交戰地たる豐原町字軍川を選び花崗石を以て高さ二十四尺の碑を建設せり。

第二款　宗教

本島領有後各宗派の布教師續々渡來し各地に寺院、布教所を設け布教傳導に努めたる結果歳を逐うて盛なり、壇徒の數亦倍々增加しつゝあり。宗派は神教、佛教、基督教の三なり。

神教　神道、黑住、天理、金光、大社の五派にして各地に布教所四二箇所あり。

佛教　眞宗、日蓮、曹洞、眞言、淨土其の他にして各派の寺院布教所一四二箇所に達す。

基督教　日本聖公會、日本メソヂスト教會、天主公教會、日本基督教會、救世軍及ホーリネスの六にして教會數九箇所あり。

第七章　兵事

明治三十八年樺太南半を領有すると共に大泊に樺太守備隊を設置し、明治四十年之を豐原に移轉し第七師團の管區に屬せしめ、以て本島の守備警衞に任じたるが大正二年五月之を撤廢するに至れり。然れども大正九年五月突發したる尼港事件に基因し　薩哈璉州の保障占領に伴ひ同年十月再び豐原及內路に守備隊の駐屯を見るに至れり。越えて大正十四年二月、日露の新協約成立し國交の恢復に伴ひ再度守備隊の撤退を見ることゝなりたり。

本島には從來徵兵令の施行なく特別地域を爲し居たる爲め　各種の點に於て遺憾尠からざりしが大正十三年戶籍法と共に之が施行を見、第七師團の管區に屬し漸次關係法規の適用を受け內地と其の軌を一にするに至り、爾來五回の徵兵檢査を施行して良好なる成績を得、簡閱點呼、勤務演習其の他一般兵事々務も圓滿なる遂行を見つゝあり。

一、海軍募兵

本島は從來海軍志願の適用は受けざりしが、大正十四年より其の適用實施を見たり。爾來本島に於ける志願者の檢査は北海道稚內に於て行ひ來りたるが、其の初年たる大正十四年には志願者十九名採用者七名を得て相當成績を收め尙逐年增加の傾向を認むるを以て、昭和二年豐原に檢査所新設せられたるも、同檢査所に於て全島の志願者を受驗せしむるは交通其の他の關係上遺憾の點なきに在らざるを以て、自然東西に區分せらるゝ本島の地形により、昭和三年度より更に西海岸眞岡町に檢査所を增設せられたるが、同年に於ける志願者總數は六八名、採用者一四名、昭和四年度は志願者一一四名、採用者二〇名、昭和五年度志願者一一〇名、採用者一四名、昭和六年度志願者二〇一名、採用者二〇名とす。

二、在鄉軍人

人口の增加に伴ひ在鄉軍人又逐年增加の趨勢にあり。是等在鄉軍人は概ね質實剛健能く生業に精勵し良兵良民の實を擧けつゝあり。大正十四年三月陸軍召集令實施せられ續いて大正十五年七月より海軍召集令も施行せらるゝに至りたれば、是等軍人に一層の自覺を促し在鄉軍人會の結束愈々鞏固となれり。

第八章　殖民及農業

第一節　土　地

邦領樺太の面積は約三万六千餘平方粁にして、農牧適地面積は各種方面よりの調査に依れば約二割は農牧に適するものと看做すも大過なかるべし。卽ち七千二百餘平方粁を其の目的に利用することを得べし。而して農耕適地及放牧適地面積を區分する調査未だなしと雖、大體各國及北海道の例に依り推定するに總面積の一割三分卽ち四千七百九十餘平方粁を農耕適地として 殘餘の二千五百餘平方粁を放牧適地と看做すも大差なかるべし。

土地選定　明治三十八年十月以來殖民地の選定事業に着手し、土地の廣袤を概測すると共に地勢、土質、氣候、植物、水利及交通等の狀況を調査し、昭和六年迄に農耕適地十九萬八千七百八十四ヘクタール、牧畜適地二十五萬九十九ヘクタール、其の他土地改良後の農耕適地二萬二千七百七十八ヘクタール、泥炭地七千五百十七ヘクタール、計四十七萬九千百二十八ヘクタール餘を選定せり。

土地區劃　明治三十八年初めて大泊に宅地を區劃し、戰爭當時の移民を收容したるを嚆矢とす。爾來土

開墾（並川附近）

作麥

地整理竝に移住民の收容に便せんが爲、地味の良否と交通の便否とに鑑み、殖民地として區劃を施設したるもの昭和六年末に於て二十九萬二千五百六十七ヘクタール餘あり。其の主なるものを記せば左の如し。

農耕地は地味肥沃にして交通至便の地を選み、五ヘクタール乃至十ヘクタールを普通農家一戸の收容に充つることゝして明治三十九年より事業を開始し、昭和六年末に於て其の面積十七萬四百二十二ヘクタール餘に達せり。

市街地は樞要の地に之を施設し、普通二百八十八平方米を一戸分となし、明治三十八年本島領有後直ちに大泊に區劃を新設せり。爾來新設又は增設を行ひたるもの大泊、豐原、眞岡、久春內、野田、泊居、敷香、名好、本斗、知取、內路、鵜城、落合、惠須取、留多加川口の十六箇所あり。昭和六年末に於ける區劃面積六百五ヘクタール餘に及べり。

部落宅地は移住の密居を必要と認めたる土地に之を施設し、殖民地にありては一戸の標準を普通二十八アールとなして專ら農民の收容に便し之を農村宅地と通稱す。又海岸に於ける必要なる土地には一戸の標準十アール八となして專ら漁民の收容に便し之を漁村宅地と通稱せり。尙ほ漁村には明治四十二年より百アール內外の附屬畑を測設し漁閑を利用して農耕を奬勵せり。昭和六年末に於ける區劃面積二千六百九十一ヘクタールに達せり。

土地改良

本島の河川は概して迂曲蛇行せるもの多くして流水を妨げ、爲めに河水氾濫して農耕地を浸

害するもの亦尠からず。大正十年より鈴谷川、留多加川、内淵川及列丹川の四大流域に對し土地改良基本調査を開始し、昭和六年迄に約七萬六千百三十四ヘクタール餘りの調査を爲せり。殊に地味肥沃なれども低濕地にして直接農牧に利用し得ざる土地に對しては、官營又は補助金を給して大小排水溝の開鑿を企圖して專ら土地の乾燥を計り、明治四十三年以來官營施設したる大排水溝の延長三十七萬七千七百十八米に達し、又大正二年より農業者に補助金を給して各自の農耕地内に小排水溝を掘鑿せしめたるもの昭和六年末現在に於て延長百八萬三千六百八十九米に及べり。

以上排水溝の施設と相俟つて一方農耕道路の開鑿を計畫し、先づ殖民地内及殖民地相互間に所謂幹線農耕道路を開鑿することゝし、其の工事の困難なるもの又は急設を要するものは之を官營となし、簡易なるものは農村住民に補助金を給して之を開鑿せしむる等專ら農村交通の便を計れり。昭和六年末に於ける農耕道路延長官營六十一萬千五百三十米、補助百五十四萬六千七百十七米に達せり。

土地處分　樺太國有未開地は隨意契約を以て賣拂又は貸附することを得るも、直に賣拂を爲すは殆ど特殊の事業に供する場合に限り、他は何れも貸付の際附したる一定の條件を成功したる後に於て賣拂又は讓與に因り民有に歸するを通則とせり。

土地の貸付は有償を以て原則とするも農耕、牧畜及之に直接附隨の用途に供する場合は拓地殖民の見地より之を無償にて貸付し、專ら農牧業を目的とする移住者の便益を計りつゝあり。

賣拂又は貸付すべき地積の制限は其の使用目的に依り一定せざるも、一人に付耕作及之に直接附隨の用途に供する土地は三萬坪、牧畜及之に直接附隨の用途に供する土地は五十萬坪、市街宅地及部落宅地に供する土地は千五百坪、其の他の事業に供する土地は一萬坪を各限度とす。但し農耕目的地は借地人に於て一萬五千坪に對し一戸の割合を以て移住農民を收容するときは九萬坪迄を貸附し、其の他の事業に供する土地は會社又は組合に對する場合其の所定面積の五倍迄增加することを得せしむ。昭和六年末に於ける處分面積は貸付地八万一千百十八ヘクタール、讓與及賣拂に依り民有に歸したる土地八万四千四百十五ヘクタール餘に達せり。

第二節　移民

第一款　交換前の殖民概況

樺太に於ける移民は文化、文政以後多少の施設經營なきにあらざりしが所謂殖民としての事跡に至りては素より論ずべきものなく、今より約六、七十年前堀利熙奉行の建言に基き時の幕府は移住民の招徠を企て内地漁夫の出稼を奬勵すると共に農民の移住をも奬勵し新に「是迄本島出稼人ハ松前、函館人別ニ限ル樣相成趣ニ聞ユレ共以後ハ何國ノ者トテモ身元慥カナル者ハ引移住居不苦云々」と布達せるを以て奥羽方面より多數の移住を見るに至れり。是本島移住の端緒なり。

次いで明治元年岡本監輔は函館より人夫二百名を募集して移住せしめ、又明治二年岡本判官東京より移住するに際し農工民三百名を募集し同伴して移り、彼等に賄料、工料を給して開墾、土木の事業に從事せしめたり。

明治三年九月永住者三ヶ年間一日に付玄米五合、一ヶ月手當金三分、衣類料一ヶ年金五兩を給し、六十五歳以上七十七歳未滿は十月より翌三月迄六ヶ月間一日一人に付玄米二合五勺とし、又移住民病死手當をも定めたり。

明治三年十月畑地、漁業共有地を割渡の上永住者には終身無稅とせり。又寄留者出稼者には三年間無稅にして四年目より收穫高の二分五厘を納めしむ。而して開墾目的の移住民に對しては一人に付三百坪の地を下附し、次年檢査の際に耕作を勵む者には更に土地を增給する等、種々奬勵方法を定めて其實蹟を擧ぐるに努め移住民を保護したるも、多くは風土に慣れざるを以て病者續出したるため明治三年七月病弱男女百五人を東京に返還し、同年十月に至りて更に身體虛弱なる農工男女三十名を東京に返還せる狀態なりき。

農工永住者は三ヶ年間扶助を受くる規定なりしも 其の實殖民の多くは勞力を厭ひて唯一時の糊口を得んがために永住を口實にして扶助を願ひ出づる者多きを以て明治四年三月に至りて更に 再度永住扶助願出をなさしめたり。而して農民男女十五歳以上は一人毎に農具七點と扶持を與へたり。

自作家作せんとする者には手當金を給し又漁民と協力漁業をなさんとする者には漁具を貸與せり。明治四年七月には大工職二十名を函館にて募集し移住せしめたれ共、是等移民の多くは本島の風土に慣れざるのみならず惰民多く樺太を去り歸國するもの百餘名に達せりといふ。明治六年七月永住者にして官の扶助を受くる者が夫々歸省に托して其の儘歸り來らざるもの多々あるを以て此の弊を矯めんとし 以後歸省を願出づる者は事實を調査し、土着の見込なく轉籍出願の者は從來給與せる扶助米を返還せしめたる上歸國を許し、又事實歸省の者には保證人を定めしめたり。若し一ヶ年も歸島せざる時は從來給助の扶助米を保證人より上納せしむることゝせり。

明治四年十二月に至り從來永住出願者には三年間手當を給與したりしが、此の時より以後は新に願出づる者は手當を給せざる事とせり。

當時の移民は生計困難にして其の多くは樣子を窺ひ本島を去らんと計るもの多きに反し、新に永住する者は稀少にして戶口年々減少し明治七年九月に於ける居住民數は僅々四百五十人のみとなれり。

右の如く開拓使に於ては數年間移住民を保護し、自主獨立自活の途を樹てしめんと努力せるに拘らず、應募者の多くは概ね內地に於て生活し能はざる下級民にして誠實に勉勵せず、加ふるに露國人の跋扈甚だしき爲安住するを得ず、百方奬勵の効もなく到底自活の見込なきを以て開拓使は止むを得ず之等移民を北海道に移さむと欲し、明治七年三月樺太支廳は「當州永住人並雇農工民ノ儀ハ詮儀ノ次第モ有之候ニ付一先御引揚相成候條引拂ノ儀ハ別紙箇條書ノ通リ心得ベシ」と布達をなしたり。於是本島の居住民は殆んど皆退散し單に出稼地たるの狀態となり、明治八年領土の交換を待たずして其の實之を投棄したるものゝ如くなりき。

要之當時の殖民は其の選擇を誤りしと交通不便 氣候的差異に依る新生活に對する順應性乏しかりし爲新領土移住開拓に適應せざりしこと其の近因なりとすべし。

第二款　露領時代の本島殖民概況

明治八年樺太を露國に讓渡するや露國は同島を以て流刑囚徒の監獄場となし、囚人は此の地に收容し其の改心せる者は之を放免して開拓に從事せしむるの政策を執りたり。卽ち年々本國より數百名の囚人を送致し一年乃至三年後一定の制度の下に監獄外の居住結婚を許可し、更に一定の時期を經て農務其の他の事業に從事するを得せしめ、刑期滿了後六ヶ年間品行方正なる時は所轄長官の上申に依りて之を農民に編入し一定條件の下に遂に自由民たるの權利を恢復せしむる等種々奬勵策を講じ大いに同島開發に努力せり。卽ち一八九八年(明治三十一年)調、自由民九、七九七人、流刑民二二、一六七人、計三一、九六四人にして犯罪者は全數の約六九%を占め、一九〇四年(明治三十七年)調、自由民一一、九九七人、流刑民二三、二五一人、計三五、二四八人にして犯罪者は六六%なりき。此の間特記すべきは日本人にして交換以後單に漁業に從事せんとして夏季渡來する者每年尙七千人を下らざりしと云ふ。

而して流刑囚の刑期を經て流刑殖民となるを許された者は殖民監督官の監督下に島內諸所に多數居住し以て農業に就き所謂農民部落を形成せり。卽ち其の村落一三三、戶數六、一六八、建物七、四九一、人口二一、七七七人なりき。

流刑農民に對する政策

一、土地貸付(三町步乃至六町步を一戶として自由に撰定せしむ)
二、住宅建築補助(所要木材の無償給與及勞働補助)
三、食糧給與及被服貸與(最初二ヶ年間)
四、種子貸付(收穫時迄)
五、家畜貸付(民間貸馬の仲介保證)
六、官營病院
七、小學校設置
八、結婚補助
九、農產物の買上
一〇、私設水車場建設

其の他牧草地、部落宅地、市街宅地、官設備荒倉庫に對する設備等あれ共之を略す。

然れ共彼等は刑餘の民にして概ね着實持久の性質を缺き、從て開拓の事業進捗せざるのみならず、一旦刑期滿了して自由の身となれば何れも島外に退散したるを以て二十有餘年間曾て著しき人口の增加もなく其の產業の發達をなすに至らずして終止せり。

第三款　領有後に於ける殖民概況

領有以來本島の人口は實に躍進的增加を示したり。卽ち明治三十九年本邦人一〇、八〇六人、土人一、二

九一人、外國人二六四人、計一二、三六一人なりしが、昭和六年末に於ては邦人二七九、二〇四人、朝鮮人五、八八〇人、土人二、〇〇九人、外國人二八四人、計二八七、三七七人に增加し實に二三倍に奔騰せり。而して此の人口增加の內容を見るに舊土人及諸外國人は領有當時より現在に至る迄、殆ど同一率を以て進みつゝあるに反し、獨り我本邦人のみは遂年急激なる增加を示したるものなり。

爾來本島に於ける移民は遂年著しき增加をなしつゝありと雖、今尙漁業期にのみ出稼する漁民及夏季間のみに渡來する勞働者等尠からず。本島に移住する者は敢て其の職業を問はずと雖凡て處女未開の國土を開發して國產の興起を圖らんとせば、先づ以て農牧業を以て定着移住民招來の一大根本政策を確立するに在りとし、領有以來我政府は農業移民の招徠に全力を傾注したるを以て、遂年農業移民の增加を來して今日に至りたるものなり。

卽ち本島の我領有に歸するや、露領時代の農業經營狀態を考査し斯界專門の學者技術者に託して精密なる調査を遂げたる結果、其の地味、氣候の農業に好適なるを確認し、本島農業經營は自作農業者をして有畜農業に倚らしむべきを認識し、諸種の法規も亦此の一大方針に則りて制定し、且土地處分の規定を定め、更に農業者に對する保護奬勵の機關を設け、明治三十九年以降農業者の移住を奬勵すると共に、一方農事の積極的研究調査發達の目的を以て諸種の試驗場、試作場及其の他の施設をなし大に其の研鑽に努め、更に進んで昭和四年從來の試驗場を改めて樺太廳中央試驗所となし、大規模なる設備と內容の充實革新を圖り

其の大使命たる大自然の富源開發に努めつゝあり。

加之今後百萬人の收容力と七十三萬一千九百ヘクタールの廣大なる農牧適地とを有する本島に道路、排水、教育、衞生機關其の他の施設の完成を期せしむるに於ては、實に移住價値の增大と現下日本の深刻にして緊急なる人口食糧問題解決に對する一大光明たるべし。明治三十八年十月以來樺太廳は殖民に適する土地の撰定に着手し、三十九年殖民地の部分區劃の測設を設けて、土地貸付を開始せしが、四十年以降漸次現行の土地處分の諸法規を施行するに至りたり。

明治三十九年四月	軍令第四十四號	官有土地建物貸付假規則
明治四十年四月一日	廳令第三十四號	官有建物貸付規則
同四十四月一日	廳令第三十五號	樺太國有土地貸付規則
同四十年四月二十日	廳訓令第十七號	樺太移住民取扱規程
同四十一年三月四日	內務省告示第十八號	樺太移住民ニ對スル汽車汽船ノ特別取扱方
同四十年四月一日	廳令第二號	種子貸付規則
		家畜貸付規則
同四十年四月一日	廳令第四號	牛、馬、豚種付規則
同四十年四月一日	廳令第三號	共同放牧地貸付規則
同四十年十月十三日	廳令第八十一號	農事奬勵補助規程
同四十二年四月九日	廳令第七號	樺太國有土地管理規則
同四十一年三月二十九日	勅令第三十六號	有償貸付地賣拂規程
同四十一年十月九日	廳令第三十號	

同　四十二年四月二十九日　廳令第九號　公獸醫規程
同　四十二年六月二十九日　廳令第十五號　家畜去勢規則
同　四十三年四月十日　同　第十二號　家屋建築費規程
同　四十四年四月十五日　同　第十二號　種畜貸付規則
同　四十四年十二月二十二日　勅令第二九〇號　樺太國有未開地特別處分令
同　四十四年二月二十二日　勅令第二八九號　樺太官有財產管理規則

等專ら本島に農業移民招徠及之が助成發達を期して農民の保護に努め大いに法令を制定し、以て本島開拓の大方針を樹立せり。

即ち此の期に於ては方三百間を一區劃とし、之を更に四分して七町五反歩を一戸分の土地面積とし、移住後一ヶ年以内に六坪以上の防寒に適する家屋を建築せる時は、一戸に付金三十五圓以内の補助金を交付し更に種子及牛馬豚をも貸付するの途を講じたり。

大正七年六月廳令第二十一號產業奬勵補助規程を制定し、移民の招徠に努めたれ共、農民の數一萬五、六千人、耕地面積一萬町歩を得たるに過ぎず。農產額又九十萬乃至三百萬圓に過ぎざりしを以て、大正八年四月十八日廳令第八號移住奬勵補助規則により移住費及開墾費を補助することゝせり。

一、移住費十五歳以上の者一人に付五圓以内、但し一戸に付十五圓以内。
二、開墾費十圓。

更に大正十五年六月二十三日廳令第十九號　移住奬勵補助規則を改正せられて指定地の貸付を受けたる者に對し、一戸宛三百圓の補助金を交付することゝなり、同年七月七日告示第一三七號によりて農業移民を收容すべき指定地を豐原、大泊、眞岡各支廳及留多加出張所の四管内二十ヶ村六九〇戸と定めたり。

然れ共是等農民は所謂自由移民にして、昭和二年初めて收容したる指定地の農業移民は三一八戸に過ぎずして、間もなく指定移民の制度は廢止せられ、昭和三年更に移民の素質向上と官營施設の徹底及補助に依り、從來よりの自由移民と區別し、理想農村建設の一大革新計畫を樹立し、以て各府縣よりの農民を集團的に一定の殖民地に移住せしめんとし、現に着々として其の顯著なる實を擧げつゝあり。現在の集團殖民地は上喜美内、豐榮、大豐、小能登呂、近幌、瑞穗、樫保、寶澤、幌千の九ヶ所にして其の施設並に保護特典の概要を述ぶれば左の如し。

一、殖民地内に官營を以て土地改良工事を施し農耕道路及排水溝を掘鑿し、且農家一戸に對し一町歩の無償開墾を爲す。
二、各殖民地内に移住者指導所を設置し指導員を配置して移民に對する萬般の指導斡旋を爲す。
三、共同精選所及共同倉庫を建設して利用平等ならしむ。
四、殖民地内には小學校を設置して子弟の教育を爲す。
五、嘱託醫、產婆を配置して保健、衞生に萬全を期す。
六、青森、函館、稚内、小樽の諸港には移住民取扱事務所を設け所員之に從事し諸般の保護指導を與ふ。

尚小樽市色内町六丁目（小樽驛より約五百四十五米、棧橋より約九十一米）、稚内連絡待合所前及大泊

榮町には移民休泊所を設置し實費にて宿泊せしむ。

七、土地の貸付及無償讓與、未開地は一戸に付五町歩乃至十町歩を標準として無償貸付し五ヶ年若は七ヶ年以内に規定の家畜（一萬坪以下は不要、一萬坪以上一萬五千坪以内は牛又は馬一頭を夫れ以上一萬坪を增す毎に馬又は牛一頭增加す）を有して其の土地に居住し十分の七以上を成墾すれば其の全地を無償にて讓與す。

八、産業奬勵補助

イ、自ら農業を營むもの、又は其の組織したる組合に對しては適當と認むる場合は補助金を交付す。

1　家畜を購入したるとき

牛　馬

種畜の資質あるもの　一頭に付評價々格の二分の一以内。

其の他のもの　（管内にて購入したる場合　一頭に付評價々格の三分の一以内。
（管外より購入したる場合　一頭に付購入價格の二分の一以内。

2　農業經營に要する器具機械を購入したる場合は購入價格の二分の一以内。

3　副業を經營したるとき。

ロ、種牡牛馬を所有し種付を行ひ若は種畜貸付規則に依り　種畜の貸付を受けたる者には每年度豫算の範圍内に於て一月に付十五圓以内の補助金を支給す。

ハ、産業の奬勵上必要と認むる工事又は事業若は産業に關する共進會、品評會又は競馬會等に對しては每年度豫算の範圍内に於て其の經費を補助し、又は器具機械を貸付す。

九、土地改良費補助

部落民共同して農耕道路を設け、又は排水溝を掘鑿したるときは、工事費の二分の一以内を補助す。

一〇、共同放牧場の使用

町村に無料にて共同放牧場を貸付し之を農業者に使用せしむ。

一一、種畜貸付

樺太廳に於て必要と認むるときは町村農業者若は農業者の團体に種畜を貸付す。

一二、牡牛馬貸付

本島移住者にして國有未開地の貸付を受け　又は土地を有し農業を營むものは牡牛若は牡馬の貸付を受くる事を得。而して其の家畜より生産したる仔畜中一頭を樺太廳に返還するときは他は自己の所有となる。

一三、開墾奬勵補助

農業經營上土地利用增進を圖る爲、三町歩以上の農耕適地を開墾する目的を以て一年七反歩以上開墾したるものに對し、適當と認めたるときは、開墾費四割以内を補助す。

一四、移住費補助（保護移民のみに限る）

樺太に保護移民となりて　移住し集團殖民地の貸付を受けたる者に對しては移住費の補助として三百

圓以内の補助金を支給す。

一五、家屋建築費補助

樺太に移住し十町歩以下の國有未開地の貸付を受けたる農業者にして、貸付地内に自己の住宅目的を以て家屋を建築せむとする者に對し適當と認めたる場合は、毎年度豫算の範圍内に於て一棟に付三百圓以内の補助金若は建築材を交付す。

一六、種子の無償給與(保護移民のみに限る)

樺太に移住し集團殖民地の貸付を受けたる者には入地の初年に限り優良種子を無償にて給與す。

一七、移住に際して汽車、汽船賃の三割乃至五割の割引證を受くることを得。

之を要するに現今の集團殖民政策は、未だ其の緒に就きしもの少しと雖、近時遠く東北、中國、近畿地方に至るまで宣傳募集をなし、移住許可に際しては嚴密なる移民の身元調査遂行の上、其の良質なるものを收容しつゝあり。一方施設補助の如きも專ら積極的の移民招徠策なりと謂ふべし。

第三節　農　業

第一款　概　說

樺太は我國唯一の亞寒帶に位する島にしてボドゾル地帶を形成す。此の氣温と土性に基く樺太の農業は異れる氣温及土性を有する北海道、内地、臺灣等に於ける農業とは其の趣を異にせり。

樺太の自然的基礎條件を考慮し、科學的及經濟的に研究せる結果、其の合理的と認むべきものは含水炭素物卽ち砂糖、澱粉、纖維等の生産にあり。甜菜、亞麻、馬鈴薯、麥酒用大麥、麵麭用小麥、酒精用ライ麥の栽培は其の將來を認められつゝあり。

次に實際的農業經營に就き形態上より之を觀れば本島に於ける農業は所謂有畜農業を主として畜力の利用、地力の維持を計り收穫の增加を期すべき情勢にあり。

第二款　現狀及施設

本島領有以來玆に二十有餘年其の間各種産業の發達に伴ひ農業に關する施設亦着々其の緒に就き、現時農産物生産額約三百四十萬圓を算し十年前に比し實に隔世の感あり。然れども耕地面積は僅に二萬八千ヘクタールにして、農耕適地四千七百九十餘平方粁に比すれば未だ其の六分に過ぎず。尙容易に數萬戸の農民を收容し得べく、是等農耕適地開發の曉には蓋し優に他の産業を凌駕し得ること明なり。以上の如く拓殖の餘地極めて廣く本島農業の發展は寧ろ今後の經營に俟つところ大なるを知るべし。

●耕地●　本島の耕地面積は年を逐うて非常に增加しつゝあり。其の增加の程度は實に躍進的にして最近五年間の狀況を見るに左の如し。

種別＼年次	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年
耕地面積	二三、〇〇八・三三（ヘクタール）	二三、八九五・二七（ヘクタール）	二六、八五一・一四（ヘクタール）	二五、二四九・〇〇（ヘクタール）	二七、九七七・二三（ヘクタール）
増加指數	一〇〇	一〇四	一一七	一一〇	一一三

●農業者戸口● 近時本島内地間交通の便著しく増進せられ世人の樺太に關する知識向上し、一般渡來者の増加すると共に農業移住民も亦著しく其の數を増し、昭和五年末現在九千五百七十戸、四萬六千三百六十四人にして全戸口の約二割に達せり。既往十年間に於ける戸口を示せば左の如し。

戸口＼年次	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年
戸數	五、二八八	五、五五二	七、三五四	八、七九三	九、六二五	九、六二九	九、五九一	九、六七八	九、五七一	九、五七〇
人口	二一、六七六	二〇、四一八	三一、九五〇	三七、八一三	四一、八一九	四二、三三五	四三、六八三	四四、五〇五	四四、九六〇	四六、三六四

●重要農産物● 農産物の最近五ヶ年間の作付面積及其の生産額を示せば次の如し。

種別＼年次	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年
作付面積	一三、九九四・九（ヘクタール）	一四、五二五・九（ヘクタール）	一六、〇〇〇・三（ヘクタール）	一七、〇八五・五（ヘクタール）	二一、二〇〇・一（ヘクタール）
生産價額	二、九四一、〇三六円	三、五五〇、〇三八円	四、二〇六、六〇二円	三、三〇六、四五六円	二、九九九、〇三六円

尙之等農産物の昭和五年末現在に於ける作付面積及生産價額を種類別に示せば左表の如し。

品種名	作付面積	生産價額	品種名	作付面積	生産價額
大麥	一四二・六八（ヘクタール）	九、三一六円	燕麥	六、九五五・八〇（ヘクタール）	五八五、四五八円
小麥	四七二・一三	四一、六九六	裸麥	一、〇三一・四四	一〇三、四八九
ライ麥	一六一・七三	六、九三九	甘藍	五二一・六三	一七、七〇七
黍	二一三・二三	九、七五八	白菜	一八七・五一	五二、〇三八
玉蜀黍	二九八・五五	二八、六五三	休菜	二三七・四四	七〇、二八二
大豆	五九・三七	三、二五一	葱	一〇七・九三	四九、二〇六
豌豆	四六〇・九六	四四、九九五	蘿蔔	六五五・九三	二一四、六一三
蠶豆	六六・九九	七、三四三	燕菁	一三四・六三	五六、〇四三
菜豆	二一七・六一	二六、八〇一	胡蘿蔔	二五七・九〇	七七、一六九
蕎麥	七五二・七一	五九、一一六	牛蒡	一七〇・四三	九四、九三五
馬鈴薯	三、一五三・六七	六六〇、三四	胡瓜	一三三・三四	六一、九〇四
牧草	三、六九八・〇三	三五六、六四一	その他	一、一〇三・六一	一九二、三一〇
亞麻	六三・八六	九、〇一二	計	一二、一〇〇・一〇	二、九九九、〇三六

●農畜産物の地位● 本島の沿海は到る處魚介豐富なるのみならず、陸には森林、鑛物及沃野の農牧に適する處亦尠からず。各種の産業は之れより起り逐年隆昌に赴きつゝあれども開拓日淺く未開の地は今尙隨所

にあり、從つて之等の未開地にして開發せらるゝに至らば本島の産業は注目に値するものあるべし。今農畜産物生産額と他産業生産額とを比較すれば左の如し。

年次＼種別	農畜産	林産	水産	鑛産	工産	計
昭和元年	三、七六七、八〇〇	一三、〇五三、八三七	二〇、〇三〇、九四四	二、七二二、二八九	三三、四一七、〇六六	七一、九八一、九三六
昭和二年	四、八五三、五九一	九、九〇〇、七一四	一五、七〇五、三一〇	三、五五三、七三一	四八、六六五、八〇五	八二、六七九、一五一
昭和三年	五、六〇四、二八八	一三、二四三、七二七	二〇、五五七、四三三	四、八八七、九八九	五二、五三〇、〇九七	九五、八三三、五三三
昭和四年	四、八〇一、五九二	二一、五五三、四九三	二〇、八〇〇、六一〇	五、七四三、三三三	六二、八五三、一七三	一〇五、八三二、一八九
昭和五年	四、一三〇、五八三	一〇、三六九、九一六	一三、七六九、一四九	五、六三三、一七七	六四、二四〇、五六三	九七、九九九、三八八

●作物の種類●　本島は北緯四十五度以北に位するを以て氣温は内地北海道に比し低しと雖、栽培せらるる作物の種類に至りては水稻栽培を除きては略北海道に於けると大差なし。

食糧作物中到る處栽培せられつゝあるは麥類、豆菽類、馬鈴薯、根菜類、葉菜類の各種にして麥類中最も多く栽培せらるゝものは燕麥及裸麥等にして其の範圍は全島に亘り、燕麥は作付面積六、九五五●八〇〇ヘクタール、生産價額五十八萬四百八十一圓、稞麥は其の作付面積一、〇二一●四四ヘクタール、十萬三千四百餘圓に達す。

大小麥は能く本島の風土に適し生育良好なれども販路の關係等により年々減少の傾向にあるを以て、之が栽培を促して食糧の自給を期すると共に、一面副業の發展を圖らんが爲め製粉、精麥事業を奬勵しつゝあり。昭和五年末現在作付面積は大麥一四二●六八ヘクタール、四萬一千六百九十六圓なり。

豆菽類中最も廣く栽培せらるゝは豌豆にして、其の作付面積四六〇●九六ヘクタール、産額四萬四千九百九十五圓に達し、品質又優良なり。豌豆に次ぐは菜豆の二一七●六一ヘクタール、二萬六千八百一圓にして、大小豆、蠶豆に至りては何れも六〇ヘクタール内外にして未だ大なる生産を見ず。之れ大小豆は未だ廣く栽培せられざるが爲なるも、蠶豆にありては全島到る處生産せらるゝを以て家畜の增加と相俟つて其の飼料として將來益々增加すべし。

穀類としては以上の外蕎麥、粟、黍、玉蜀黍等生産せらるゝも蕎麥を除きては栽培普及せずして生産額僅少なり。馬鈴薯は燕麥と共に本島に於ける重要作物にして、其の作付反別三、一五三●六七ヘクタール、産額六十六萬三百八十四圓に達せり。主として自家消費に充當しつゝあるも澱粉を製造するの外其の儘市場に搬出せらるゝもの亦尠からず。現在澱粉製造者三百一、製造高七萬二百九十四斤を算するも、何れも小規模のものにして工場工業の域に達せず。

蘿蔔は全島に亘りて廣く栽培せらるゝも大根蛆の被害甚しく、農業者は其の害蟲を避くる爲被害少き新墾地栽培を行ひつゝありしが近年之が有效なる驅除劑發見せられ作付頓に增加し其の作付面積六五五●九三ヘクタール、年産額二十一萬四千六百十三圓に達し將來之が産額は躍進的の增加を來し島内需要を充た